

# 東日本大震災の記録 (暫定版)



平成 23 年 9 月

宮城県土木部

<空 白>

—表紙上段写真—

平成 23 年 3 月 11 日 15 時 57 分頃（地震発生後 1 時間 11 分後）に阿武隈川下流流域下水道の県南浄化センター（岩沼市下野郷地内）へ津波が襲来し、当時、勤務していた 49 名の作業員が屋上に避難している写真である。この 49 名の作業員は翌 12 日の夜に無事救出された。

—表紙下段写真—

国道 398 号の新北上大橋（橋長 565.29m・幅員 8.0m）の上部工 2 径間が津波により落橋した写真である。早期に一般車両や工事車両の通行を確保しなければならないことから、この流失した上部工 2 径間に替わる仮橋を現在施工中である。

## 「東日本大震災の記録（暫定版）」の発刊にあたって

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、震度7の東日本大震災が発生しました。巨大地震と津波により、県下全域で大きな被害が発生し、多くの方が犠牲になり行方不明の方も多数に及びました。ここに謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます。

県内の被害も多岐に及び、被害額は現在のところ公共土木施設、交通基盤施設が1兆円、住宅関係では3兆7千億円と土木建築部門で4兆7千億円余、県全体では7兆2千億円余となっており、未曾有の大災害であります。

これまで国内外から多くのあたたかいご支援をいただき、現在は内陸部の道路、港湾、空港などのインフラはある程度のレベルまで復旧しつつあります。一方浸水域については、ようやく復旧方針が決定したところであり災害査定、復旧工事の発注をこれから本格的に実施していかなければなりません。

土木部では、地方自治法に基づく応援を17都道府県から約100名の皆様に支援をいただいております。大変心強く感じております。今後、年内に災害査定を終了し、本格復旧、復興まちづくり、復興住宅の建設等、一丸となって取り組むこととしていきます。

さて、このような未曾有の大災害に際して、土木部では、その被害状況と初動対応さらには復旧・復興状況を記録誌として保存することで、悲惨な被害を事実として捉え検証し、その記憶を風化させることなく今後の災害対策等へ活かしていくこととしております。具体的には、土木施設等の被害状況、部内各課室・各地方機関の体制・初動対応、応急復旧状況、災害査定状況、他県からの応援体制、市町村支援、応急仮設住宅、被災写真などをわかりやすく章立てし、時系列的に整理して取りまとめたものです。

今回は、発災から半年の節目として、土木部の「宮城県社会資本再生・復興計画」の公表に合わせ、暫定版として発刊いたしました。

今後は、引き続き内容を充実させて一年後の3月11日に追補版を、さらに復旧事業等の完了時（概ね3年後）である平成25年度に完成版を、土木部80周年に合わせて発刊する予定としております。

この記録が、土木建築分野のみならず今後の宮城県の復興に役立つことを期待しております。

平成23年9月

土木部長 橋本 潔

# 目 次

第1章 地震の概要 .....	1
（1）東北地方太平洋沖地震の概要 .....	3
（2）震度分布図と震度 .....	4
（3）余震の発生状況 .....	5
（4）津波の警報区域図 .....	7
（5）津波痕跡調査結果 .....	8
（6）津波の浸水範囲 .....	9
（7）地震に伴う地殻変動 .....	11
第2章 被害の概要（平成23年9月21日現在※継続調査中） .....	13
（1）人的被害 .....	15
（2）住家・非住家被害 .....	15
（3）避難所・避難者数 .....	15
（4）ライフライン被害 .....	15
（5）各施設の被害額 .....	15
（6）公共土木施設等の被害額 .....	18
第3章 津波による沿岸部被災前後写真 .....	19
（1）気仙沼市の被災前後写真 .....	21
（2）南三陸町志津川地区の被災前後写真 .....	22
（3）石巻市北上川河口の被災前後写真 .....	23
（4）女川町の被災前後写真 .....	24
（5）石巻市旧北上川河口の被災前後写真 .....	25
（6）東松島市鳴瀬川河口の被災前後写真 .....	26
（7）仙台港の被災前後写真 .....	27
（8）仙台市宮城野区蒲生地区の被災前後写真 .....	28
（9）仙台市若林区荒浜地区の被災前後写真 .....	29
（10）名取市閑上地区の被災前後写真 .....	30
（11）仙台空港の被災前後写真 .....	31
（12）亘理町鳥の海地区の被災前後写真 .....	32

第4章 公共土木施設の被災状況.....	33
(1) 道路施設の被災写真 .....	35
(2) 河川・海岸保全施設の被災写真 .....	47
(3) 砂防・地すべり・急傾斜地施設の被災写真 .....	56
(4) 港湾施設の被災写真.....	59
(5) 下水道施設の被災写真 .....	61
(6) 仙台空港関連施設の被災写真.....	63
(7) 都市公園の被災写真 .....	64
(8) 仙台港背後地の被災写真 .....	65
(9) 県庁及び各事務所の被災写真 .....	66
第5章 地震発生後の対応 .....	75
(1) 土木部災害対策本部の設置 .....	77
(2) 土木部職員の安否確認.....	77
(3) 土木部の災害復旧体制 .....	77
(4) 他県職員の応援派遣 .....	78
(5) 土木部災害対策本部の初動対応（発災後から1ヶ月） .....	79
(6) 事務所の初動対応（発災後から1ヶ月）.....	111
(7) B C P(土木部事業継続計画).....	120
(8) 公共土木施設等の復旧・復興工程 .....	121
(9) 道路交通規制 .....	123
(10) 応急仮設住宅 .....	124
(11) 被災建築物応急危険度判定 .....	125
(12) 被災宅地危険度判定 .....	127
(13) 公共土木施設における災害廃棄物 .....	129
(14) 公共土木施設における放射能及び空間線量率.....	132
第6章 被災した海岸堤防の新たな津波対策 .....	135
(1) 国等における津波対策に関する基本的な考え方 .....	137
(2) 本県における津波対策の考え方 .....	137
(3) 津波高の検討について .....	138

第7章 被災市町の復興まちづくり支援 .....	151
(1) 支援の目的.....	153
(2) 支援の対象市町.....	153
(3) これまでの取組み .....	153
(4) これからの取組み .....	153
(5) まちづくり計画の策定支援の経緯 .....	154
第8章 関係法令等の指定 .....	157
(1) 激甚災害 .....	159
(2) 災害救助法.....	159
(3) 被災者生活再建支援法 .....	160
(4) 特定非常災害 .....	160
第9章 災害査定 .....	161
(1) 水管理・国土保全局の災害査定状況.....	163
(2) 都市局の災害査定状況.....	163
(3) 港湾局の災害査定状況.....	163
(4) 住宅局の災害査定状況.....	163
第10章 公共土木施設の応急復旧状況.....	165
(1) 道路施設の応急復旧写真 .....	167
(2) 河川施設の応急復旧写真.....	174
(3) 海岸保全施設の応急復旧写真.....	181
(4) 港湾施設の応急復旧写真.....	186
(5) 下水道施設の応急復旧写真 .....	190
(6) 仙台空港関連施設の応急復旧写真 .....	193
(7) 都市公園の応急復旧写真 .....	194
(8) 仙台港背後地の応急復旧写真 .....	195
資料編1 宮城県知事からのメッセージ .....	197
(1) 東日本大震災の発生直後 .....	199
(2) 東日本大震災の発生から新年度を迎えて.....	200
(3) 東日本大震災の発生から1ヶ月を経過して.....	203
(4) 東日本大震災の発生から半年を迎えて .....	205

資料編 2 宮城県土木部長からのメッセージ .....	207
(1) 温故創新 No1 (平成 23 年 4 月 1 日) .....	209
(2) 温故創新 No2 (平成 23 年 4 月 14 日) .....	213
(3) 温故創新 No3 (平成 23 年 5 月 20 日) .....	216
(4) 温故創新 No4 (平成 23 年 6 月 15 日) .....	218
(5) 温故創新 No5 (平成 23 年 7 月 1 日) .....	222
(6) 温故創新 No6 (平成 23 年 8 月 1 日) .....	225
(7) 温故創新 No7 (平成 23 年 9 月 6 日) .....	228

<空 白>

# 第1章 地震の概要

<空 白>

### (1) 東北地方太平洋沖地震の概要

発生時刻：平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分

震 源：三陸沖（牡鹿半島の東南東 約 130km 付近），深さ約 24 k m

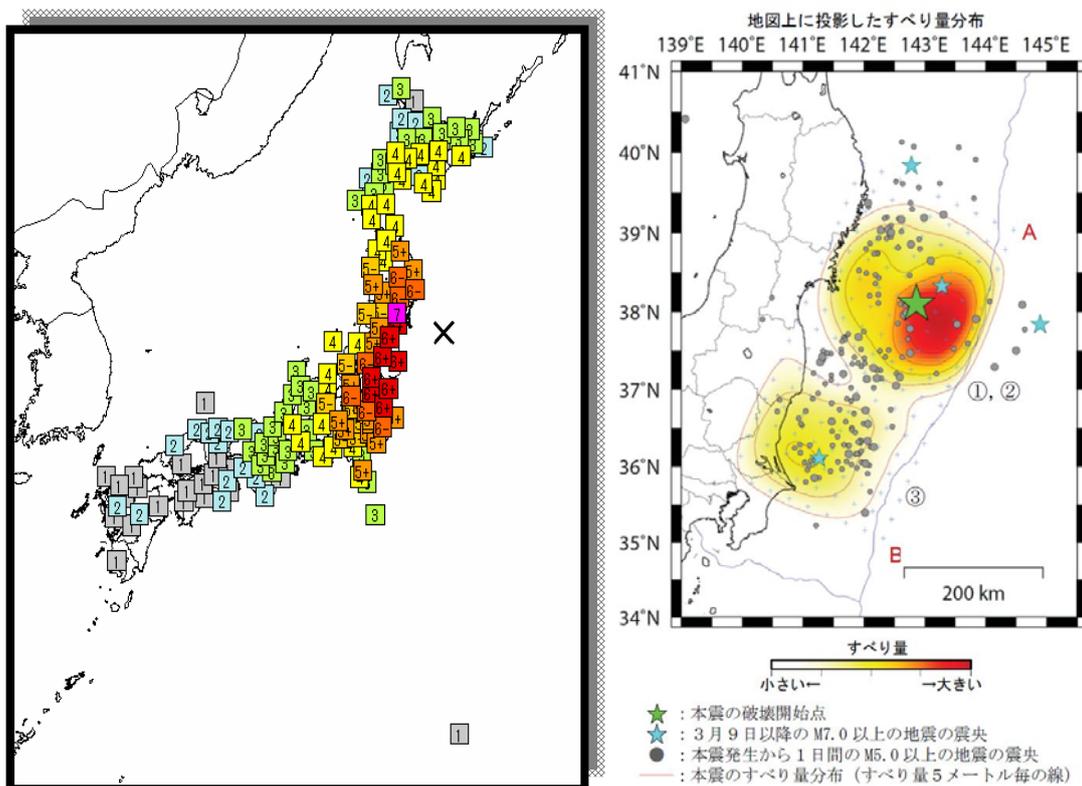
規 模：Mw9.0（Mw はモーメントマグニチュード）

断層の大きさ：長さ 450km，幅 200km

地震の種類：海溝型地震，逆断層型

この地震により宮城県栗原市で震度 7，宮城県，福島県，茨城県，栃木県で震度 6 強など広い範囲で強い揺れを観測した。また，太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し，特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では甚大な被害となった。

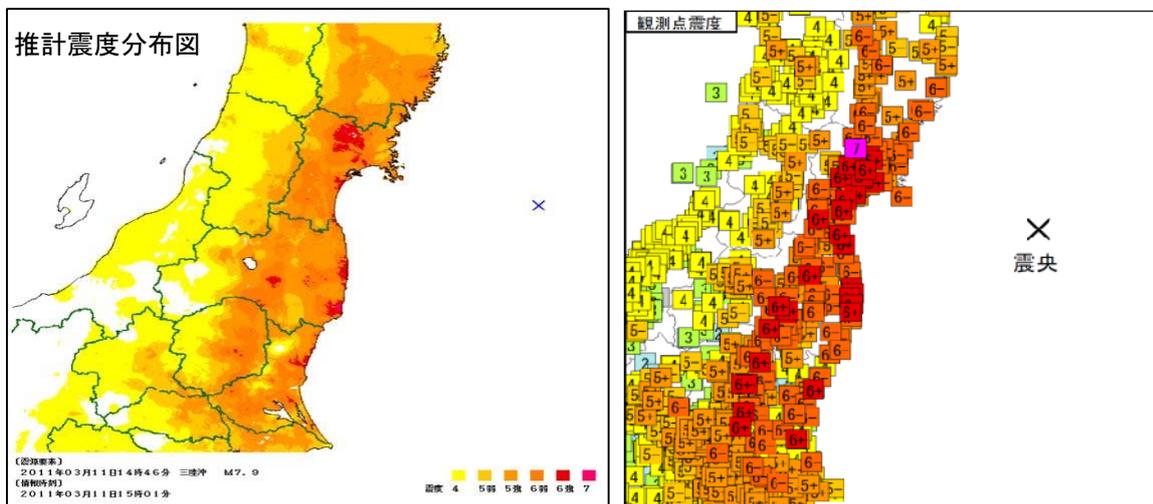
この東北地方沖太平洋沖地震及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故等の災害を総称して，「東日本大震災(平成 23 年 4 月 1 日閣議決定)」と呼称することになった。



## (2) 震度分布図と震度

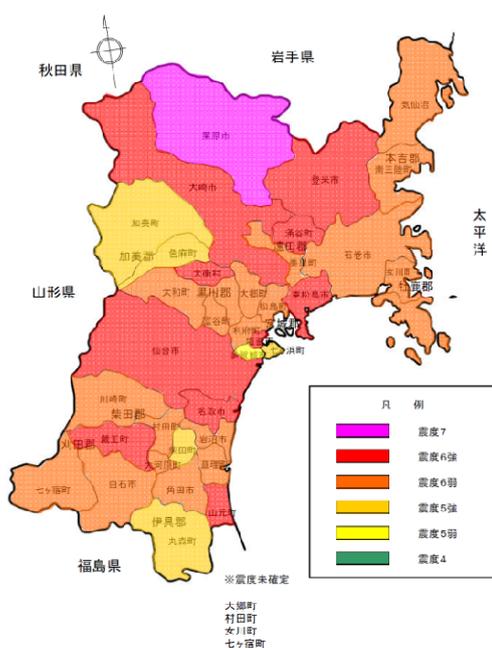
### ○本震の東日本における震度分布図と震度

北海道から九州にわたる広範囲で地震の揺れを観測しており、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県の一部で震度6強、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県の一部で震度6弱を観測した。



### ○本震の県内における震度分布図と震度

栗原市で震度7、仙台市、塩竈市、名取市、登米市、東松島市、大崎市、蔵王町、川崎町、山元町、大衡村、涌谷町の11市町村で震度6強など、非常に強い揺れを県内各市町村で観測した。



仙台市	6強	蔵王町	6強	大郷町	不明
石巻市	6弱	七ヶ宿町	不明	富谷町	6弱
塩竈市	6強	大河原町	6弱	大衡村	6強
気仙沼市	6弱	村田町	不明	色麻町	5強
白石市	6弱	柴田町	5強	加美町	5強
名取市	6強	川崎町	6強	涌谷町	6強
角田市	6弱	丸森町	5強	美里町	6弱
多賀城市	5弱	巨理町	6弱	女川町	不明
岩沼市	6弱	山元町	6強	南三陸町	6弱
登米市	6強	松島町	6弱		
栗原市	7	七ヶ浜町	5強		
東松島市	6強	利府町	6弱		
大崎市	6強	大和町	6弱		

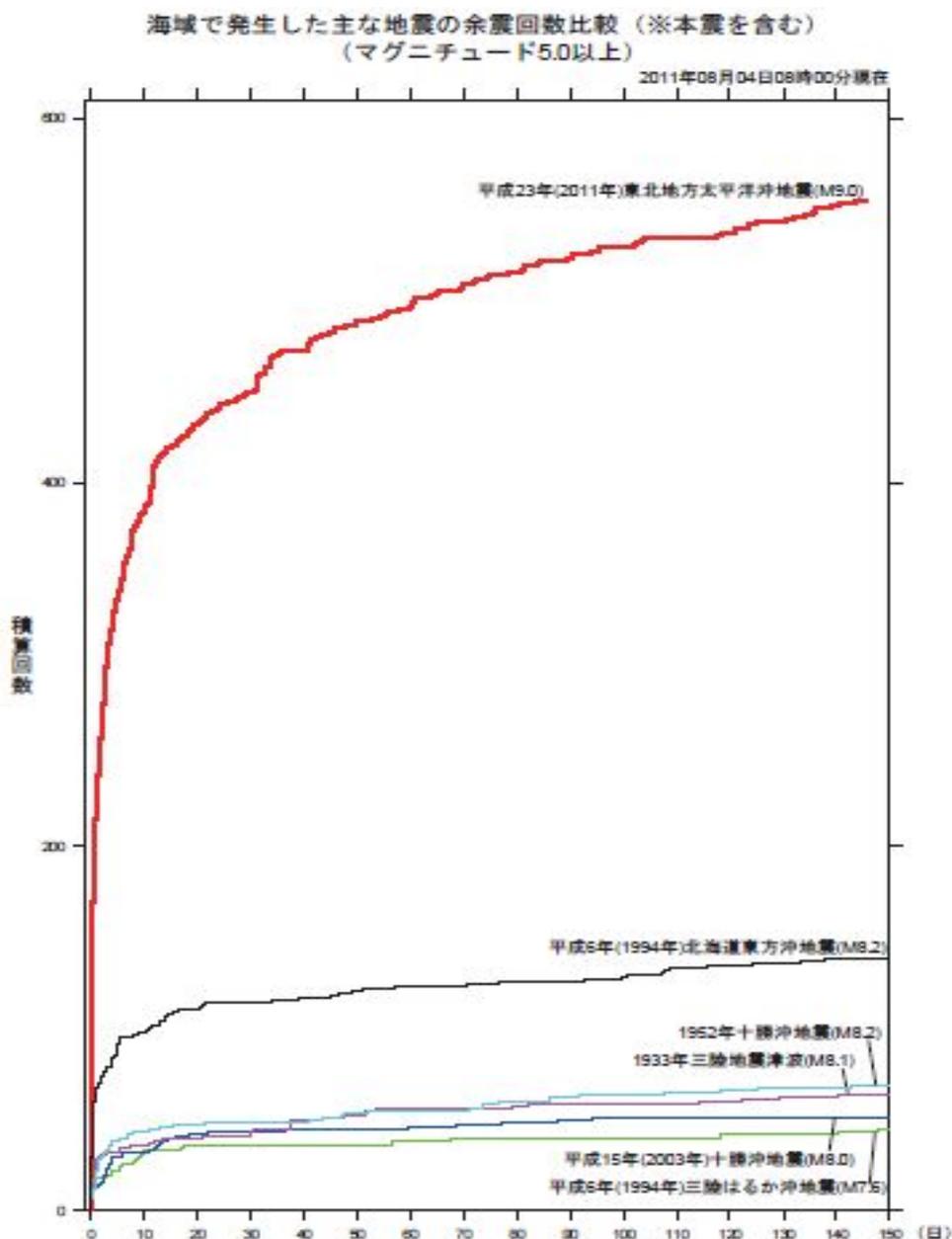
気象庁発表資料に基づき作成

**(3) 余震の発生状況**

東北地方太平洋沖地震は余震が非常に多いのが特徴であり、M7.0以上が6回、M6.0以上が89回、M5.0以上が552回となっている。

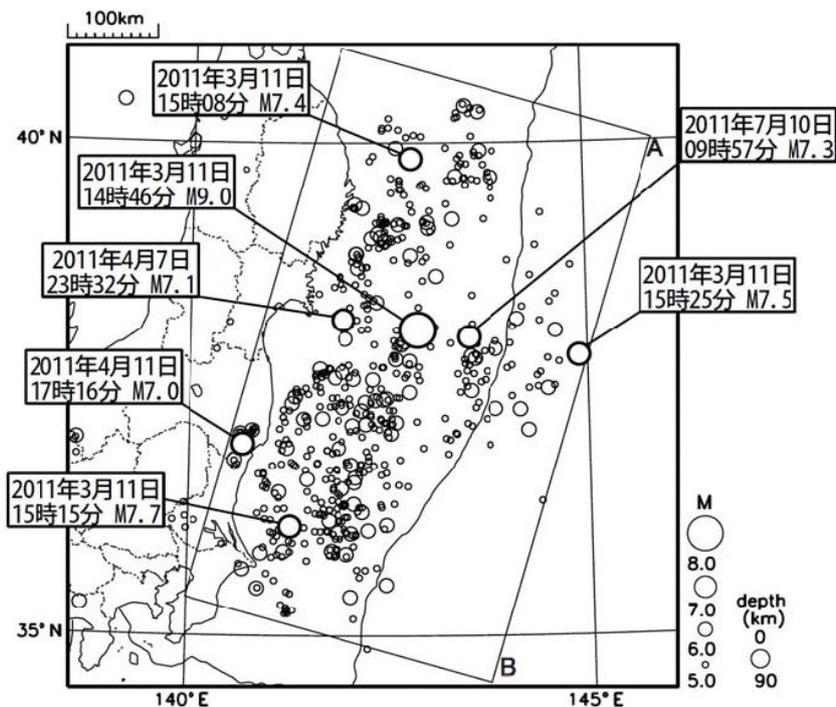
**余震回数(2011/03/11 14:46 ~ 2011/08/04 08:00)※本震を除く**

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
M5.0以上	430	56	29	17	19	1	552
M6.0以上	70	10	1	4	4	0	89
M7.0以上	3	2	0	0	1	0	6

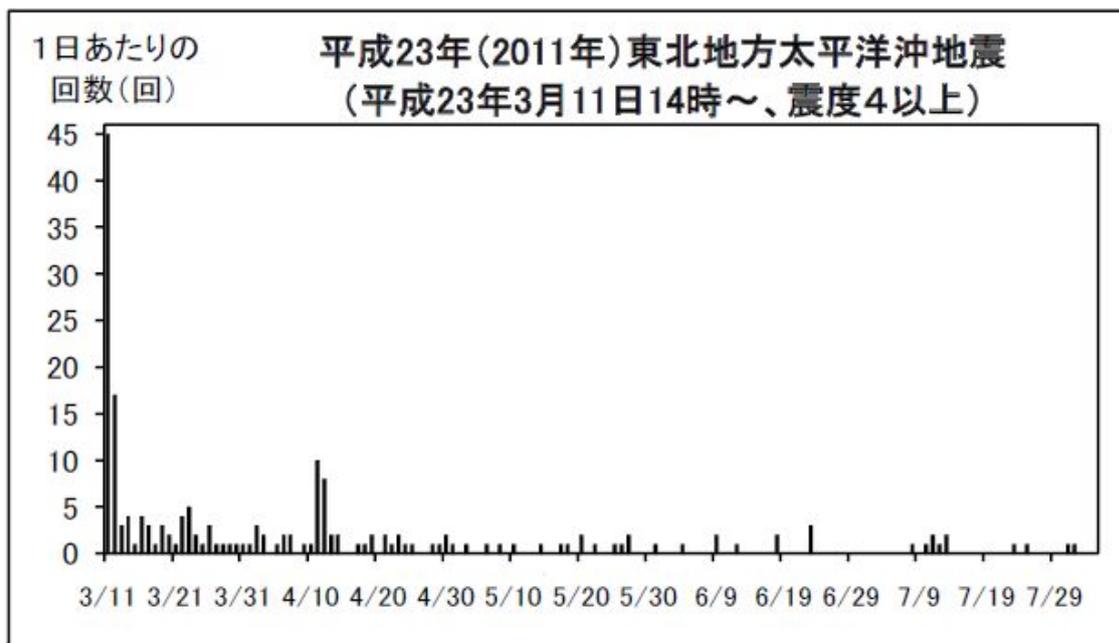


震央分布図

(2011年3月11日12時00分～8月4日08時00分、深さ90km以浅、 $M \geq 5.0$ )



丸の大きさはマグニチュードの大きさを表す。  
M7.0以上の地震に吹き出しをつけている。

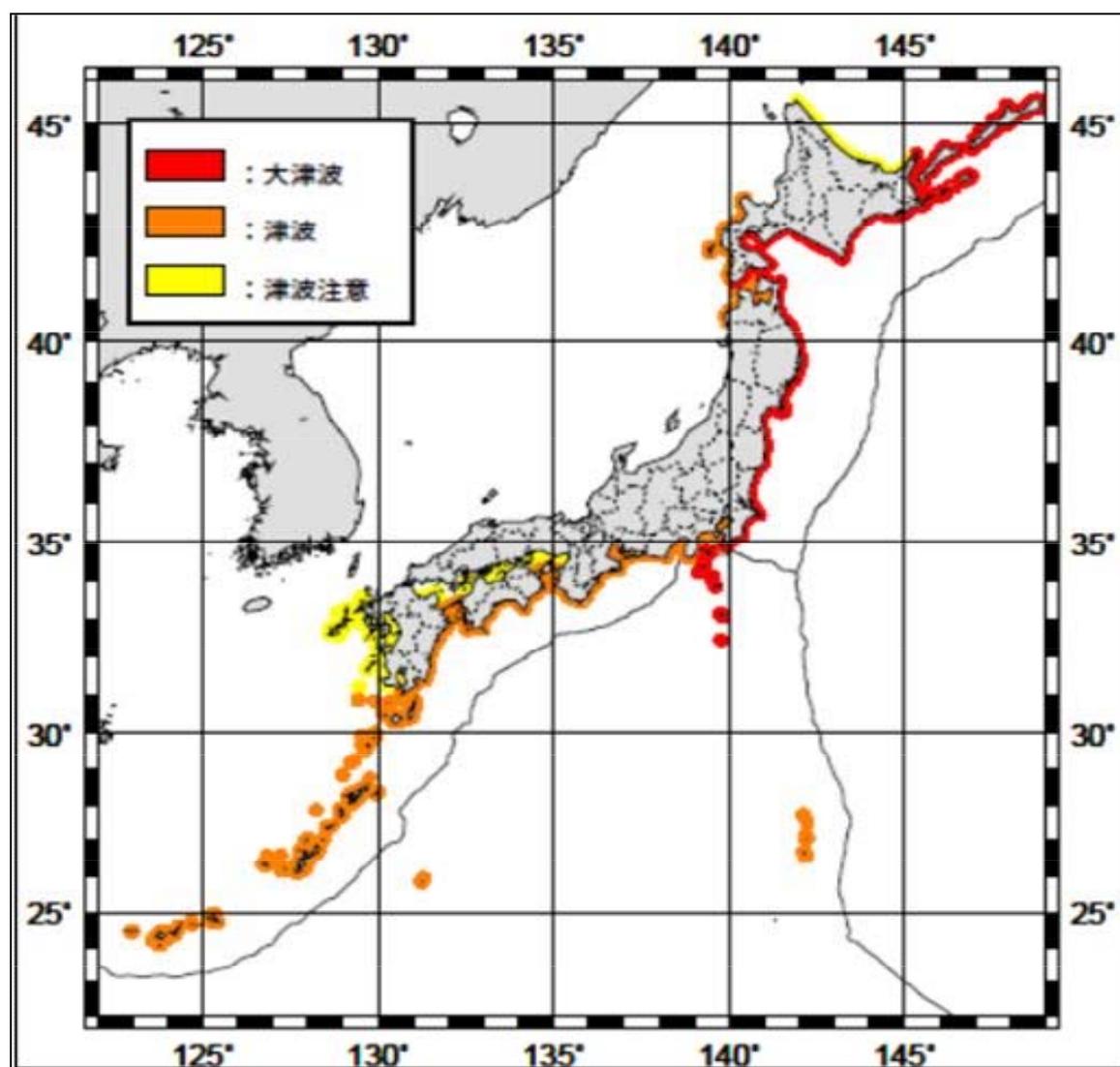


#### (4) 津波の警報区域図

気象庁は、地震の揺れが継続していた14時49分に北海道から関東地方の太平洋沿岸に大津波警報、北海道の日本海側、関東地方から沖縄地方に津波警報、北海道のオホーツク海、瀬戸内海、九州地方の東シナ海側などに津波注意報を発令した。

この大津波警報、津波警報、津波注意報の区域は15時14分と15時30分に2回にわたって拡大された。

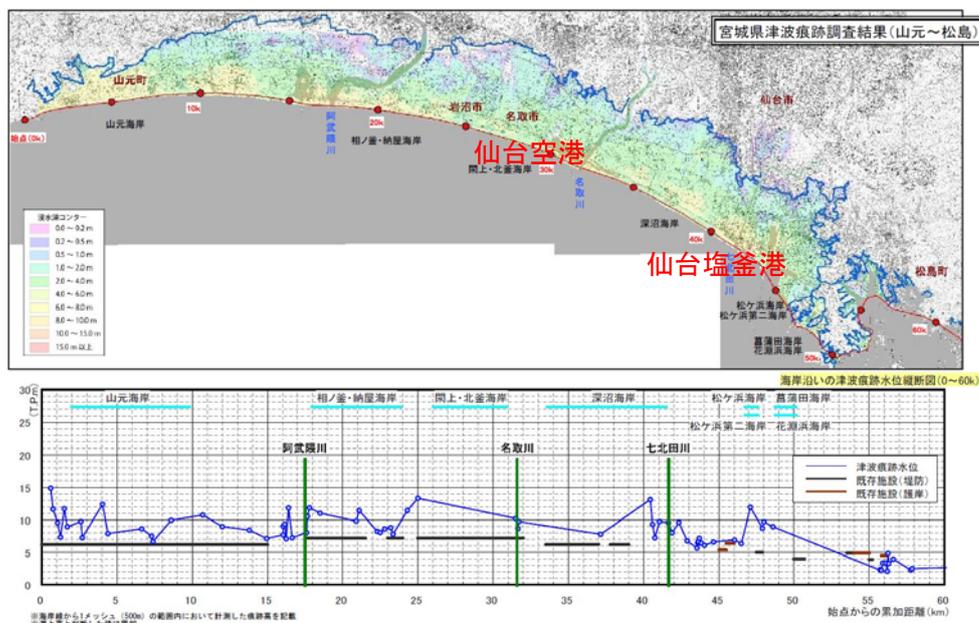
○津波の警報区域図



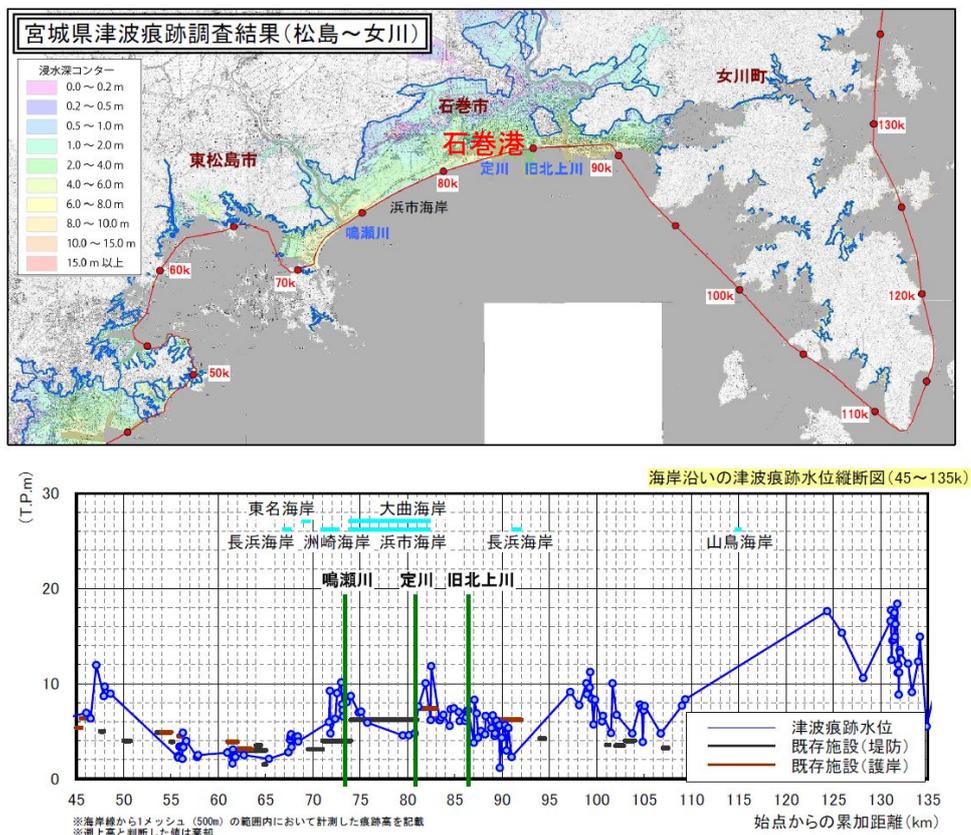
### (5) 津波の痕跡調査結果

宮城県の沿岸部全域にわたって非常に高い津波を観測しており、平野部で10m以上、リアス式海岸で20m以上の津波を記録している。

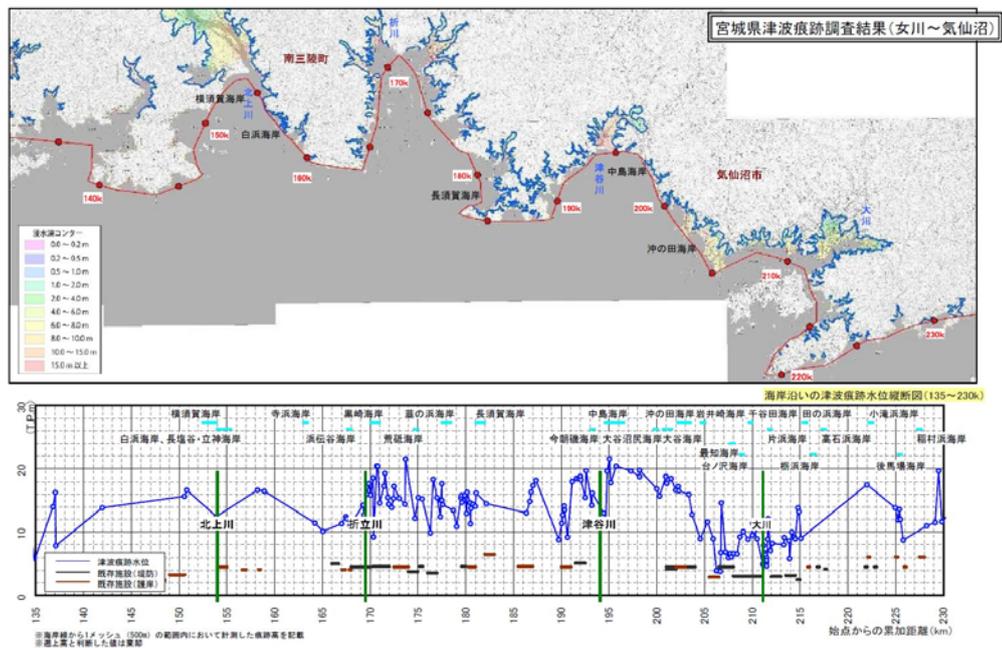
#### ○山元町～松島町



#### ○松島町～女川町



○女川町～気仙沼市



**(6) 津波の浸水範囲**

推定浸水域にかかる8市7町で人口1,205,851人のうち277,952人で23.1%、世帯数は466,356世帯のうち97,705世帯で21.0%の方々が津波による被災を受けている。



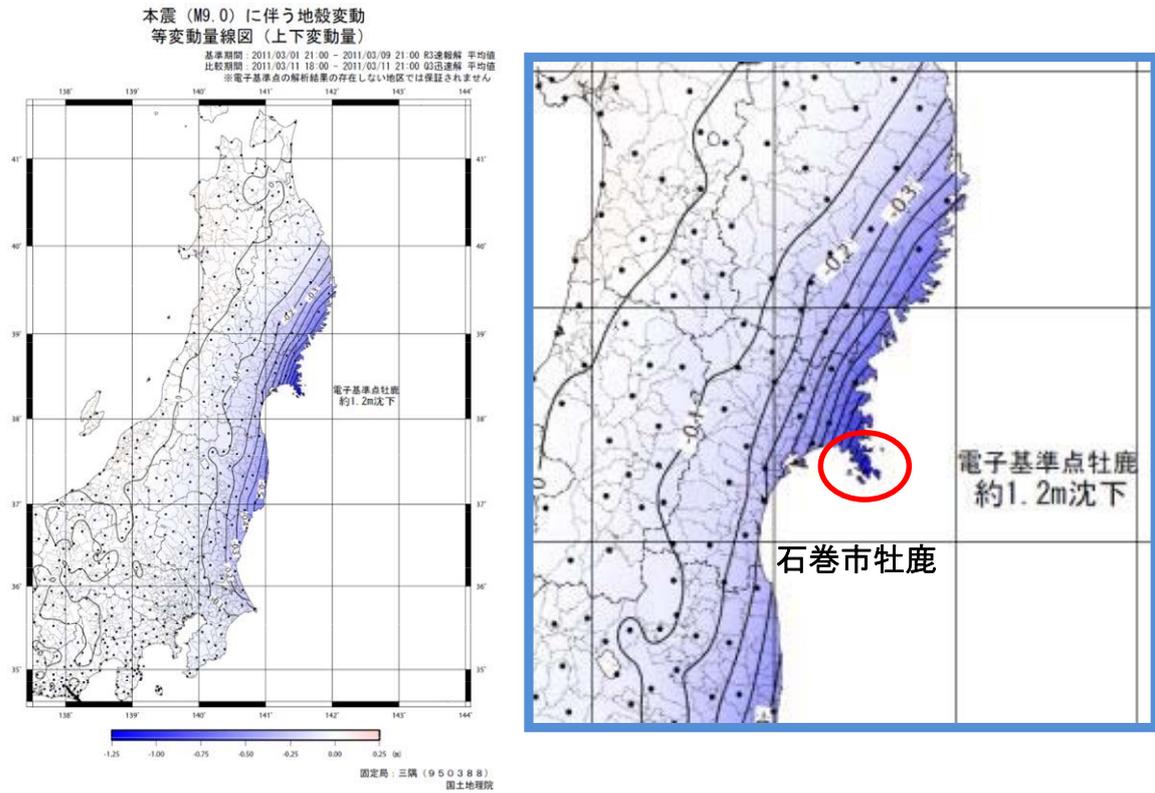
○推定浸水域にかかる人口及び世帯数

市区町村	推定浸水域にかかる人口及び世帯数(a)		当該市区町村の人口及び世帯数(b)		推定浸水域の割合(%) (a)÷(b)×100	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
宮城野区	11,858	4,192	190,485	85,790	6.2	4.9
若林区	8,700	2,470	132,191	58,891	6.6	4.2
太白区	2,519	818	220,715	91,585	1.1	0.9
石巻市	102,670	39,091	160,704	57,812	63.9	67.6
塩竈市	173	80	56,490	20,314	0.3	0.4
気仙沼市	29,648	10,456	73,494	25,464	40.3	41.1
名取市	12,132	3,956	73,140	25,150	16.6	15.7
多賀城市	13,681	5,421	62,979	24,047	21.7	22.5
岩沼市	7,310	2,082	44,198	15,530	16.5	13.4
東松島市	32,993	10,917	42,908	13,995	76.9	78
亶理町	13,186	3,938	34,846	10,899	37.8	36.1
山元町	9,341	3,021	16,711	5,233	55.9	57.7
松島町	1,944	738	15,089	5,149	12.9	14.3
七ヶ浜町	9,433	2,850	20,419	6,415	46.2	44.4
利府町	242	96	34,000	10,819	0.7	0.9
女川町	8,816	3,470	10,051	3,968	87.7	87.4
南三陸町	13,306	4,109	17,431	5,295	76.3	77.6
<b>合計</b>	<b>277,952</b>	<b>97,705</b>	<b>1,205,851</b>	<b>466,356</b>	<b>23.1%</b>	<b>21.0%</b>

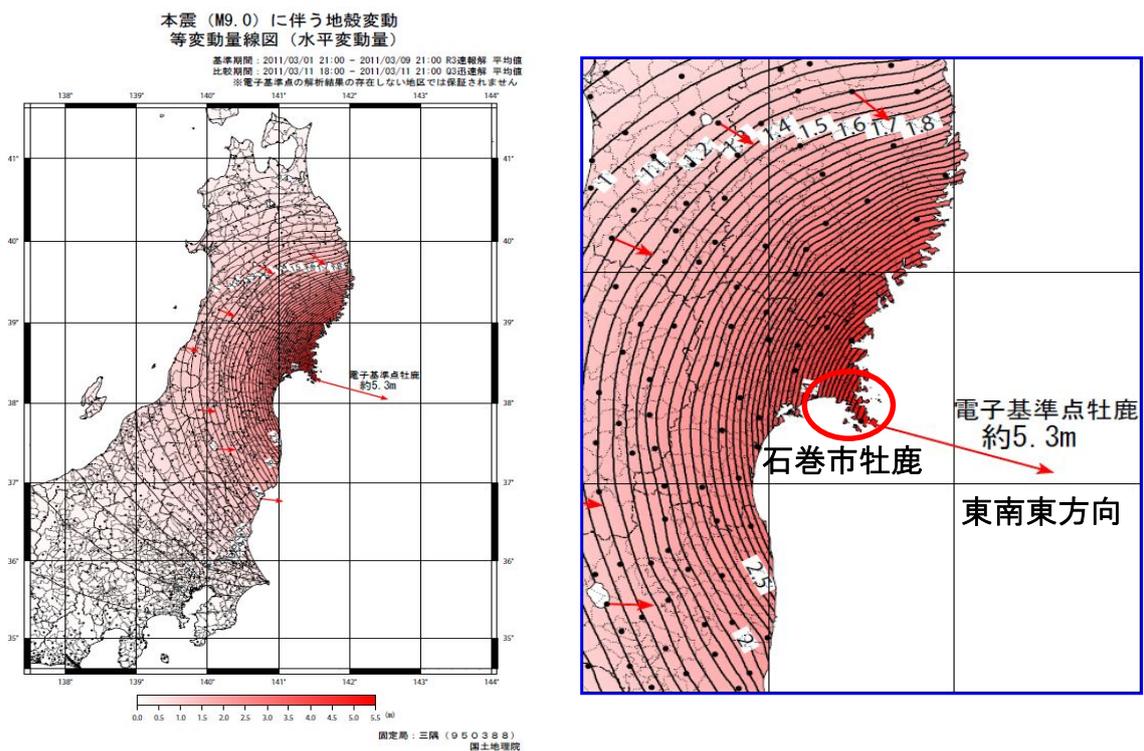
**(7)地震に伴う地殻移動**

石巻市牡鹿では、上下方向で約1.2mの地盤沈下、東南東方向に5.3m移動したことが確認されており、海拔0m以下の面積は56km<sup>2</sup>で地震前の3.4倍に増加した。

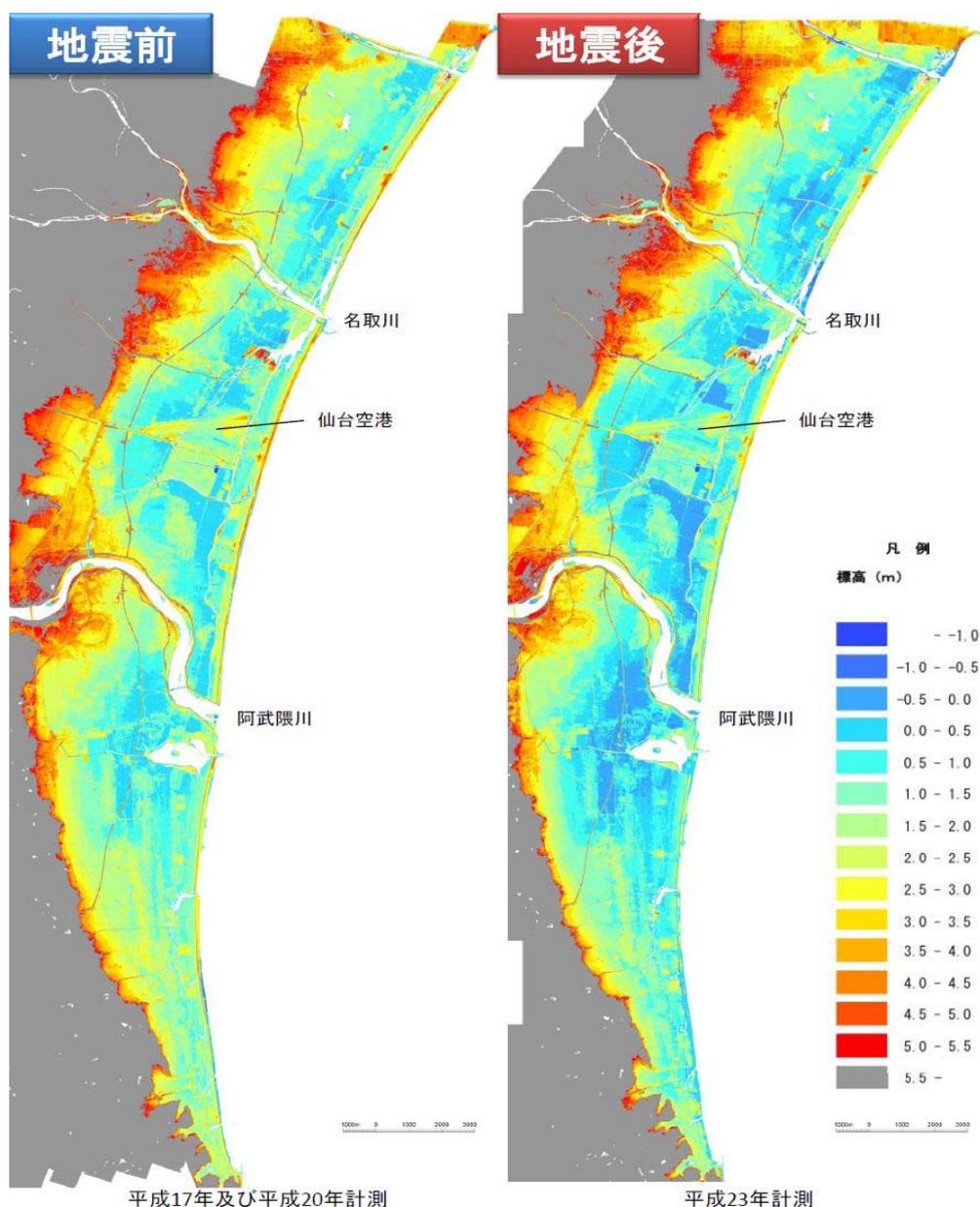
○上下変動



○水平変動



○海面以下となった土地



平成17年及び平成20年計測

平成23年計測

	地震後	地震後の増加割合
海拔0M以下の面積 (T.P.±0.0m)	56km <sup>2</sup>	3.4倍
大潮の満潮位以下の面積 (T.P.+0.7m)	129km <sup>2</sup>	1.9倍
過去最高潮位以下の面積 (T.P.+1.6m)	216km <sup>2</sup>	1.4倍

## 第2章 被害の概要（継続調査中）

<空 白>

**(1) 人的被害（平成23年9月21日現在 ※詳細は次ページ）**

死者	9,415人
行方不明者	2,141人
重傷	421人
軽傷（その他を含む）	3,579人

**(2) 住家・非住家被害（平成23年9月21日現在 ※詳細は次ページ）**

全壊	75,376棟
半壊	91,393棟
一部損壊	172,219棟
床上浸水	7,068棟
床下浸水	10,982棟
非住家被害	27,324棟

**(3) ピーク時（平成23年3月14日）の避難所・避難者数**

避難所	1,183施設
避難者数	320,885人

**(4) ピーク時のライフライン被害**

電気 停電戸数	1,545,494戸（平成23年6月18日復旧）
水道 給水支障	35市町村（宮城県内の全市町村）
ガス 供給支障	13市町

**(5) 各施設の被害額（平成23年9月21日現在 ※詳細は次ページ）**

交通関係	124	鉄道，バス，離島航路
ライフライン施設	1,668	電気，水道，都市ガス，通信・放送施設
保健医療・福祉施設	502	医療機関，社会福祉施設等
建築物（住宅関係）	37,386	
民間施設等	7,350	工業関係，商業関係
農林水産関係	12,274	
公共土木施設・交通基盤施設	10,046	道路，河川，海岸，港湾等
文教施設	1,978	公立学校，私立学校，文化財等
廃棄物処理・し尿処理施設	59	
その他の公共施設等	706	観光施設，庁舎，消防・警察関係施設等

計 72,093 億円

人的被害及び住家被害の状況（平成23年9月21日現在）

市町村	人的被害					住家被害					
	死者	行方不明者	重傷	軽傷	その他	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	非住家被害
	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟
仙台市	704	26	275	1,994	0	23,166	59,394	91,741	調査中	調査中	調査中
石巻市	3,173	759	調査中	調査中	調査中	19,374	3,993	9,479	6,837	10,886	7,301
塩竈市	21	1	2	8	調査中	682	2,784	3,973	調査中	調査中	892
気仙沼市	1,017	387	調査中	調査中	調査中	8,536	2,405	3,488	調査中	調査中	10,502
白石市	1	0	0	18	0	39	494	1,915	0	0	調査中
名取市	911	72	14	191	0	2,788	931	8,170	調査中	調査中	2,419
角田市	0	0	0	4	0	13	138	796	0	0	調査中
多賀城市	188	1	調査中	調査中	調査中	1,687	3,255	5,269	調査中	調査中	調査中
岩沼市	183	1	7	286	0	723	1,582	2,601	調査中	調査中	調査中
登米市	0	4	11	40	0	186	1,104	2,874	調査中	3	739
栗原市	0	0	6	544	0	55	300	4,584	0	3	48
東松島市	1,044	94	調査中	調査中	調査中	5,432	5,471	3,607	調査中	調査中	調査中
大崎市	4	0	61	147	0	532	1,848	6,934	調査中	調査中	328
蔵王町	0	0	0	0	0	13	112	1,023	0	0	627
七ヶ宿町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大河原町	0	0	0	0	1	9	129	1,163	0	0	105
村田町	0	0	0	1	0	9	108	589	0	0	229
柴田町	2	0	3	1	調査中	13	163	1,152	0	0	調査中
川崎町	0	0	0	0	3	0	14	300	0	0	1
丸森町	0	0	0	0	0	1	29	491	0	0	調査中
亘理町	257	13	1	調査中	43	2,465	1,036	2,032	調査中	調査中	調査中
山元町	670	20	9	81	調査中	2,204	1,058	1,093	調査中	調査中	323
松島町	2	0	3	34	0	215	1,422	1,259	187	81	調査中
七ヶ浜町	66	5	調査中	調査中	調査中	729	460	1,067	調査中	調査中	調査中
利府町	46	0	4	0	調査中	48	589	2,700	44	9	調査中
大和町	0	0	0	7	0	41	202	1,693	0	0	調査中
大郷町	1	0	1	4	1	46	163	689	0	0	調査中
富谷町	0	0	2	31	0	17	536	4,586	0	0	調査中
大衡村	0	1	0	4	0	0	9	764	0	0	7
色麻町	0	0	0	9	0	0	13	183	0	0	26
加美町	0	0	0	33	0	8	25	596	0	0	109
涌谷町	1	2	3	20	24	130	591	740	0	0	608
美里町	0	1	19	48	0	128	547	2,848	0	0	1,574
女川町	566	411	調査中	調査中	2	2,939	337	640	調査中	調査中	1,486
南三陸町	558	343	調査中	調査中	調査中	3,148	151	1,180	調査中	調査中	調査中
<b>計</b>	<b>9,415</b>	<b>2,141</b>	<b>421</b>	<b>3,505</b>	<b>74</b>	<b>75,376</b>	<b>91,393</b>	<b>172,219</b>	<b>7,068</b>	<b>10,982</b>	<b>27,324</b>

※上記には、4月7日・7月25日・7月31日の余震の被害を含んでいます。

## 各施設の被害額（平成23年9月21日現在）

単位：千円

項目		金額	概要	
交通関係 12,401,446	鉄道 10,660,000	阿武隈急行	386,000	
		仙台臨海鉄道	1,742,000	
		仙台市営地下鉄	1,250,000	
		東日本旅客鉄道	(調査中)	
		日本貨物鉄道	7,282,000	
	バス	1,318,000	仙台市営バス、宮城交通等	
	離島航路 423,446	塩竈市営汽船	25,746	
		大島汽船	327,700	
		網地島ライン	40,000	
		シーパル女川汽船	30,000	
ライフライン施設 166,814,501	水道 31,720,101	上水道	31,125,182	水道、水道用水供給事業施設
		工業用水道	594,919	
	電気	51,000,000		
	都市ガス	27,550,000		
保健医療・福祉関係施設 50,200,317	通信・放送	56,544,400	電気通信施設、放送施設等	
	医療機関等	32,553,760		
	民間等社会福祉施設 その他県有施設等	16,789,214 857,343	県立社会福祉施設、宮城県立病院機構等	
建築物(住宅関係)		3,738,600,000		
民間施設等 735,000,000	工業関係	590,000,000	建物・機械・設備品等	
	商業関係	145,000,000	建物・商品等	
	自動車・船舶(漁船を除く)	(調査中)		
農林水産関係 1,227,386,212	農業関係	514,393,592	農地、農業施設、農作物等	
	畜産関係	5,009,460	畜舎、家畜、畜産品等	
	林業関係	13,665,705	林道、林地、治山施設、林産物等	
	水産業関係	684,997,841	水産施設、漁港、漁船、水産物等	
	その他(県所管施設)	9,319,614	船舶、水産技術総合センター等	
公共土木施設(仙台市含む)・ 交通基盤施設 1,004,610,000	高速道路 12,420,000	NEXCO東日本所管分	12,000,000	東北自動車道、仙台東部道路、 仙台北部道路、常磐自動車道
		宮城県道路公社所管分	420,000	仙台南部道路、仙台松島道路
	国直轄分	106,870,000		
	道路(橋梁を含む)	160,969,000		
	河川(ダムを含む)	115,597,000		
	海岸	98,990,000		
	港湾	76,270,000		
	下水道	363,470,000		
	その他公共土木施設等(空港、所管施設を含む)	70,024,000	砂防、公園等	
文教施設 197,760,099	県立学校	26,428,955		
	市町村立学校	51,355,887		
	私立学校	11,409,888		
	国立学校施設	69,000,000		
	私立大学	3,755,830		
	その他文教施設	35,809,539	社会教育施設、文化財施設、研究施設、 宮城大学等	
廃棄物処理・し尿処理施設		5,907,170		
その他の公共施設等 70,606,023	観光施設	21,600,000		
	消防関係施設等	16,428,000		
	警察関係施設等	10,271,472		
	その他	22,306,551	庁舎、県施設等	

**(6) 公共土木施設等の被害額（平成23年9月21日現在）**

種別	工種	県所管分 (調査率 92%)		市町村所管分 (仙台市除く) (調査率 83%)		合計		仙台市 所管分	合計
		件数 (箇所)	概算被害額	件数 (箇所)	概算被害額	件数 (箇所)	概算被害額		
公共土木施設	道路	1,604	49,445	2,714	21,287	4,318	70,732	73,112	143,844
	橋梁	141	7,168	43	1,192	184	8,360	8,765	17,125
	河川	642	109,845	22	4,000	664	113,845	800	114,645
	ダム	28	952			28	952		
	海岸	63	98,990			63	98,990		
	砂防	40	1,702			40	1,702		
	公園	6	3,265	275	35,000	281	38,265	8,140	46,405
	都市災	10	3,100	101	4,000	111	7,100		
	港湾	526	76,270			526	76,270		
	下水道	109	73,400	341	139,990	450	213,390	150,080	363,470
	県営住宅	102	4,217			102	4,217		
小計	3,271	428,354	3,496	205,469	6,767	633,823			
空港関連施設	-	-	-	-	3	10,300			
土木部所管施設	13	300			13	300			
合計	3,284	428,654	3,496	205,469	6,783	644,423	240,897	885,320	
前回比	1	8	0	0	1	8			
国直轄分	(河川, 海岸, 道路, 港湾など)								106,870
NEXCO東日本									12,000
宮城県道路公社分									420
公共土木施設・交通基盤施設 計									1,004,610
住宅関係									3,738,600
総計									4,743,210

### 第3章 津波による沿岸部被災前後写真

<空 白>

**(1) 気仙沼市の被災前後写真**



写真提供：(社)東北建設協会

**(2) 南三陸町志津川地区の被災前後写真**



写真提供：(社)東北建設協会

**(3) 石巻市北上川河口の被災前後写真**



写真提供：(社)東北建設協会

**(4) 女川町の被災前後写真**



写真提供：(社)東北建設協会

**(5) 石巻市旧北上川河口の被災前後写真**



写真提供：(社)東北建設協会

**(6) 東松島市鳴瀬川河口の被災前後写真**



写真提供：(社)東北建設協会

**(7) 仙台港の被災前後写真**



写真提供：(社)東北建設協会

**(8) 仙台市宮城野区蒲生地区の被災前後写真**



写真提供：(社)東北建設協会

**(9) 仙台市若林区荒浜地区の被災前後写真**



写真提供：(社)東北建設協会

**(10) 名取市閑上地区の被災前後写真**



写真提供：(社)東北建設協会

(11) 仙台空港の被災前後写真



写真提供：(社)東北建設協会

**(12) 巨理町鳥の海地区の被災前後写真**

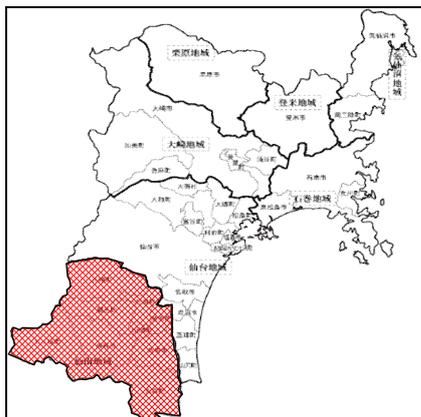


写真提供：(社)東北建設協会

## 第4章 公共土木施設の被災状況

<空 白>

(1) 道路施設の被災写真



大河原管内



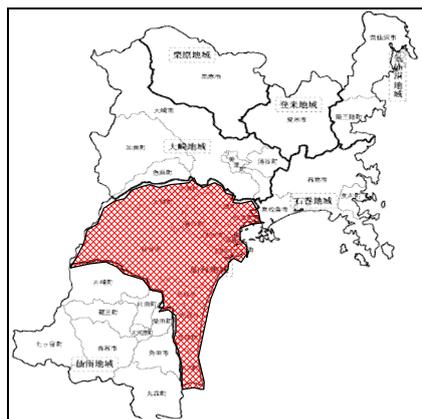
丸森柴田線（角田市坂津田地内）平成23年3月13日撮影



南蔵王七ヶ宿線（七ヶ宿町横川地内）平成23年3月13日撮影



亘理大河原川崎線（川崎町支倉地内）平成23年3月14日撮影



仙台管内



津波で流失した高浦橋

(主)相馬互理線 (山元町中浜地内)



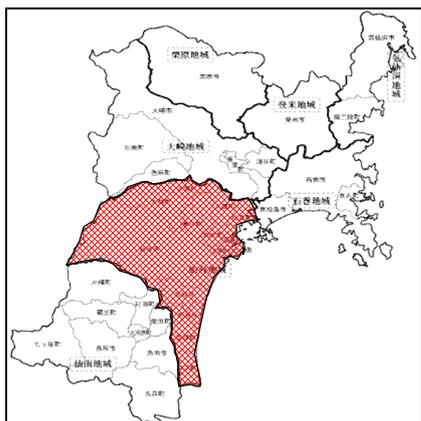
津波で流失した韮森橋

(主)塩釜七ヶ浜多賀城線 (七ヶ浜町菖蒲田浜地内)



津波で流失し橋本橋

(主)塩釜七ヶ浜多賀城線 (七ヶ浜町菖蒲田浜地内)



仙台管内



(主)塩釜港線 (塩釜市港地内)

地盤沈下の影響で冠水する(主)塩釜港線

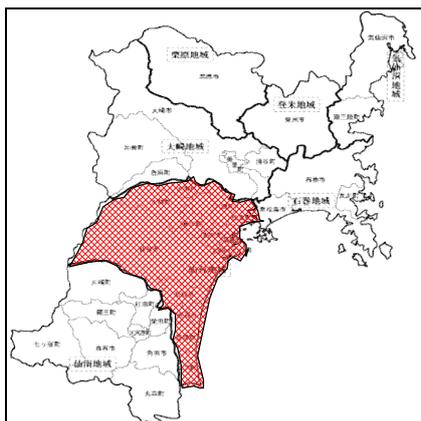


(主)塩釜港線 (塩釜市港地内)

津波で水没した仙台空港トンネル



(主)塩釜互理線 (岩沼市下野郷地内)



仙台管内



(主)利府松山線 (大郷町粕川地内)



(一)大和幡谷線 (大郷町不来内地内)

基礎杭が座屈した西川橋



(主)大和松島線 (大和町鶴巣大平地内)



大崎管内



栗駒岩出山線（大崎市岩出山堂の沢）



鳴子池月線（大崎市鳴子温泉沢目木地内）平成23年3月27日撮影



利府松山線（大崎市松山下伊場野地内）平成23年3月12日撮影



栗原管内



(一)若柳築館線(栗原市若柳上畑岡地内)平成23年3月12日撮影



(主)古川一迫線(栗原市高清水手取地内)平成23年3月14日撮影

地震による沓座の破壊



(主)古川一迫線(栗原市高清水手取地内)平成23年4月13日撮影



登米管内



国道 346 号（登米市米山町櫓場場内）平成 23 年 3 月 11 日撮影



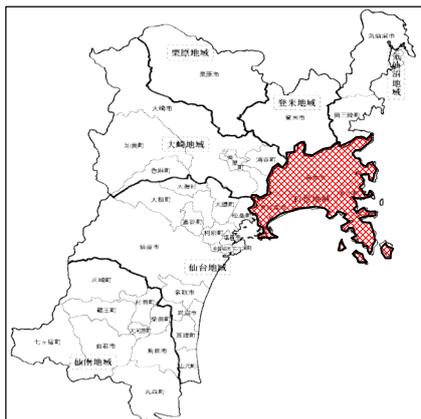
橋台背面が沈下した米谷大橋

国道 398 号（登米市東和町米谷字元町地内）平成 23 年 3 月 11 日撮影

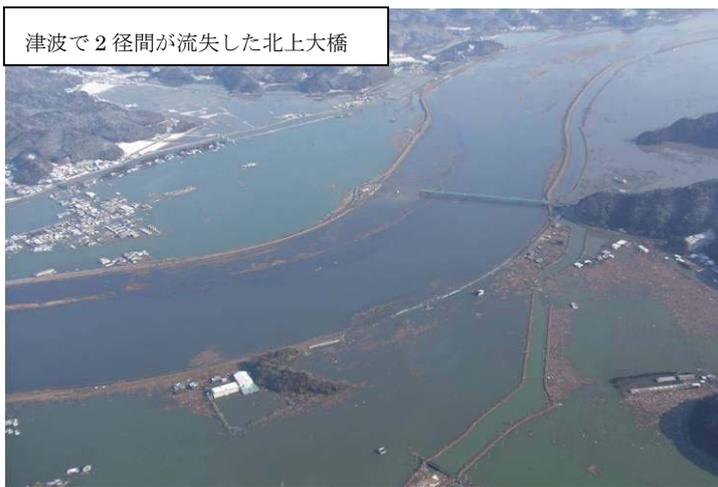


地震で径間がずれた錦橋

国道 398 号（登米市迫町佐沼地内）平成 23 年 3 月 11 日撮影



石巻管内



津波で2径間が流失した北上大橋

国道398号(石巻市北上町橋浦地内)

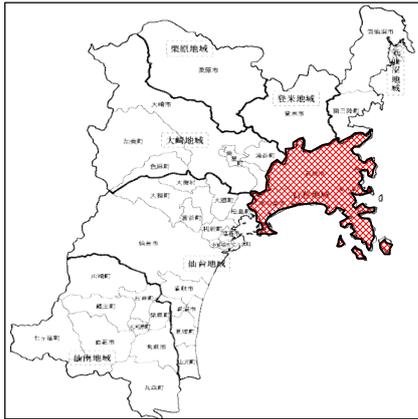


(一)石巻女川線(石巻市魚町地内)



津波で橋台の背面が流失した松ヶ島橋

(主)奥松島松島公園線(東松島市野蒜地内)



石巻管内



国道 398 号 (石巻市中瀬地内)



国道 398 号 (石巻市鹿妻地内)

地盤沈下の影響で冠水する国道 398 号



国道 398 号 (石巻市渡波地内)



気仙沼管内



(一) 清水浜清水港線 (南三陸町字本浜地内) 平成 23 年 3 月 16 日撮影

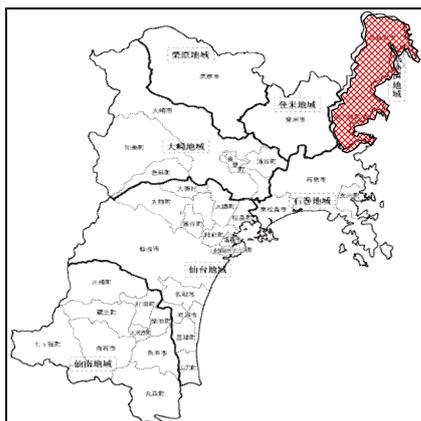
津波でガレキが堆積した波板橋



(一) 大島波板線 (気仙沼市字波板地内)



(一) 大島波板線 (気仙沼市二ノ浜地内)



気仙沼管内



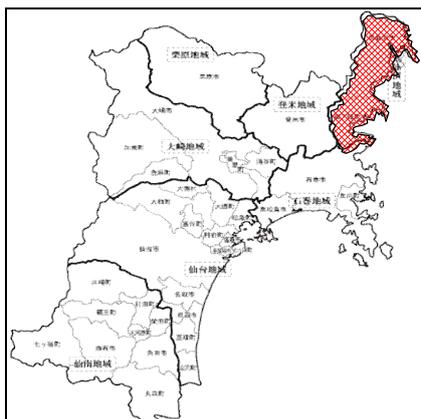
(一) 泊崎半島線 (南三陸町歌津字名足地内) 平成 23 年 4 月 5 日撮影



(一) 泊崎半島線 (南三陸町歌津字長柴地内) 平成 23 年 3 月 16 日撮影



国道 398 号 (南三陸町志津川字小森地内) 平成 23 年 3 月 13 日撮影



気仙沼管内

津波で流失した横津橋



国道 398 号 (南三陸町戸倉字中芝地内) 平成 23 年 3 月 16 日撮影

津波でガレキが堆積した面瀬橋

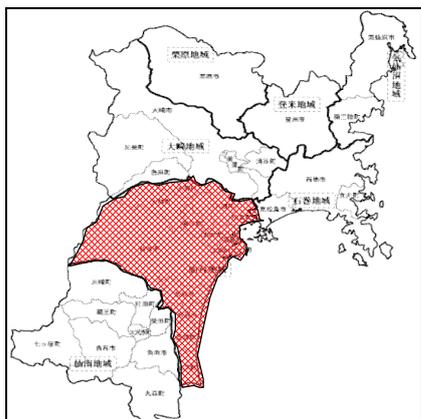


(主)気仙沼唐桑線 (気仙沼市字松崎尾崎地内) 平成 23 年 3 月 13 日撮影



(主)気仙沼唐桑線 (気仙沼市浜町一丁目地内) 平成 23 年 3 月 13 日撮影

(2) 河川・海岸保全施設の被災写真



仙台管内



砂押川（笠神新橋付近）平成23年3月14日撮影



砂押貞山運河（中南部下水道事務所付近）平成23年3月14日撮影



野々島海岸（塩釜市野々島地内）平成23年4月15日撮影



大崎管内



鳴瀬川 (色麻町四竈地内) 平成 23 年 3 月 15 日撮影



多田川 (加美町下狼塚地内) 平成 23 年 3 月 12 日撮影



多田川 (加美町下狼塚地内) 平成 23 年 3 月 13 日撮影



栗原管内



透川（栗原市高清水新関の田地内）平成23年4月14日撮影



迫川（栗原市若柳字大林境前地内）平成23年3月12日撮影



小山田川（栗原市高清水鶴巻地内）平成23年5月17日撮影



登米管内



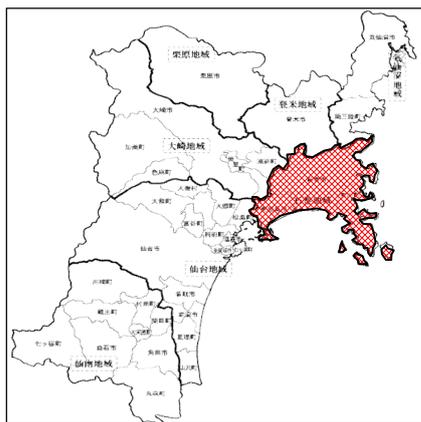
迫川（登米市迫町森地内）平成23年3月14日撮影



萱刈川（大崎市田尻町蕪栗地内）平成23年3月16日撮影



迫川（登米市豊里町丸木地内）平成23年3月16日撮影



石巻管内



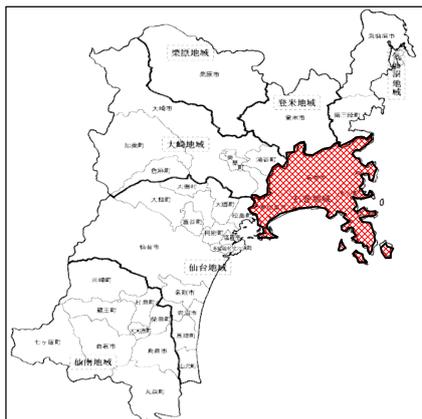
長浜海岸（石巻市渡波長浜地内）



大沢川分派水門（石巻市北上町橋浦地内）



東名運河東名水門（東松島市東名地内）



石巻管内



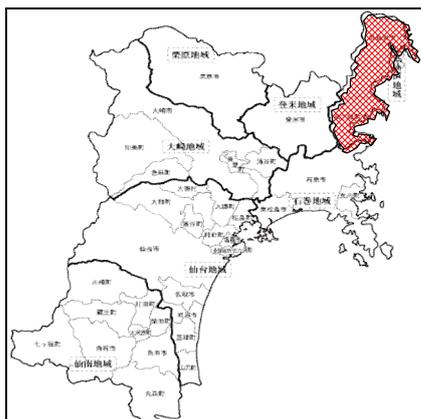
女川（女川町清水町地内）



定川（石巻市明神地内）



南北上運河（東松島市野蒜地内）



気仙沼管内



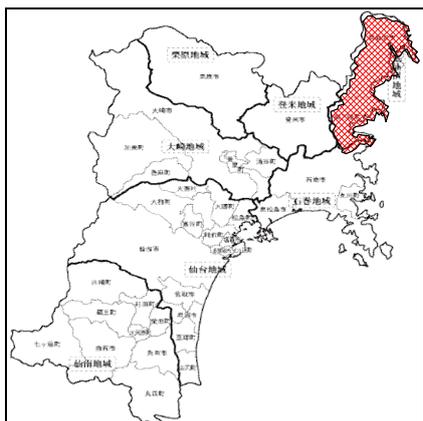
青野沢川（気仙沼市唐桑町釜石下地内）平成23年4月12日撮影



鹿折川（気仙沼市浜町地内）平成23年3月21日撮影



面瀬川（気仙沼市松崎片浜地内）平成23年5月30日撮影



気仙沼管内



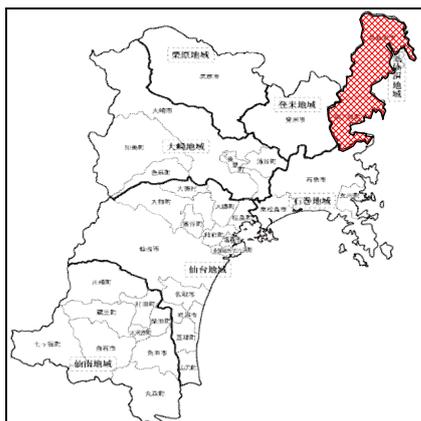
水戸辺川（南三陸町戸倉水戸辺地内）平成23年3月22日撮影



新井田川（南三陸町志津川字本浜町地内）平成23年3月22日撮影



折立川（南三陸町戸倉字折立地内）平成23年3月22日撮影



気仙沼管内



大島高井浜・大向地区（気仙沼市高井地内）平成23年3月23日撮影



小泉海岸（気仙沼市本吉町中島地内）平成23年3月23日撮影



長須賀海岸（南三陸町歌津字長柴地内）平成23年3月29日撮影

(3) 砂防・地すべり・急傾斜地施設の被災写真



仙台管内



地すべり（仙台市太白区緑ヶ丘地内）



地すべり（仙台市太白区緑ヶ丘地内）



地すべり（仙台市太白区緑ヶ丘地内）



大崎管内



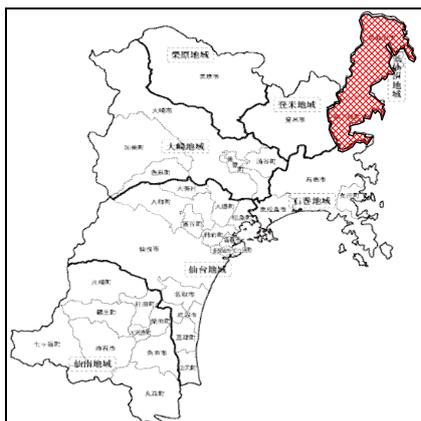
黒崎沢2緊急砂防（大崎市鳴子温泉地内）平成23年4月8日撮影



黒崎沢2緊急砂防（大崎市鳴子温泉地内）平成23年4月8日撮影



氷室急傾斜地（大崎市松山宇氷室地内）平成23年4月8日撮影



唯越急傾斜地（気仙沼市唐桑唯越地内）23年3月20日撮影



山根白場急傾斜地（南三陸町山根城場地内）平成23年3月31日撮影



入里前急傾斜地（南三陸町入里前地内）平成23年4月1日撮影

(4) 港湾施設の被災写真



仙台中野埠頭（仙台市宮城野区）平成23年3月13日撮影



仙台港高砂コンテナヤード（仙台市宮城野区）平成23年3月13日撮影



臨港道路蒲生幹線（仙台市宮城野区）平成23年3月13日撮影



石巻港大手埠頭（石巻市中島町地内）平成23年3月14日撮影



臨港道路釜北線（石巻市重吉町地内）平成23年3月14日撮影



東浜防潮堤（石巻市雲雀野町地内）平成23年3月16日撮影

(5) 下水道施設の被災写真



県南浄化センター管理棟 (岩沼市下野郷地内)



県南浄化センター脱水機棟 (岩沼市下野郷地内)



仙塩浄化センター下水処理施設 (多賀城市大代地内)



東部浄化センター下水処理施設（石巻市魚町地内）



東部浄化センター下水処理施設（石巻市魚町地内）



東部浄化センター沈砂池施設（石巻市魚町地内）

(6) 仙台空港関連施設の被災写真



仙台空港ロータリー (名取市北釜地内)



仙台空港ロータリー (名取市北釜地内)



仙台空港ターミナルビル (名取市北釜地内)

(7) 都市公園の被災写真



岩沼海浜緑地 (岩沼市下野郷地内)



岩沼海浜緑地 (岩沼市下野郷地内)



矢本海浜緑地 (東松島市大曲地内)

(8) 仙台港背後地の被災写真



工業地区（仙台市宮城野区中野地内）平成23年3月13日撮影



工業地区（仙台市宮城野区中野地内）平成23年3月13日撮影



流通業務地区（仙台市宮城野区中野地内）平成23年3月13日撮影

**(9) 県庁及び各事務所の被災写真**

**県庁被災状況**



地震により書類等が散乱した執務室



地震により書類等が散乱した執務室

仙台土木事務所被災状況



北部土木事務所被災状況



地震により書類等が散乱した執務室



地震により書類等が散乱した執務室

栗原地域事務所被災状況



地震により書類等が散乱した執務室

### 登米地域事務所被災状況



地震により書類等が散乱した執務室



地震により書類等が散乱した執務室

### 大崎地方ダム総合事務所被災状況



地震により書類が散乱した書庫

気仙沼土木事務所被災状況



津波襲来時の状況（地震発生から50分）その1



津波襲来時の状況 その2



津波襲来時の状況 その3



津波襲来時の状況 その4



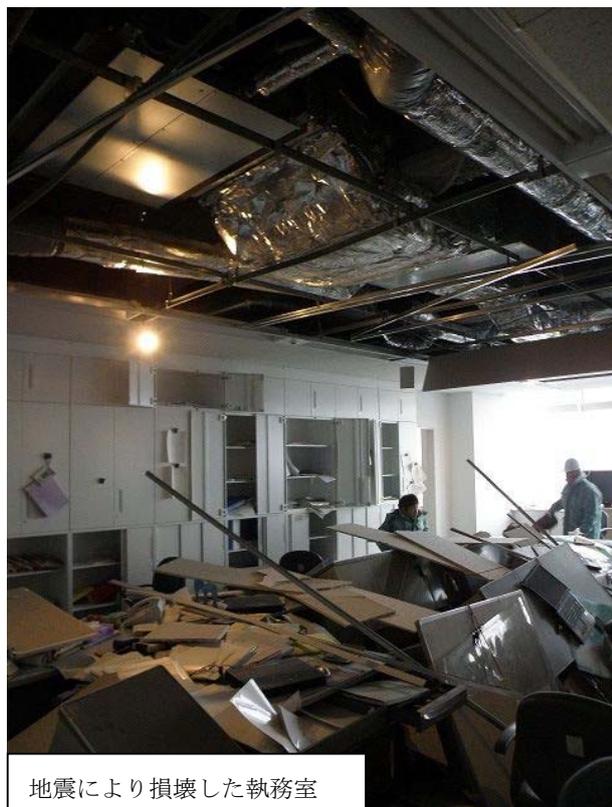
津波襲来時の状況 その5



仙台塩釜港湾事務所被災状況



地震により損壊した執務室



地震により損壊した執務室



津波襲来時の状況

石巻港湾事務所被災状況



津波により被災した庁舎



津波により被災した庁舎



津波により被災した庁舎

<空 白>

## 第5章 地震発生後の対応

<空 白>

### (1) 土木部災害対策本部の設置

平成23年3月11日14時46分の地震発生後、県は直ちに災害対策法に基づき知事を本部長とする宮城県災害対策本部を設置した。

土木部では宮城県災害対策本部が設置されたことから、「宮城県土木部災害対策本部及び事務局の組織並びに運営に関する要領」第2に基づき、宮城県庁行政庁舎8階土木部会議室に宮城県土木部災害対策本部を設置し、被害状況の把握等に全力を挙げて取り組んだ。

### (2) 土木部職員の安否確認

地震発生後、県内で震度7を記録し大津波による人的被害が甚大なことが予想されたことから、土木部職員（臨時職員含む）976名の安否確認を直ちに行った。

しかし、沿岸部の事務所は大津波で事務所そのものが被災し、NTT回線、携帯電話が使用出来ない状況となり、個人の固定電話や携帯電話も通話不能となった。そのため、安否確認は非常に困難な状況となったが、土木部職員が全員無事と確認出来たのが地震発生後6日目となる平成23年3月17日に安否確認を終了した。

### (3) 土木部の災害復旧体制

沿岸部にある東部土木事務所、気仙沼土木事務所、仙台塩釜港湾事務所、石巻港湾事務所、仙台港背後地土地地区画整理事務所は、大津波で事務所そのものが被災したので、災害調査や応急復旧は、内陸部にある事務所で支援することにより、早期復旧を目指した。

対応区間	担当・支援担当事務所	現地駐在箇所(案)	当面のルートの確認・被災調査等
気仙沼市 ・旧唐桑町 ・気仙沼市の中心部	気仙沼土木事務所 建設センター(沿岸市町村支援)	(仮)気仙沼土木 (気仙沼保健福祉事務所)	・国道284号からの進入ルート確認(国道45号の確認) ※国道284号一関IC～気仙沼は県警が緊急交通指定路線 ・馬場只越・気仙沼唐桑、気仙沼本吉線の確認
気仙沼市 ・気仙沼市の南部 ・旧本吉町のうち国道45号 小泉大橋の北側	北部土木事務所 └ 栗原地域事務所 └ 栗原地方ダム総合事務所 建設センター(沿岸市町村支援)	気仙沼市本吉支所	・国道346号からの進入ルート確認 ・気仙沼本吉線の確認・馬籠志津川線の確認 ・本吉へ入る代替林道等の確認
気仙沼市 ・旧本吉町の小泉大橋の南側 南三陸町 石巻市 ・旧北上町 ・旧河北町の北上川左岸側	東部土木登米地域事務所 └ 大崎地方ダム総合事務所 建設センター(沿岸市町村支援)	ペイサイドアリーナ	・国道398号から志津川侵入ルート確認(代替農道) ・馬籠志津川線～弘川町向線の確認 ・柳津大橋から国道45号経由国道398号に入るルートの確認(戸倉) ・北上津山線から国道398号に入るルートの確認(旧北上町)
石巻市 ・石巻市の北上川右岸分 東松島市 ・旧鳴瀬町の鳴瀬川左岸	東部土木事務所 └ 仙台地方ダム総合事務所 建設センター(沿岸市町村支援)	東部下水道事務所	・国道45号～河北桃生～国道398号(旧雄勝) ・東松島市から石巻市街地
東松島市 ・旧鳴瀬町の鳴瀬川右岸 仙台土木管内市町村 ・大河原土木対応区間を除く ※ただし直轄海岸分は直轄で 担当	仙台土木事務所 └ 仙台地方ダム総合事務所 建設センター(沿岸市町村支援)	仙台土木事務所	・松島町～仙台港、仙台空港から阿武隈川までのエリア
亘理町、山元町 ※ただし直轄海岸分は直轄で 担当	大河原土木事務所 建設センター(沿岸市町村支援)	亘理町役場	・阿武隈川以南のエリア

#### (4) 他県職員の応援派遣

土木部では発災当初から国、各都道府県及び関連機関から延べ5,862人の支援（平成23年7月末現在：仮設住宅支援，下水道災害調査，災害復旧・復興先遣調査，下水道災害調査）を受けて復旧に取り組んでいるところである。平成23年4月からの8都道府県からの短期派遣に続き、同年6月からは17都道府県から地方自治法第252条の17の規定に基づく長期派遣（自治法派遣）により100名の技術職員による人的支援を頂いている。

表：仮設住宅支援に係る派遣職員数について（平成23年3月16日～7月末） 単位：延べ人数（人・日）

	宮城県への支援	市町村への支援	合計
国土交通省からの支援職員数	126	—	126
独立行政法人都市再生機構からの支援職員数	915	320	1,235
各都道府県からの支援職員数	4 都道府県 669	—	4 都道府県 669
全国の市町村からの支援職員数	9 市 832	—	9 市 832
合計	4 都道府県 9 市 2,542	320	4 都道府県 9 市 2,862

出典：住宅課調べ，平成23年7月末現在

表：下水道災害調査に係る派遣職員数について（平成23年3月18日～5月22日）

単位：延べ人数（人・日）

	宮城県への支援	市町村への支援	合計
各都道府県からの支援職員数	5 府県 76	20 府県 294	25 府県 370
全国の市町村からの支援職員数	9 市 81	72 市 2,492	81 市 2,573
合計	5 府県 9 市 157	20 府県 72 市 2,786	25 府県 82 市 2,943

出典：下水道課調べ，平成23年7月末現在，各県の下水道公社からの支援は都道府県で集計している。

表：各都道府県からの復旧対策に係る派遣職員数について

単位：人数

職種 \ 配属先	庁内各課室	地方公所	合計
土木	6	68	74
建築	14	0	14
電気	6	1	7
機械	4	1	5
合計	30	70	100

出典：土木総務課調べ，平成23年9月1日現在，人数は平成23年度に派遣される最大人数(予定を含む)

### (5) 初動対応(発災後から1ヶ月)

#### ○発災後から1週間

平成23年3月11日(金)

- 14:46 東北地方太平洋沖地震発生
- 14:46 宮城県知事を本部長とする「宮城県災害対策本部」を設置し，その下部組織となる「宮城土木部災害対策本部」を設置し，直ちに情報収集を開始する
- 14:46 委託契約に基づく道路管理者と災害時応援協定に基づく宮城県建設業協会が道路パトロール等の初動対応を開始
- 14:49 宮城県沿岸に大津波警報発令
- 14:50 道路情報表示板「大津波警報」7基表示，2基は断線不通
- 15:00 仙台土木，気仙沼土木は大津波警報による道路通行規制，東部土木は連絡不通
- 15:15 宮城県土木部情報連絡会議を開催し，今後の情報伝達，被害報告等の時間を指示
- 15:40 東部土木は大津波警報による道路通行規制
- 16:20 第1回宮城県土木部災害対策本部会議

#### ○土木部職員の安否確認

課室 314人中 301人確認済

地方機関 639人中425人確認済

計 953人中726人確認済

気仙沼土木，中南部下水，仙台背後地の各事務所が連絡とれず

#### ○陸こう水門施設の閉扉状況を確認中

所管	陸こう	水門	計
市町	217	68	285
県	482	85	567
合計	699	153	852

#### ○道路施設

情報表示板「大津波警報」表示(2基不可)

- 大河原土木 白石柴田線通行止め
- 仙台土木 岩沼蔵王線，名取村田線，升沢吉岡線，半田吉岡線  
半田山下線の通行規制
- 北部土木 国道 346 号新涌谷大橋段差 30cm 通行規制
- 栗原土木 調査中
- 登米土木 国道 398 号錦橋，米谷大橋通行止め，国道 346 号山吉田橋通行止め
- 東部土木 事務所前津波 20cm
- 気仙沼土木 連絡不通

○河川・海岸施設

- 迫川佐沼橋下流堤防沈下
- 津波表示モニターの東松島市 2 基は点灯確認したが，現地確認は出来ない
- その他の箇所は，確認出来ていない

○ダム施設

- 1 次点検中であるが異常なし

○港湾施設

- 石巻港アンローダ 2 基倒壊，アクセル天井等落下し半壊状態

18:30 第 2 回宮城県土木部災害対策本部会議

○土木部職員の安否確認

- 課室 319 人中306 人確認済（未確認13 人中6 人出張、7 人休暇、1 人病休）
- 地方機関 671 人中571 人中確認済  
（未確認100 人中4 人出張、22 名休暇、74 人不明）
- 計 990 人中 874 人確認済

○道路施設

- 17 路線全面通行止め，片側交互通行
- 国土交通省，県警から国道47, 48, 113, 286 号を緊急輸送道路として確保するため一般車両通行止めとする旨の連絡あり

○河川・海岸施設

- 七北田川左岸白鳥団地付近決壊の様相，砂押川笠神新橋下流 200m 付近左右岸堤防決壊の様相，名取川秋保馬場字フカノ地内左岸堤防決壊の様相，七北田川の白鳥団地付近左岸破堤の情報あり

○ダム施設

- 化女沼ダム，南川ダム漏水あり，惣の関ダム湖周道路亀裂あり
- その他 8 ダム目視異常なし，1 次点検中で異常なし

○港湾施設

- 仙台港ガントリークレーンは倒壊していない。
- 高砂埠頭でコンテナ流出，個数不明

○空港施設

閉鎖中、アクセス鉄道運休、ターミナルビル中2階まで浸水、2～3階に住民を含め何百人が閉じこめられている状況、天井が落ちるなど建物の被害あり

○下水道施設

仙塩流域下水道処理停止、北上川下流流域下水道一次放流開始

21:30 第3回宮城県土木部災害対策本部会議

○土木部職員の安否確認

課室 319 人中 312 人確認済（未確認7人中4人出張、3人休暇）

地方機関 657 人中 579 人中確認済

（未確認78人中1人出張、24人休暇、病休等4人、49人不明）

計 976 人中 891 人確認済

○道路施設

30箇所全面通行止め、12箇所片側交互通行

国土交通省、県警より山形自動車道を緊急輸送道路として確保するため、一般車両通行止めとする旨の連絡あり

22:50 各避難所へ発電機、燃料の搬送を要請

平成23年3月12日(土)

00:30 日本土木工業協会東北支部に仙台港への緊急物資受入のため、津波浮遊コンテナ、ガレキ等の撤去を要請

01:45 宮城県建設業協会の内陸部にある仙南、大崎、栗原、登米の各支部に沿岸部への応援を要請

04:30 第4回宮城県土木部災害対策本部会議

○土木部職員の安否確認

課室 319 人中 314 人確認済（未確認5人中、2人出張、3人休暇）

地方機関 657 人中 605 人中確認済

（未確認52人中、19人休暇、病休等3人、30人不明）

計 976 人中 919 人確認済

○道路施設

41路線、57箇所について規制中

うち全面通行止め36箇所、片側交互通行21箇所

06:30 東北地方整備局のへりに土木部職員2名同乗し、沿岸部と栗原地域の被災状況調査

07:25 宮城県測量設計業協会に連絡態勢の構築を依頼、協会側の態勢が整い次第、依頼予定東北地方整備局が仙台塩釜港の航路啓開を要請、作業船確保済  
警報解除等を待ち、作業可能かどうか情報収集中

08:02 宮城県宅地建物取引業協会に民間賃貸住宅の空室情報提供を依頼

10:00 第5回宮城県土木部災害対策本部会議

○土木部職員の安否確認

課室 319 人中 317 人確認済（未確認2人中、2人休暇）

地方機関 657 人中 614 人中確認済

(未確認 43 人中、12 人休暇、出張 4 人、病休等 3 人、不明 24 人  
不明のうち 東部土木 8 人、気仙沼土木 14 人、仙台塩釜港湾 2 人)  
計 976 人中確認済計 931 人未確認計 45 人

○道路施設

4 4 路線 6 2 箇所について規制中うち全面通行止め 3 9 箇所  
(内訳)

1 次緊急輸送道路 9 箇所

2 次緊急輸送道路 2 箇所

3 次緊急輸送道路 4 箇所 計 1 5 箇所

うち落橋 2 箇所

(国) 3 9 8 号 新北上大橋 (2 次緊急輸送道路)

(一) 石巻工業港矢本線 定川大橋 (1 次緊急輸送道路)

橋梁段差 4 箇所

うち片側交互通行が 2 3 箇所

三陸道、国道 6 号、4 5 号：1 1 箇所については全面通行止め

うち落橋 2 箇所 国 4 5 号小泉大橋、歌津大橋

(国) 4 号から沿岸に行くルートとして確認できた路線

(国) 4 5 号は仙台市内から多賀城方面は通行可を確認

(国) 1 0 8 号は古川から矢本方面は通行可ただし架線の垂れ下がりや段差有り

○河川・海岸施設

照越川：左岸東北新幹線下流部堤防 L=200m クラック確認

荒川：右岸県道築館登米線平行部 (照越川合流点付近) 護岸 L=200m クラック確認

迫川：若柳大橋上流約 1.5km 区間にわたって付近市道兼用堤防にクラックがあり

鳴瀬川：色麻町袋右岸川裏法欠

鳴瀬川：鳴瀬橋より下流 1 k m 左岸堤防天端亀裂、堤防陥没 L=5 0 0 m

○砂防施設

沿岸エリアの東部土木事務所、気仙沼土木事務所はパトロール不可  
(事務所被災のため)

砂防パトロール実施中事務所 (3/12：仙台、栗原、大河原、北部)

○都市施設 (公園)

加瀬沼公園・県総合運動公園は、現在確認中

岩沼・矢本・仙台港多賀城の 3 海浜緑地は、道路の通行止め解除及び津波警報等解除後に確認予定

○空港施設

仙台空港ビルに約 1, 3 0 0 名が避難している。

仙台エアカーゴターミナル付近で車両火災が発生したことから、エアカーゴ関係者は空ビルに避難している

断水、停電のため空ビルから明日朝、水、食料が欲しいとの話があり

空臨課から名取市総務課に連絡済み

仙台空港鉄道空港トンネル冠水。

仙台空港駅からトンネルに向かう擁護壁(風よけ)が崩壊

架線が垂下

8時から職員が杜せきのした駅から名取駅方面に向け点検中

○下水道施設

仙塩，阿武隈川流域下水道処理停止

鳴瀬川，吉田川，迫川，北上川流域下水道稼働中

燃料及びポンプ，発電機の物資調達を危機対策課へ依頼済

○事務所施設

仙台土木事務所 1,2 階トイレガラス破損、仙台地方ダム一部天井落下

東部土木（12日6:40現在）1. 5m冠水中，公用車水没

一般の方5名避難中（12日8:00現在）

庁舎停電のため，発動発電機の要請有り（12日8:00現在）

気仙沼合庁（土木含む）職員70名 一般200名 合庁に避難中

現状水位は1階床まで引いている。外に出ることは出来ない。

11:20 消防課より3人急患搬送するため，仙台空港にヘリ降りられるかの照会あり

仙台空港事務所，仙台空港ビル連絡不能。東京航空局への確認でも仙台空港事務所と連絡とれない状況であり，ヘリが着陸できるかは不明

11:20 災害時における協定に基づき，宮城県造園建設業協会へ加瀬沼公園及び宮城県総合運動公園の被災状況の情報収集を依頼

14:30 第6回宮城県土木部災害対策本部会議

○土木部職員の安否確認

課室 319人中 317人確認済（未確認2人中、2人休暇）

地方機関 657人中 616人中確認済

（未確認41人中、11人休暇、出張3人，病休等3人、不明24人

不明のうち 東部土木8人，気仙沼土木14人，仙台塩釜港湾2人）

計 976人中確認済み計 933人未確認計 43人

○道路施設

60路線86箇所について規制中

うち全面通行止め35箇所

（内訳）

うち落橋 4箇所

（国）398号 新北上大橋（2次緊急輸送道路）

（一）石巻工業港矢本線 定川大橋（1次緊急輸送道路）

橋梁段差 8箇所

陥没 12箇所 等

うち片側交通交互通行 31箇所

三陸道、(国)6号、(国)45号：14箇所について全面通行止め

うち落橋 4箇所

(国)45号 小泉大橋、(国)45号 歌津大橋

(国)45号 二十一浜橋、(国)45号 外尾川大橋

(国)4号から沿岸に行くルートとして確認できた路線

(国)45号は仙台市内から多賀城方面は通行可を確認

(国)108号は古川から矢本方面へ通行可ただし架線の垂れ下がりや段差有り

(国)284号は一関から気仙沼市役所まで通行可ただし片側通行有り

○河川・海岸施設

迫川：涌谷二谷橋（涌谷津山線）上流右岸川裏法欠け L=50m

吉田川：綱木橋上流右岸 300m 法欠け L=30m（河積の1/4 阻害）

多田川：R347号高川橋上下流左右岸陥没

○ダム施設

5ダム（花山、南川、荒砥沢、宮床、惣の関）は二次点検も異常なし

その他のダムは2次点検中

○砂防施設

大和町井泥地区でモルタル吹付の剥離（県単災）→別添災害報告

砂防パトロール完了（北部：異常なし）

砂防パトロール継続中（3/12：仙台、栗原、大河原、登米）

気象関係（气象台・宮城県共同発表）

土砂災害警戒情報発表基準の暫定運用を開始（震度6弱以上を観測の市町村：通常の

6割、震度5強を観測の市町村：通常の8割、震度5弱以下：通常どおり

○都市施設（公園）

矢本海浜緑地：大津波による園内浸水、大津波警報発令中のため対応不能

岩沼海浜緑地：大津波による園内浸水、大津波警報発令中のため対応不能。

仙台港多賀城地区緩衝緑地：大津波による園内浸水、

大津波警報発令中のため対応不能

加瀬沼公園、県総合運動公園は現在調査中

仙台港背後地：事業地内冠水、職員は仙台土木事務所に移動中

○仮設住宅

被災者用住戸として85戸を確保（3月定期募集を停止分）

18:30 第7回宮城県土木部災害対策本部会議

○土木部職員の安否確認

課室 319人中 317人確認済（未確認2人中、2人休暇）

地方機関 657人中 616人中確認済

（未確認41人中、11人休暇、出張3人、病休等3人、不明24人

不明のうち 東部土木8人、気仙沼土木5人うち職員2名、仙台塩釜港湾2人）

計 976人中確認済み計 942人未確認計 34人

## ○道路施設

56路線73箇所について規制中

うち全面通行止め36箇所

## ○河川・海岸施設

身洗川：新幹線前後堤防に亀裂 L=500m

身洗川：町道すがき橋上流堤防に亀裂 L=150m

広瀬川：苦地橋直下流河道閉塞 (1/3) L=40m, H=60m 青葉区白沢

砂押川：笠神新橋下流 (両岸) 護岸破損 L=1000m, うち右岸 30m 破堤

砂押川：念仏橋下流 200m 右岸破堤 L=30m

## ○ダム施設

11ダム (花山, 南川, 荒砥沢, 宮床, 惣の関, 漆沢, 樽水, 七北田, 化女沼, 岩堂沢, ニッ石) は二次点検も異常なし

ただし、樽水ダムにおいて下流警報装置の外周フェンス損傷

## ○建築物危険度判定調査

栗原市及び宮城野区は一部区域で独自実施

平成23年3月13日(日)

04:00 第8回宮城県土木部災害対策本部会議

## ○土木部職員の安否確認

課室 319 人中 318 人確認済 (未確認 1 人 (休暇))

地方機関 657 人中 634 人中確認済

(未確認 23 人中、5 人休暇、出張 3 人、病休等 2 人、不明 13 人)

不明のうち 東部土木 8 人、気仙沼土木 5 人うち職員 2 名)

計 976 人中確認済み計 952 人未確認計 24 人

## ○道路施設

69路線90箇所について規制中

うち全面通行止め45箇所

(主) 石巻鹿島台大衡線は大衡から矢本方面へ通行可だが冠水のため、赤井地区より先へは行けない

(国) 113号から (一) 角田山下線で白石から山元への通行可

ただし若干の崖崩れ有り

(国) 6号は岩沼から福島県境 1 km 手前まで通行可

## ○河川・海岸施設

迫川：栗原市志波姫八樟里右岸堤防亀裂 L=50m

迫川：栗原市志波姫刈敷蔵場御倉橋下流右岸堤防亀裂 L=40m

二迫川：栗原市築館富荒瀬沖御裏橋左岸堤防亀裂 L=15m

二迫川：栗原市栗駒上八千刈左岸堤防亀裂 L=30m

二迫川：栗原市栗駒高木橋上流左岸堤防亀裂 L=50m

二迫川：栗原市栗駒内目島巡り橋下流 200m 左岸堤防亀裂 L=30m

三迫川：栗原市金成神林 R4 号橋上流 200m 右岸堤防沈下 L=20m  
夏川：栗原市金成新町大橋上流 30m 左岸堤防法欠 L=25m  
夏川：栗原市金成新町大橋上流 200m 左岸堤防亀裂 L=16m  
夏川：栗原市金成新町大橋上流 300m 左岸堤防沈下 L=17m  
小山田川：栗原市瀬峰川合流点上流左岸堤防亀裂 L=500m  
小山田川：栗原市瀬峰 JR 橋付近左岸堤防亀裂 L=30m  
小山田川：栗原市瀬峰富橋上流 500m 右岸堤防亀裂 L=20m  
迫川：栗原市若柳川北六敏左岸市道北二股線兼用堤防亀裂 L=100m  
芋塚川：栗原市築館黒瀬鹿略橋上流右岸堤防亀裂 L=84m  
芋塚川：栗原市築館黒瀬橋下流左岸堤防亀裂 L=12m  
迫川：栗原市志波姫城内北大江堀川救急ポンプ下流右岸堤防亀裂 L=280m  
迫川：栗原市志波姫城内北大江堀川救急ポンプ下流 1.5km 右岸堤防亀裂 L=56m  
熊谷川：栗原市志波姫戸崎南大平橋下流左岸堤防亀裂 L=400m  
熊谷川：栗原市志波姫戸崎南下大平橋上流左岸堤防亀裂 L=400m  
熊谷川：栗原市志波姫南郷外沼上間海橋付近右岸法面崩壊 L=50m  
透川：栗原市高清水 R4 号上流 300m 右岸堤防亀裂 L=55m  
透川：栗原市高清水 R4 号上流 500m 右岸堤防亀裂 L=62m  
透川：栗原市高清水 R4 号上流 600m 右岸ブロック積み崩壊 L=20m  
透川：栗原市高清水 R4 号上流 500m 左岸堤防亀裂 L=36m  
透川：栗原市高清水 R4 号上流 800m 左岸堤防亀裂 L=20m  
熊谷川：栗原市志波姫北郷川の口前左岸堤防亀裂 L=100m

○ダム施設

1 3 ダムは二次点検も異常なし（上大沢のみ完了せず）

○港湾施設

仙台塩釜港（仙台港区）

高砂コンテナヤードでコンテナ流出（数については不明）、散乱

中央公園前釣り護岸倒壊

中野公共埠頭エプロン沈下

各埠頭のフェンス倒壊等

仙台塩釜港（塩釜港区）

西埠頭 台船が岸壁に乗り上げ

西埠頭 観光船が物揚場に乗り上げ

オイルフェンス倉庫流失

11:00 第9回宮城県土木部災害対策本部会議

○土木部職員の安否確認

課室 319 人中 318 人確認済（未確認 1 人（休暇））

地方機関 657 人中 638 人中確認済

（未確認 19 人中、5 人休暇、出張 3 人、病休等 2 人、不明 9 人）

不明のうち 東部土木 4 人，気仙沼土木 5 人うち職員 2 名)

計 976 人中確認済み計 956 人未確認計 20 人

○道路施設

6 7 路線 1 1 4 箇所について規制中

うち全面通行止め 4 4 箇所

○河川・海岸施設

砂押川：堤防欠壊 1 箇所

善川：堤防亀裂 1 箇所

西川：堤防亀裂 1 箇所

小西川：堤防決壊 1 箇所

○都市施設（公園）

加瀬沼公園 被災なし

県総合運動公園 被災なし

○空港施設

空港ビルから 1,400 名避難開始

18:00 第 10 回宮城県土木部災害対策本部会議

○土木部職員の安否確認

課室 319 人中 318 人確認済（未確認 1 人（休暇））

地方機関 657 人中 644 人確認済

（未確認 13 人中、休暇 5 人、出張 3 人、病休等 2 人、不明 3 人

不明のうち 東部土木 4 人，気仙沼土木 3 人）

計 976 人中 確認済み計 962 人 未確認計 14 人

○道路施設

7 2 路線 9 6 箇所について規制中

うち全面通行止め 5 6 箇所

ライフラインの復旧支援として、女川原子力発電所までの輸送ルート確認を行う

（一）牡鹿半島公園線

（主）女川牡鹿線

（主）石巻鮎川線

○河川・海岸施設

鳴瀬川：堤防欠壊 2 箇所

旧迫川：堤防決壊 1 箇所，堤防亀裂 2 箇所，堤防液状化 1 箇所

大江川：護岸傾倒 2 箇所，河床ボーリング 1 箇所

新八ヶ村江川：護岸傾倒 1 箇所

八ヶ村江川：かごマット破損 1 箇所

出来川：堤防欠壊 1 箇所，かごマット破損 2 箇所

鶴田川：堤防欠壊 2 箇所

大迫川：堤防欠壊 2 箇所

小迫川：堤防欠壊 1箇所  
田尻川：ブロック積み破損 2箇所，法欠け 1箇所  
長者川：ブロック積み破損 1箇所  
保野川：堤防欠壊 1箇所  
孫沢川：堤防欠壊 1箇所

○ダム施設

二次点検も異常なし（全14ダム）

○港湾施設

仙台塩釜港（仙台港区）  
高砂コンテナターミナル舗装損壊，荷役機械レール損傷，コンテナ流出  
高砂2号岸壁（-14m）法線はらみだし，取付護岸倒壊  
高松埠頭取付護岸背後陥没  
臨港道路全線漂流物（車両等）散乱により通行不可  
仙台塩釜港（塩釜港区）  
東埠頭護岸水叩陥没，エプロン沈下  
貞山埠頭エプロン沈下，陥没  
臨港道路貞山埠頭5号線漂着物（車両等）散乱により通行不可  
石巻港  
臨港道路釜北線漂着物（車両等）散乱により通行不可

○空港施設

東北地方整備局

本省と東京航空局が本日来仙し，復旧に向けて調査開始予定。  
滑走路等を清掃するために羽田からスノーパー1台を移送したが，清掃開始時刻については不明  
避難者数 約1,400名  
3月13日午前9時時点で，老人・重病患者200名が空港外へ避難完了  
滑走路を館腰方面へ徒歩で自主避難開始

仙台空港鉄道

名取駅から美田園駅間，軌道上の上下・左右の変異大，防音壁の破損も著しい

○下水道施設

仙塩水没停止，阿武隈川全壊，北上川下流東部水没停止，燃料切れにより吉田川，迫川下水道処理停止中，鳴瀬川，北上川下流流域下水道放流中  
石巻環境サービス職員1名死亡（北上川下流東部流域指定管理

平成23年3月14日(月)

07:00 第11回宮城県土木部災害対策本部会議

○土木部職員の安否確認

課室 319人中 318人確認済（未確認1人（休暇））  
地方機関 657人中 645人確認済

(未確認 12 人中、休暇 5 人、出張 2 人、病休等 2 人、不明 3 人  
不明のうち 気仙沼土木 3 人)

計 976 人中 確認済み計 963 人 未確認計 13 人

○道路施設

7 6 路線 1 2 0 箇所について規制中

うち全面通行止め 6 1 箇所

14 日東北電力が原発側から女川牡鹿線の道路啓開し、本日中に牡鹿半島公園線到達見込み

○河川・海岸施設

増田川：法欠 8 箇所

川内沢川：堤防亀裂 3 箇所，法欠け 1 箇所，河道埋塞 1 箇所

坂元川：堤防亀裂 2 箇所

○都市施設（公園）

仙台港背後地

道路舗装破損，排水施設の閉塞・破損箇所多数

地区内全域に土砂堆積，散乱ゴミ及び放置車両多数あり

工業地区は，特にひどく車両通行不能

○港湾施設

石巻港

養鶏場用の餌の手配について，石巻埠頭サイロと調整。

○空港施設

13 日 16 時現在，空ビル，航空会社の職員等約 1 0 0 名が残っている状況

○仮設住宅

3 月 14 日日本日(社)プレハブ建築協会へ仮設住宅 1 0, 0 0 0 戸の建設を要請する  
合わせて公営住宅 85 戸を確保済み（3 月定期募集を停止分）

市町村公営住宅の状況を把握，賃貸住宅，旅館，ホテル等の確保も要請する  
不足の可能性を考え，親戚への疎開を誘導するなどの施策も検討

○県有建築物被災状況調査

3/11 実施 保健環境センター（使用の支障はないが，補修必要。被害額算定中）

3/14 予定 農業・園芸総合研究所

○応急危険度判定

栗原市で 3 / 1 1 ~ 1 3 に被災建築物応急危険度判定 3 2 4 棟を実施終了

17:30 第 12 回宮城県土木部災害対策本部会議

○道路施設

7 5 路線 1 2 3 箇所について規制中

うち全面通行止め 6 3 箇所

女川原子力発電所へのアクセス道路の確保

女川原子力発電所へのアクセス道路（コバルトラインのうち、大六天～小積インター地区の各道路）については、大型車両が通過できるように東北電力が15日（火）までに確保

鮎川方面への救援ルート確保

牡鹿半島公園線の女川～鮎川間の通行については、緊急車両のみとするが、随所に段差や路面の開きがあるため、車高の高い四輪駆動車や自衛隊のトラック等に限定早急に応急作業を実施し、上記以外の車両の通行ができるように対応予定。

東北電力からの要望への対応

塩竈・多賀城地区のライフライン確保のためのがれきの除却を、(国)45号の管理者である東北地方整備局に対応を依頼

東北地方整備局の対応

塩竈市内については、仙台市方面から「がれき」の撤去を開始、終了時期未定  
多賀城市内については、浸水がひどく、現在レスキューが救助作業中のため、救助作業に着手予定、現時点で着手時期の見通し立たず

産業道路「(主) 仙台塩釜線」の放置タンクローリー車の確認（5台の内横転1台、タンク部のみ1台）

現在、土木部道路課において被災状況を直接現地にて確認中。

災害対応車両の走行可能ルート図を作成し、「職員ポータル」の「電子掲示板」－「東北地方太平洋沖地震関係」に掲載（災害関係者用）

尚、内容に修正が生じた場合（最新情報への更新）は、随時修正し「職員ポータル」に掲載予定

#### ○ダム施設

自衛隊から避難者への給水・風呂対応用に河川・ダムからの取水許可要請  
→ 国・県ともに取水了解

#### ○都市施設（公園）

仙台港背後地

区域内の主要道路の通行確保に向けた放置車両やがれき等ゴミの移動や撤去に関して、仮置き場を高砂中央公園とすることについて仙台市と調整済

#### ○港湾施設

緊急物資輸送、港湾物流ルートを確保するため、仙台塩釜港（仙台港及び塩釜港区）で応急工事を実施し、早期に港湾機能を復旧させる方針

#### ○空港施設

仙台空港鉄道

仙台空港駅周辺

駅舎の2階中段まで泥流を被り、駅舎1階部分（乗務員養成課、運輸課、施設課各執務室等）は壊滅的状況

命令系統の機械類やパソコンが損壊。電気系主電源も一切使用不可

国設置の仙台空港下のトンネル部分の擁護壁等が倒壊。トンネル内部は水没しているため被災状況は未確認

トンネルにかけての架線が垂下状態

#### 美田園駅周辺

ホーム上電気装置一部破損。

美田園駅方面から見て、トンネル入り口部分に多数の流木確認。

トンネル手前約 600 m から冠水しており崩落状況などの被災状況は未確認

高架橋部分、橋脚部分は周辺一帯の冠水のため被災状況は未確認

#### 杜せきのした駅周辺

ホーム照明、スピーカー等器具落下。駅舎の壁の一部破損。休憩室から漏水  
擁護壁の一部にクラックの箇所あり

国道 4 号周辺の高架橋の擁護壁の一部が崩落の危険性あり

橋脚の継ぎ目のコンクリートの一部が落ちている箇所あり

脚部分のアスファルト部分が地割れしている箇所あり

駅手前のレールに一部歪みあり

擁護壁の継ぎ目の損傷箇所あり

#### その他

車両は、仙台空港駅及び仙台駅に停車中であったため、空港駅停車中の車両の外観に一部破損が見られるものの損傷なし

いずれの箇所も目視のできる範囲での確認のため、被災箇所の全てではない。

#### ○仮設住宅への対応

(社)プレハブ建築協会へ仮設住宅 10,000 戸の建設を要請済 (3月14日 9:55)

平成 23 年 3 月 15 日(火)

#### 08:30 第 13 回宮城県土木部災害対策本部会議

##### ○道路施設

75 路線 127 箇所について規制中

うち全面通行止め 63 箇所

##### 東北地方整備局の対応

塩竈市内については、仙台市方面から「がれき」の撤去の作業中。終了時期は未定  
多賀城市内については、今日、15 日から「がれき」の撤去に着手

終了時期は未定

産業道路「(主) 仙台塩釜線」の放置タンクローリー車の確認

仙台市宮城野区出花～多賀城市大代間でタンクローリー数台と数百台以上の乗用車、トラック等が散乱しており、自衛隊等により撤去作業中

##### ○河川・海岸施設

七北田川：堤防破堤 1 箇所

##### ○港湾施設

緊急物資輸送、港湾物流ルートを確認するため、仙台塩釜港仙台港区は1バース確保（－8m程度）、塩釜港区は啓開準備、石巻港は臨港道路啓開開始

○空港施設

救援復旧対策に使用するヘリポート4機の駐機スペース確保済

本日3月15日7時から運用開始。

自衛隊及び米軍による緊急物資輸送のためミニマム1500m滑走路を整備予定

○応急危険度判定

栗原市、山元町において3/11～14に被災建築物応急危険度判定604棟を実施終了  
その他市町村のうち、仙台市、登米市、名取市、岩沼市、大崎市、村田町で実施または実施計画作成中

その他市町村でも実施を検討中

17:30 第14回宮城県土木部災害対策本部会議

○道路施設

74路線124箇所について規制中

うち全面通行止め61箇所

JX日鉱日石エネルギー仙台製油所への燃料輸送ルートの確保

今回の東北地方太平洋沖地震による津波浸水エリアの内、仙台湾沿岸の仙台東部低地では排水不良による浸水状態が継続している

当地域における今後の復旧活動を速やかに行うためにも、浸水エリアの排水対策が必要なことから、国道交通省に対し排水ポンプによる浸水排水対策を要請

○港湾施設

仙台塩釜港（仙台港区）

岸壁1バース（水深8m程度）・輸送道路確保済

緊急物資輸送船（※）が雷神岸壁に2隻入港予定（3月16日 午前6時で調整中）

※国土交通省油回収船 海翔丸、水産庁漁業調査取締船東光丸

仙台塩釜港（塩釜港区）

啓開準備中

石巻港

臨港道路啓開作業中

○仮設住宅への対応

国土交通省住宅局から応急仮設住宅建設調整担当者派遣決定

（15日から順次着任予定：国土交通省1名、兵庫県3名、UR1名）

市町村営住宅の被災状況や応急仮設住宅の建設用地等の調査に県職員が市町を巡回する予定

平成23年3月16日(水)

09:30 第15回宮城県土木部災害対策本部会議

○道路施設

82路線139箇所について規制中

うち全面通行止め 7 1 箇所

鮎川方面への救援ルートの確保するため、本日 16 日より対応開始

女川原子力発電所へのアクセス道路の確保するため、石巻鮎川線等の路線を含めて応急作業を実施し、救援ルートの早期確保に向けて作業実施中

○下水道施設

阿武隈川流域

処理場の沈砂池ポンプ棟等の貯まっている水を吐くため、ポンプを設置

本日 16 日午前中に発電機が到着、稼働予定

マンホールの頂部を撤去し、水中ポンプを設置し強制排水

2 週間以内に対応完了予定

鳴瀬川流域

燃料切れにより一時停止中

本日 16 日午前に燃料供給し、処理開始の見込

迫川流域

燃料切れにより一時停止中

本日 16 日午前に燃料供給し、処理開始の見込

その他

燃料及びポンプ、発電機の物資調達を災害対策本部に依頼中

市町村の公共下水道については他県からの緊急調査隊を派遣予定

○県有建築施設への対応

黒川高新築実習棟の内壁壁ボード一部落下

気仙沼向洋高校舎大規模改造工事現場が津波により水没

石巻合同庁舎外壁等改修工事現場が津波浸水及び外壁クラック

○応急危険度判定

栗原市、山元町において 3/11～15 に被災建築物応急危険度判定 7 9 0 棟を実施

他市町村のうち、仙台市、白石市、登米市、名取市、岩沼市、大崎市、村田町、涌谷町で実施または実施計画作成中

その他市町村では実施を検討中

17:30 第 16 回宮城県土木部災害対策本部会議

○道路施設

県管理道路について

8 4 路線 1 4 2 箇所について規制中

うち全面通行止め 7 1 箇所

(内訳)

うち落橋 8 箇所

橋梁段差 4 箇所

うち片側交通交互通行 7 0 箇所

三陸道、国道 6 号、国道 4 5 号について

1 4 箇所全面通行止め

うち落橋 4 箇所

国道45号 小泉大橋, 国道45号 歌津大橋

国道45号 二十一浜橋, 国道45号 外尾川大橋

仙台塩釜線(産業道路)も自衛隊による「がれき」の撤去作業により、タンクローリーのアクセスルートとして利用可能。(仙台港入口～町前交差点間についてタンクローリー輸送時に県が交通規制)

鮎川方面への救援ルートの確保

牡鹿半島公園線の女川～小積インター間の通行は15日確保済

小積インター～鮎川間の通行については、本日16日より通行確保のため、工事着手(21日完了予定)

○河川・海岸施設

河川(河道)

被災箇所 61河川 162箇所

河川(防潮水門(その他閘門・無線化含む))

被災箇所 19河川 20箇所

○港湾施設

仙台塩釜港(仙台港区)

高松ふ頭は油漏れのため各船の入港を調整中

○下水道施設

阿武隈川流域

処理場の流入部に貯まっている水を排除するため、ポンプを設置

本日16日、一部稼働

その他の地点においても、マンホールから強制排水を予定

これらの処理については、関係自治体に説明し調整

鳴瀬川流域

自家発電燃料補給により一次処理開始

迫川流域

自家発電燃料切れにより停止中

○仙台港背後地

工業地区内の高圧線鉄塔の傾斜について、電力側が今後撤去・新設を予定

○応急危険度判定

仙台市の折立団地において宅地の一部に変状が見られたため、宅地の応急危険度判定について仙台市の依頼を受けて現在調整中

○国・他県等からの支援状況

仮設住宅支援

3月16日～ 国土交通省 1名

3月18日以降 兵庫県 3名, (独)都市再生機構 1名

災害復旧・復興先遣調査

3月18日～3月20日 兵庫県 4名

物資の支援

山形県 軽油 900L ※長谷地中継局，笹倉中継局への給油（河川課から要請中）

○その他

気仙沼土木事務所の仮事務所の設置を検討

他都道府県からの応援に伴う執務室の確保（仮事務所の設置を含む）を検討

平成23年東北地方太平洋沖地震における災害調査・復旧体制及び市町村への支援体制を決定

平成23年3月17日(木)

09:30 第17回宮城県土木部災害対策本部会議

○道路施設

県管理道路について

84路線142箇所について規制中

うち全面通行止め71箇所

（内訳）

うち落橋 8箇所

橋梁段差 4箇所

うち片側交通交互通行 70箇所

三陸道，国道6号，国道45号について

14箇所全面通行止め

うち落橋 4箇所

国道45号 小泉大橋，国道45号 歌津大橋

国道45号 二十一浜橋，国道45号 外尾川大橋

○河川・海岸施設

河川（河道）

被災箇所 61河川 162箇所 概算被害額3,372百万円

河川（防潮水門（その他閘門・無線化含む））

被災箇所 19河川 20箇所 概算被害額6,180百万円

○下水道施設

迫川流域では、志波姫ポンプ場下流圧送管から汚水吹き上げが見られた

マンホールを切り欠き、仮水路を經由し河川へ排除

鳴瀬川、吉田川流域では、処理場の被害は小さい

北上川下流東部流域処理場の被害が増大した

17:30 第18回宮城県土木部災害対策本部会議

○道路施設

県管理道路について

84路線149箇所について規制中

うち全面通行止め80箇所

(内訳)

うち落橋 8箇所

橋梁段差 4箇所

うち片側交通交互通行 69箇所

三陸道, 国道6号, 国道45号について

11箇所全面通行止め

うち落橋 5箇所

国道45号 小泉大橋, 国道45号 歌津大橋

国道45号 二十一浜橋, 国道45号 外尾川大橋

国道45号 水尻橋

塩釜貞山油槽所への燃料輸送ルートの確保

仙台塩釜線の多賀城市笠神～塩竈市牛生間をタンクローリーのアクセスルートとして利用可能(タンクローリー輸送時に県が交通規制)

東北電力と早期通電を調整中

国道45号の早期通行について

構造物の被害が比較的少ないと思われる仙台から石巻、及び石巻から南三陸町までについては、緊急の輸送路として早期の通行能力確保を国に要望

新仙台火力発電所からの送電線確保についての対応は以下のとおり

東北電力と現地立会を実施し、要請のあった道路の啓開作業中(市町道含む)

仙台湾沿岸の仙台東部低平地の排水対策について

国土交通省が仙台空港北側の面積約4km<sup>2</sup>において、本日17日2:10から排水作業を実施

#### ○河川・海岸施設

河川(河道)

被災箇所 69河川 240箇所

河川(防潮水門(その他閘門・無線化含む))

被災箇所 19河川 20箇所

自衛隊から避難者への給水・風呂対応用に河川・ダムからの取水許可要請

→ 国・県ともに取水了解

#### ○都市施設(公園)

矢本海浜緑地: 公園内主要園路に倒木や漂流物があり調査難航

岩沼海浜緑地: 南ブロックは16日に調査終了

北ブロックは湛水, 倒木・漂流物があり公園へ近づけず現地調査不能

仙台港多賀城地区緩衝緑地: 16日に調査終了

#### ○港湾施設

仙台塩釜港(仙台港区)

高松埠頭は油漏れが処理され、緊急物資輸送船の第1船が入港(16時)

雷神埠頭、中野埠頭は供用に向けた測量作業については、明日以降再開予定  
仙台塩釜港（塩釜港区）

航路啓開のため各機関（海保、海上自衛隊、東北地整、県）が協力し作業を実施中  
石巻港

臨港道路啓開作業中（釜北線 1.5 車線、東 1 号線 1 車線、東海岸線 1 車線は完了）

航路啓開のため作業船回航、測量実施中

気仙沼港

岸壁の被災状況は調査中

航路啓開のため作業船回航中

○下水道施設

下水道復旧に関する県民への協力呼びかけ

平成 23 年 3 月 18 日(金)

09:30 第 19 回宮城県土木部災害対策本部会議

○道路施設

県管理道路について

8 4 路線 1 4 9 箇所について規制中

うち全面通行止め 8 1 箇所

（内訳）

うち落橋 8 箇所

橋梁段差 4 箇所

うち片側交通交互通行 6 8 箇所

三陸道，国道 6 号，国道 4 5 号について

9 箇所全面通行止め

うち落橋 5 箇所

国道 4 5 号 小泉大橋，国道 4 5 号 歌津大橋

国道 4 5 号 二十一浜橋，国道 4 5 号 外尾川大橋

国道 4 5 号 水尻橋

J X 日鉱日石エネルギー仙台製油所への燃料輸送ルートの確保

仙台港入口～町前交差点間についてタンクローリー輸送時の車線を確保できたため、  
予定していた交通規制を実施せず

塩釜貞山油槽所への燃料輸送ルートの確保

タンクローリー輸送時の車線を確保できたため、予定していた交通規制を実施せず

17 日に東北電力が通電を開始し、タンクローリーの輸送開始

○河川・海岸施設

河川（河道）

被災箇所 6 0 河川 2 4 3 箇所

河川（防潮水門（その他開門・無線化含む））

被災箇所 1 9 河川 2 0 箇所

自衛隊から避難者への給水・風呂対応用に河川・ダムからの取水許可要請

→ 国・県ともに取水了解

仙台湾南沿岸における災害復旧は国で対応するよう依頼予定

○砂防施設

仙台市太白区緑ヶ丘で地すべりを確認（応急対策し観測中）

○仙台港背後地

地区内道路はすべて通行可能（道路内放置車両320台）

○港湾施設

仙台塩釜港（仙台港区）

雷神埠頭の2バース（水深6.4m）が入港可能

中野埠頭は供用に向けた測量作業を実施中

仙台塩釜港（塩釜港区）

作業船で障害物を除去作業中

石巻港

気仙沼港

岸壁の被災状況は調査済

○空港施設

仙台エアカーゴターミナルの保税蔵置場等は津波及び火災により使用不能

17:30 第20回宮城県土木部災害対策本部会議

○道路施設

県管理道路について

85路線150箇所について規制中

うち全面通行止め81箇所

（内訳）

うち落橋 8箇所

橋梁段差 4箇所

うち片側交通交互通行 69箇所

三陸道，国道6号，国道45号について

9箇所全面通行止め

うち落橋 5箇所

国道45号 小泉大橋，国道45号 歌津大橋

国道45号 二十一浜橋，国道45号 外尾川大橋

国道45号 水尻橋

国道45号の早期通行について

仙台～石巻間の内、塩竈市北浜～新浜、利府町赤沼、東松島大曲～赤井が開通

○河川・海岸施設

河川（河道）

被災箇所 60河川 243箇所

河川（防潮水門（その他閘門・無線化含む））

被災箇所 19河川 20箇所

自衛隊から避難者への給水・風呂対応用に河川・ダムからの取水許可要請

→ 国・県ともに取水了解

○砂防施設

仙台市太白区八木山松波町で大型ブロック積の天端コンクリート破損

○港湾施設

仙台塩釜港（仙台港区）

高松埠頭1バース（水深1.2m）と雷神埠頭2バース（暫定水深6.4m）の合計  
3バースが入港可能

中野埠頭5バースとフェリー埠頭2バースについては被害が軽微で使用可能

仙台塩釜港（塩釜港区）

航路啓開のため関係機関（海保、海上自衛隊、東北地整、県）が協力し作業を実施  
中（啓開終了3月20日、水深測量3月21日、供用3月22日）

気仙沼港

○空港施設

本日18日午前、仙台空港に全日本空輸(株)オペレーション総括本部の専門集団10名  
が入り、早期復興に向け、現地調査を実施

○下水道施設

阿武隈川下流流域（岩沼市）

名取市内のマンホールにおいてポンプ汲み上げ、増田川を経由し、広浦へ排水す  
べく工事着手準備中

仙塩流域（多賀城市）

マンホール溢水対策を本日18日から溢水対策のため、仙台港多賀城緩衝緑地にお  
いて沈殿池の掘削に着手

その他

下水道復旧に関する県民への協力呼びかけ（本日18日投げ込み）

市町村を通じて全戸にチラシ配布依頼予定

事業者にも同様に節水の呼びかけを行う予定

○発災後から1ヶ月

平成23年4月11日(金)

09:30 第49回宮城県土木部災害対策本部会議

1 災害調査状況と対応

(1)被害状況等

県所管分調査率80%

(2)災害査定方針と国との協議状況

・査定方針は地方公所に通知し、市町村へも周知済

- ・災害査定業務については大幅な簡素化について国と協議中
  - ・沿岸市町の災害調査や査定・災害復旧事務について、県が全面的な支援
- (3)宮城県ホームページへの被災及び復旧状況の掲載について
- ・「東日本大震災」関連公共土木施設被災状況を随時更新

## 2 道路輸送経路の確保

### (1)交通規制の状況

#### 1) 県管理道路について

全規制104路線238箇所中56路線94箇所について解除

現在、75路線144箇所について規制中

全面通行止め 66箇所

片側交互通行 77箇所

<橋梁被災状況>

#### ① 橋 (12箇所)

##### ・1次緊急輸送道路

(一)石巻工業港矢本線 定川大橋 (L=126.0m) <仮橋設置を検討中>

##### ・2次緊急輸送道路

(国) 398号 新北上大橋 (L=565.7m)

<落橋した2径間区間について仮橋検討中>

(国) 398号 新相川橋 (L=67.5m) <旧道(迂回路)通行可>

(国) 398号 横津橋 (L=32.9m) <仮道で通行可能>

(国) 398号 折立橋 (L=35.0m) <仮道で通行可能>

(国) 398号 女川橋 (L=14.0m) <仮道で通行可能>

(主) 女川牡鹿線 新二渡橋 (L=13.3m) <迂回路通行可>

(主) 女川牡鹿線 野々浜橋 (L=5.4m) <仮道で通行可能>

(一) 閑上港線 宮下橋 (L=26.0m) <仮道で通行可能>

##### ・その他

(主) 奥松島松島公園線 松ヶ島橋 (L=45.5m) <仮道で通行可能>

(主) 塩釜七ヶ浜多賀城線 橋本橋 (L=5.8m) <仮橋で通行可能>

(主) 塩釜七ヶ浜多賀城線 葦森橋 (L=5.4m) <仮道で通行可能>

#### ②重大損傷 (5箇所)

##### ・1次緊急輸送道路

(国) 398号 錦橋 (L=102.0m) : 橋梁桁損傷

<橋桁のずれを復旧し、規制解除することを検討中>

##### ・2次緊急輸送道路

(主) 河南米山線 豊里大橋 (L=349.1m) : 橋脚損傷

<4月10日9:00より全面通行止めから普通車のみ通行可能に変更>

##### ・3次緊急輸送道路

(一) 南蔵王白石線 石淵橋 (L=58.0m) : 橋梁段差

<4月9日9:00より通行規制解除>

・その他

(主) 相馬亙理線 高浦橋 (L=10.4m) : 橋台移動<仮道で通行可能>

(主) 古川松山線 志田橋 (L=266.2m) : 橋台、橋脚、伸縮装置、支承損傷

<対応検討中>

## 2) 国管理道路

### ①(国)45号の3箇所全面通行止め

・石巻市河北町大字成田地内 L=0.1km 法面崩壊

<迂回路のため規制区間9.0km>

・歌津大橋(南三陸町歌津) L=0.3km 落橋

・小泉大橋(気仙沼市本吉町) L=0.6km 落橋

※水尻橋(南三陸町志津川)は5:00~19:00仮橋にて片側交互通行

19:00~翌日5:00は緊急車両以外通行止

※二十一浜橋(気仙沼市本吉町)は仮橋にて2車線通行可能

### ②(国)45号の交通確保のため歌津大橋迂回路を直轄国道に区域編入

(一) 払川町向線及び町道伊里前線を(国)45号の迂回路(L=約1.2km)として応急的に使用

## (2)特に重要な路線の確保状況について

①仙台塩釜港(仙台港区)内のJX日鉱日石エネルギー仙台製油所への燃料輸送ルート確保済

②仙台塩釜港(塩釜港区)内の塩釜貞山油槽所への燃料輸送ルート確保済

③鮎川方面への救援ルート確保済

④女川原子力発電所へのアクセス道路確保済

⑤東北電力の停電解消作業への対応 イ 塩竈・多賀城地区のライフラインの確保のため、国道45号の通行は確保済 ロ 新仙台火力発電所からの送電線確保については対応済 ハ 被災変電所へのルート確保について、鹿折変電所(気仙沼営業所管内)へのルート及び仙台港変電所へのルートのがれき撤去作業は完了

⑥県管理道路上の災害廃棄物の処理に着手

⑦県管理道路の通行規制状況をホームページで公開

## 3 排水対策について

津波浸水エリアにおいて、施設の早急な復旧と行方不明者の捜索活動のため、自衛隊、県警本部等とも調整しながら排水ポンプ車による排水対策を国土交通省に要請している。各エリアの排水作業状況については、以下のとおり

	全体箇所	現在稼働箇所	終了箇所	現在稼働台数	主な稼働箇所
仙台市	3	3	0	6	荒浜
石巻市	22	12	10	15	釜谷
名取市	6	1	5	2	閑上
岩沼市	4	0	4	0	
東松島市	16	7	9	16	大曲
多賀城市	2	2	0	2	仙塩浄化センター
七ヶ浜町	4	1	3	4	阿川沼
亘理町	11	7	4	18	鳥の海周辺
山元町	3	1	2	1	坂元
気仙沼市	3	2	1	4	階上
南三陸町	2	0	2	0	
合計	76	36	40	68	

4 河川・海岸施設について

津波による浸水地域における河川・海岸の調査状況は、以下のとおり

(1)河川

調査対象 河川数	机上調査済み 河川数	一次調査済み 河川数	二次調査済み 河川数	二次調査中 河川数
51	51	51	32	19

・ 浸水地域における調査対象河川51河川のうち32河川については、二次調査が完了し、気仙沼市分（旧本吉町）、南三陸町分、石巻市分（旧北上町）の19河川について二次調査を実施中

・ また、迫川・七北田川・砂押川など県内117河川、454箇所では被災を確認。七北田川・定川・大川など61箇所では応急工事を実施。うち40箇所が完了

・ なお、県内の北上川・鳴瀬川・阿武隈川・名取川の直轄管理区間については、堤防決壊や沈下など817箇所の被災を確認。24箇所では緊急復旧工事を実施。うち6箇所が完了

(2)建設海岸

調査対象 海岸数	机上調査済み 海岸数	一次調査済み 海岸数	二次調査済み 海岸数	二次調査中 海岸数
63	63	55	0	55

・ 調査対象海岸63地区海岸のうち55地区海岸については、一次調査が完了し計測等の二次調査を実施中

・ 未調査となっている離島等の8海岸については、交通手段を確保し、順次調査を実施する

・ 仙台湾沿岸仙台南部海岸31.7km（建設海岸）における災害復旧については、国土交通省による実施が決定

・宮城県沿岸域の応急対策としては、海岸保全施設の復旧のみならず、内水対策を含めた面的な対応が必要であることから、東北地方整備局、東北農政局及び宮城県がお互いに情報を共有し、復旧に向けた情報交換や応急復旧工事等、多岐にわたる連絡調整を図りつつ、早期復旧を目指し、東北地方整備局が主体となって「宮城県沿岸域現地絡調整会議」を開催することとした

(3) 港湾海岸

・石巻港（雲雀野地区、西浜南浜地区）堤防延長3,773mのうち、決壊延長275mについて応急復旧工事を実施中

5 港湾物流機能確保への対応

(1) 仙台塩釜港及び石巻港の復興への取り組みについて

①仙台塩釜港及び石巻港の物流機能の早期回復と各港湾背後企業の早期復興に向けて、4月1日（石巻港復興会議）及び2日（仙台塩釜港復興会議）に復興会議を開催

②港湾物流再開への動き

- ・自動車運搬船の定期航路が4月7日から再開
- ・名古屋～仙台間の太平洋フェリー定期航路が再開

11日に第1船（「きそ」15,795トン）が入港予定

13日に第2船（新「いしかり」15,762トン）が入港予定

(2) 主要港湾の応急復旧の状況について

- ・地震発生直後より、航路及び臨港道路等の啓開作業を実施し、救援物資等の緊急輸送に最低限必要な物流ルートを確認
- ・4月1日（15:00～）、仙台塩釜港及び石巻港の岸壁に一般貨物船の入港が可能（4月30日までは、日出から日没まで）

①仙台塩釜港（仙台港区）

- ・各埠頭に接続する臨港道路は暫定上下一車線を確認

岸壁名	全岸壁数	利用可能数	対象となる標準船形 (載貨重量 <sup>ト</sup> 数)
高松埠頭(-12m)	1	1	30,000トン級
中野埠頭1～6号 (-10m～-12m)	6	5	12,000～30,000トン級
フェリー埠頭1号 (-8.5m)	1	1	10,000トン級
フェリー埠頭2号 (-8.0m)	1	0	10,000トン級
雷神埠頭1～2号 (-7.5m～-9.0m)	2	2	5,000～10,000トン級
向洋埠頭(-12m)	1	0	
高砂埠頭 (-12m～-14m)	2	0	
計	14	9	復旧率64% (9/14)

②仙台塩釜港（塩釜港区）

- ・各埠頭に接続する臨港道路は暫定上下一車線を確保

岸壁名	全岸壁数	利用可能数	対象となる標準船形 (載貨重量トン数)
真山埠頭1～4号 (-7.5m～-9.0m)	4	4	5,000～10,000トン級
東埠頭岸壁(-7.5m)	3	3	50,000トン級
中埠頭岸壁 (-4.5m～-7.5m)	5	5	1,000～5,000トン級
西埠頭岸壁 (-4.5m～-5.5m)	4	4	1,000～2,000トン級
東宮埠頭岸壁 (-5.5m)	1	0	
石油基地7バース (-5.5m～-7.5m)	7	7	2,000～5,000トン級
計	24	23	復旧率96% (23/24)

③石巻港

- ・各埠頭に接続する臨港道路は暫定上下一車線を確保

岸壁名	全岸壁数	利用可能数	対象となる標準船形 (載貨重量トン数)
日和埠頭6～7号 (-9.0m～-10m)	2	2	10,000～12,000トン級
大手埠頭1～5号 (-5.5m～-7.5m)	5	5	2,000～5,000トン級
中島埠頭1～4号 (-5.5m～-10.0m)	4	3	2,000～12,000トン級
南浜埠頭1～3号 (-7.5m～-10.0m)	3	0	
雲雀野中央埠頭(-13m)	2	2	40,000トン級
雲雀野北埠頭(-10m)	1	1	12,000トン級
計	17	13	復旧率76% (13/17)

(3) 地方港湾の応急復旧の状況について

気仙沼港及び女川港については、救援物資等の緊急輸送に最低限必要な岸壁の利用が可能。それ以外の地方港湾については被害状況の調査を継続中

①気仙沼港

岸壁名	全岸壁数	利用可能数	対象となる標準船形 (載貨重量トン数)
朝日埠頭1～3号(-7.5m)	3	3	1,000トン級
朝日埠頭1～3号(-4.5m)	3	3	1,000トン級
計	6	6	復旧率100% (6/6)

②女川港

岸壁名	全岸壁数	利用可能数	対象となる標準船形 (載貨重量トン数)
石浜埠頭(-4.5m～-7.5m)	2	2	1,000～5,000トン級
計	2	2	復旧率100% (2/2)

## ③その他地方港湾

港名	状況
松島港	・被災状況調査完了。航路・泊地啓開作業中
雄勝港	・被災状況調査完了
荻浜港	・被災状況調査完了
表浜港	・被災状況調査完了
金華山港	・物揚場、防波堤等は空撮により被害状況を確認。4月15日から現地調査を実施予定
御崎港	・被災状況調査完了

## 6 仙台空港について

- ・救援復旧対策に使用するヘリポート4機の駐機スペース確保し、3月15日から運用開始
- ・自衛隊及び米軍による緊急物資輸送のためのミニマム1500m滑走路を供用し、3月17日より、救援機による物資輸送可能（ヘリ・陸路で各被災地等へ配送可能）
- ・3月18日午前、仙台空港に全日本空輸(株)オペレーション専門集団約20名が入り、早期復興に向け、現地調査を開始
- ・3月20日より、大量輸送を可能とする米軍機（C-17）が着陸。物資搬入を本格化
- ・3月21日、空港災害復旧作業を実施する米軍隊員の宿泊スペース等を仙台空港ビル内に確保
- ・3月29日、滑走路及び滑走路灯などの復旧により、救援機のみ3,000m滑走路の使用が可能
- ・4月13日より、1日6往復で民間機の発着が再開  
全日空3往復（羽田便3往復）、日本航空3往復（羽田便1往復、伊丹便2往復）

## 7 仙台空港鉄道の復旧支援について

## (1) 鉄道施設の復旧

- ・3月15日に鉄道・運輸機構が調査開始
- ・県はアクセス鉄道に対し応急復旧を支援
- ・国所有の空港トンネル部については、国（東京航空局）に復旧を要請
- ・3月28日、東北地方整備局が空港トンネル部の排水を開始
- ・4月2日から列車運転再開までの間、JR名取駅と美田園駅間（杜せきのした駅経由）1日32往復、JR名取駅と仙台空港間（杜せきのした駅、美田園駅経由）朝夕2往復において、代行バスを運行。代行バスは朝6時30分から夜10時50分の間において1時間に約2往復程度を運行。朝夕の時間帯は通勤利用に配慮し多めに運行

## (2) 要望事項

災害復旧事業費補助金では、鉄道事業者が1/2を負担することになり、その負担が仙台空港鉄道株式会社の今後経営を逼迫することから、鉄道事業者の負担軽減（補助率のかさ上げ等）を国に要望

8 仙台空港ビルについて

(1)被災状況

- ・ 空港ビルは中2階まで浸水，1階部は壊滅状態
- 調査の結果，1階部に設置してある電気設備・受変電設備・ボイラー・空調設備・自家発電・消防設備・監視カメラ等の機械電気設備は全滅状態
- ・ 仙台エアカーゴターミナルの保税蔵置場等は津波及び火災により使用不能

(2)復旧状況

- ・ 本格調査実施中
- ・ 空港ビルへの電力供給に向け，関係者（東北電力，空港ビル，県等）で協議を開始

(3)要望事項

- ・ 被害に対し，公共土木施設の災害復旧に準じた支援措置を国に要望

9 流域下水道流末処理施設について

(1)現状と復旧

機能停止中の3流域について，マンホールからの溢水を回避する緊急対策を終了し，本格応急復旧を実施中

① 阿武隈川下流流域（岩沼市）

- ・ 緊急溢水対策を完了し，応急対策として5月中旬までにメインポンプを復旧し，処理場内のみの沈澱処理への切り替え作業中。
- ・ 名取ポンプ場，仮設ポンプにより運転中
- ・ 増田川で沈澱池を設置し，沈澱放流中
- ・ 処理場内で仮設沈澱池を設置し，沈澱放流中

②仙塩流域（多賀城市）

- ・ 仙台市北部の大規模団地等における水道ガスの復旧に伴う溢水の防止対策として，七北田川への緊急放流のため沈澱池設置が完了。
- ・ 緊急溢水対策を完了し，応急対策として4月下旬までにメインポンプを復旧し，処理場内のみの沈澱処理への切り替え作業中。
- ・ 仙台港多賀城緩衝緑地の沈澱池を通して砂押川に排水中
- ・ 国土交通省による排水ポンプ車の支援を受けて排水中

③北上川下流東部流域（石巻市）

- ・ 緊急溢水対策を完了し，応急対策として5月中旬までに処理場内のみの沈澱処理への切り替え作業中。
- ・ 処理場内放流実施中
- ・ 旧北上川へ沈澱池を通して排水中

④市町村からの要請を受け，(社)日本下水道協会策定の「下水道事業における災害支援に関するルール」に基づき，公共下水道の調査について他県から緊急調査隊を受け入れ中

⑤曇天時の流入下水量増加など，様々な状況を勘案した応急対策を実施していく

(2) 下水道復旧に関する県民への協力呼びかけ

- ・住民や事業者に対しては市町村からも周知徹底を依頼
- ・4月1日、仙塩浄化センターの被害状況、排水作業状況をマスコミに公開
- ・利用者に対し、水の使い回しなどによる節水を引き続き要請

10 仮設住宅への対応

- ・(社)プレハブ建築協会へ仮設住宅10,000戸の建設を要請(3月14日)し、建設用地調査等を開始(3月18日)
- ・合わせて公営住宅85戸を確保済み(3月定期募集を停止分)
- ・国土交通省住宅局から応急仮設住宅建設調整担当者派遣決定(3月13日)
- ・市町村営住宅の被災状況や応急仮設住宅の建設用地等の調査に県職員が市町村を巡回(3月17日開始)
- ・(社)プレハブ建築協会へ仮設住宅20,000戸を追加し合計30,000戸の建設を要請(4月1日)
- ・県内事業者を含めた国内外の住宅生産能力を最大限に活用することとし、応急仮設住宅の建設事業者公募の実施を(一般社団)すまいまちづくりセンター連合会に要請(4月6日)
- ・第1次第2次分13市町全て着工済み(4月8日 2,455戸)
- ・4月8日、第3次着工予定表を公表(12市町 1,930戸、4月13日から順次着工予定)

	第1次から第2次まで 着工済み分	今回着工(見込み)分	全 体
市町村数	13	12	13
戸 数	2,455	1,930	4,385

11 被災住宅・宅地に関する県の支援

(1) 応急危険度判定

①被災建築物応急危険度判定

・応急危険度判定は市町村の要望による個別調査に切替え、り災証明に係る市町村調査支援に重点を置き、宮城県建築士会、宮城県建築士事務所協会、日本建築家協会宮城の協力を得て実施中。また、4月7日地震を受け、再度の応急危険度判定及び津波浸水域での応急危険度判定を市町村調整のうえ実施

市町村実施状況		実施見込 (4/11)	判定結果 (3/11~4/10)
完了 7市15町	石巻市、塩竈市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、丸森町、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、加美町、涌谷町、美里町	対象棟数 約80棟  実施体制 約8名 約4班	危険 4,000 要注意 5,498 調査済 29,462  合計 38,960  (4/10 15:00現在)
実施中 3市2町	仙台市、白石市、岩沼市、柴田町、南三陸町		
予定無し 1市3町	多賀城市、七ヶ宿町、川崎町、色麻町		
実施予定 2町	東松島市(4/13~)、女川町(4/12~)		
調整中 1市1村	気仙沼市、大衡村		

② 災宅地危険度判定

・ 仙台市内等で実施中

市町村実施状況		実施見込 (4/11)	判定結果(4/10)
完了 2市3町	角田市, 岩沼市, 亘理町, 利府町, 加美町	対象宅地数 約30宅地  実施体制 約4名/日 約2班/日	危険 417件 要注意 685件 調査済 1,012件  合計 2,114件  (4/10 15:00現在)
実施中 1市1町	仙台市, 松島町		
予定無し 6市12町1村	白石市, 蔵王町, センソク町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 丸森町, 名取市, センソク浜町, 大郷町, 富谷町, 大衡村, 大崎市, 色麻町, 涌谷町, 美里町, 栗原市, 登米市, 石巻市		
調整中 4市5町	塩竈市, 多賀城市, 川崎町, 山元町, 大和町, 東松島市, 女川町, 気仙沼市, 南三陸町		

※被災宅地危険度判定

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減・防止するため、被災宅地の危険度を判定し、所有者に対し情報提供を行うもの。

(2) 住宅相談

被災者に対する住宅相談の実施について

「被災住宅相談窓口」を土木事務所・地域事務所及び建築宅地課に設置し、被災住宅に関する県民からの相談に応じるとともに、市町村の「被災住宅相談窓口」を支援

1.2 県有建築施設への対応

県有建築物被災状況調査

調査依頼件数	調査済				未調査
	被害額算定済		算定中 件数		
	件数	被害額(百万円)			
142	92	22	4,238	70	50

1.3 まちづくり復興支援

- ・被災地の無秩序な開発を防ぐための建築制限を実施（4月8日指定）
  - ① 建築基準法に基づき緊急避難的に建築を制限（最長2ヶ月5月11日まで）  
（気仙沼市, 南三陸町, 女川町, 東松島市, 名取市, 石巻市（特定行政庁）  
現行法の制限期間2ヶ月を更に延長できるよう法改正を要望
  - ② その後、被災市街地復興特別措置法に基づき建築を制限（最長2ヶ年）
- ・被災市町の復興まちづくり計画策定支援  
甚大な津波被害を被った沿岸部市町に対し、地元の意向を踏まえ、県が主体となって復興まちづくり計画を策定し、市町村を支援

1.4 土木部所管の公共施設上の災害廃棄物処理について

(1) 国道・県道

道路上の災害廃棄物（瓦礫等）について、早期の復旧・復興を図る観点から、交通確保のため撤去を実施中

実施路線：国道398号，（主）石巻鮎川線，（主）塩釜亘理線，（主）相馬亘理線（主）気仙沼唐桑線，（一）石巻女川線等の26路線

(2) 河川

今後の出水期を迎え洪水による二次災害を防止するため河川に堆積した災害廃棄物の撤去を実施中

実施河川：五間堀川，七北田川，坂元川，戸花川，東名運河，大沢川，皿貝川等の13河川

1.5 応援協力状況

(1) 災害時応援協定に基づく地震津波被害への応援協力実施中の協会

- ・ 3月14日付で以下の協会に依頼通知済み

宮城県建設業協会

宮城県測量設計業協会

建設コンサルタンツ協会

土工協東北支部

埋立浚渫協会

宮城県造園建設業協会

宮城県宅地建物取引業協会

全国特定法面協会

プレハブ建築協会

東北地質調査業協会

全日本不動産業協会

住宅金融支援機構

宮城県建築士会

宮城県建築士事務所協会

日本建築家協会東北支部宮城地域会

日本建築構造技術者協会東北支部

(2) 国・他県等からの支援状況

- ・ 仮設住宅支援

3月16日～ 国土交通省1名

3月17日～3月31日 東京都2名

3月18日～ （独）都市再生機構1名

3月19日～ 兵庫県3名

3月24日～ （独）都市再生機構4名

4月1日～ （独）都市再生機構4名

- ・災害復旧・復興先遣調査
  - 3月18日～3月20日 兵庫県4名
  - 3月23日～3月25日 三重県1名
  - 3月24日～4月14日 兵庫県1名（延べ6名）
  - 3月26日～3月30日 愛媛県3名
  - 4月3日～4月5日 岐阜県5名
- ・災害復旧支援
  - 4月11日～4月28日 北海道5名・秋田県6名・山形県3名・兵庫県3名
- ・下水道災害調査（（ ）内はチームの人数）
  - 3月18日～3月22日 大阪市(7)
  - 3月19日～ 福岡市(8)
  - 3月23日～ 大阪市(6)
  - 3月23日～3月28日 兵庫県・西宮市(3)兵庫県・芦屋市(3),伊丹市・宝塚市(3)丹波市・姫路市(3), 福井市(4)
  - 3月24日～ 石川県(5)
  - 3月24日～3月27日 富山県(5)
  - 3月24日～3月28日 愛知県(5), 岐阜県・岐阜市・大垣市・関市(4), 長岡市(5)
  - 3月26日～4月5日 川崎市(6)
  - 3月28日～4月2日 たつの市(4), 大阪府・池田市(4), 京都府・福知山市(4)滋賀県・大津市・彦根市(4), 奈良県・奈良市(4), 山形県(8)
  - 3月29日～4月3日 瀬戸内市(4), 新見市(2), 長野県・上田市・松本市(4)
  - 3月30日～4月3日 福岡市・大牟田市(4), 飯塚市・大野城市(4), 直方市・春日市(4), 長崎県・長崎市(4), 熊本県・熊本市・八代市(4)
  - 3月30日～4月3日 広島県・三次市(4), 香川県・観音寺市・四万十市(3)
  - 3月30日～ 広島市(8)
  - 3月31日～ 札幌市(8), 岡山市(4), 福岡市(4)
  - 4月1日～ 秋田県(4), 北海道・函館市・小樽市・室蘭市・釧路市  
苫小牧市・恵庭市・石狩市(19)
  - 4月2日～4月7日 川西市(3), 豊中市(4), 和歌山県(2), 和歌山市(2)
  - 4月4日～ 広島県・呉市・大竹市(4), 東温市(4), 備前市・真庭市(4), 香川県・丸亀市・倉敷市(5), 山陽小野田市(4)
  - 4月6日～ 埼玉県(3), 石川県・小松市・能美市(5), 三重県・四日市市(4), 静岡県・磐田市・藤枝市・菊川市(4), 群馬県・太田市(4)
  - 4月7日～ 神奈川県・秦野市(4)
- ・物資の支援
  - 関西広域連合(兵庫県, 鳥取県, 徳島県)から大型土のう約30,000袋提供(3月27日)

関西広域連合（兵庫県）から大型土のう 10,300 袋提供（4月1日）

- ・復興に関する情報の提供 3月28日 兵庫県 2名

#### 1.6 その他

- ・津波被害による失職者等の積極的な雇用が図られるよう、建設業協会等9団体に要請
- ・平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事等における暴力団の排除について、建設業協会等9団体及び市町村長に対し要請
- ・平成23年東北地方太平洋沖地震で被災された皆様への、使用料・手数料等の減免措置について（4月1日）土木部ホームページに掲載

### **(6)事務所の初動対応（発災後から1ヶ月間）**

#### **大河原土木事務所**

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

- ・職員配備体制 夜間、休日は5～10人／班体制で配備
- ・相談窓口 「被災住宅相談窓口」を設置（相談件数25件）
- ・被害状況確認 3月11日～3月23日までは毎日調査
- ・応急復旧対応 18件の応急工事と13件の災害調査委託を契約  
国道349号江尻、白石上山線滝見台、白石川等の応急工事を実施
- ・砂防施設等管理施設の点検
- ・被災建築物・宅地の危険度判定
- ・通学路の安全点検

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・通行規制箇所の早期解除  
全面通行規制箇所19箇所→10箇所（3月末）
- ・被災箇所の早期把握  
災害査定に向けた資料（設計書）作成
- ・道路の段差、陥没等通行危険箇所の補修  
小規模な補修は概ね半月（15日）程度で一段落

#### **仙台土木事務所**

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

- ① 職員配備体制
  - ・3月12日に職員の安否確認及び登庁確認を終了
  - ・6月末日まで土曜、日曜及び祝・祭日を含めて、24時間体制で配備  
※ 夜間及び休日の配備（2班～1班：1班6人体制）
- ② 相談窓口の設置
  - ・3月11日から通常の許・認可業務について対応（総務及び経理業務についても3月14日から通常業務対応を実施）

③ 被災状況確認

- ・3月11日道路・河川管理業務委託業者にパトロール実施を指示（津波浸水区域については、現状の安全性を確認の上、実施）
- ・3月12日から職員によるパトロールの実施。併せて道路規制及び被災箇所を確認を随時実施

④ 復旧対応について

- ・「大規模災害時の応急対策業務に関する協定」等に基づき、3月14日付けで宮城県建設業協会等へ正式に応援協力を依頼。
- ・緊急輸送路の確保及び河川の破堤箇所の応急対策を随時実施

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・緊急輸送路等の通行確保及び通行不能区間の解除
- ・復旧に向けた幹線道路等の災害廃棄物撤去
- ・河川堤防の破堤箇所等の仮応急工事の実施
- ・行方不明者の捜索及び降雨等の二次災害防止に向けた河川等の災害廃棄物撤去

**北部土木事務所**

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□職員配備体制

- ・3/12(土)の昼間まで全職員配備、3/12(土)から夜間及び休日昼間3班体制(約15人)配備。  
3/23(水)から2班体制(約10人)配備、3/29(火)から1班体制(約5人)配備、4/1(金)から同じく3人体制配備

□相談窓口の設置

- ・3/22(火)から「被災住宅相談窓口」を設置、住宅相談を実施

□被害状況確認

- ・測量設計協会による災害調査（方面別に職員立会による道路、河川の被災状況調査）を実施
- ・建設コンサルタツ協会による災害調査（被災橋梁及び法面崩壊箇所の調査）を実施
- ・河川・道路災害測量設計6件、橋梁災害復旧詳細設計1件、道路災害設計1件の業務委託
- ・気仙沼方面の被害状況概略調査、津波浸水区域外の道路・河川被害状況調査
- ・通学路の安全確保のための緊急点検の実施（加美町、色麻町、美里町）

□応急・復旧対応等

- ・河川2箇所の応急災害復旧工事契約実施、道路2路線2箇所の応急災害復旧工事契約実施
- ・河川・道路管理業務で被災箇所の暫定対応措置実施
- ・応急仮設住宅建設支援（応急仮設住宅市町村調査）

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・被災箇所、被災状況の把握と応急復旧の実施

**北部土木事務所栗原地域事務所**

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□事務所全体

24 時間配備（平日夜間及び休日）により、情報の伝達・収集、苦情・要望の聴き取り、主管課への定時報告（被災状況、通行規制状況等）を行う。また、栗原市災害対策本部会議で、県管理道路の規制状況と橋梁の緊急点検及び土砂災害危険箇所緊急点検結果について報告を行った。

また、津波による被害が甚大な沿岸地域の支援として、南三陸町へ応援職員を派遣したほか、旧本吉町の南側の災害調査（県管理道路及び市管理道路）と河川・砂防関係調査を実施した。

#### □道路・河川等

道路関係は、直営及び管理業務委託業者のパトロールにより被害状況の確認を行い、道路の全面通行止め箇所について早急に応急工事を実施する事により、管内全ての国県道において片側交互通行により交通ルートを確保した。

河川は堤防の沈下・クラック等の被災箇所が多く、大型土のう・ブルーシート等の応急対応資材を確保するとともに、河川管理業務委託及び応急工事の発注により、被災箇所の応急復旧に努めた。

同時に、被災箇所の災害査定に向け調査設計業務委託を発注し、現地で業者と申請内容の確認をした。

#### □建築

建築職員については、北部土木事務所と一体となった震災対応を基本とし、被災建築物の窓相談対応、被災住宅の応急修理制度の説明会への協力、応急仮設住宅建設のための市町村間、スクールゾーン内危険ブロック塀等の状況確認。

#### ○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

上記内容を基本に、道路は緊急輸送道路を主体に安全安心な交通確保、河川では余震により被害が増加したため被害箇所の確定、建築は被災建築物の窓口相談対応に努めた。

#### 東部土木事務所登米地域事務所

#### ○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

- ・道路に段差や大きな亀裂があり通行に支障となっている箇所については、道路管理者の協力で当日中に通行できる最低限の措置を講じた。
- ・通行に大きな障害である路面陥没や堤防の崩壊した箇所は、「災害時応援対策の協力に関する協定書」に基づき宮城県建設業協会登米支部に応急工事を依頼した。
- ・被災した橋梁の調査・設計を「災害時応援協定」に基づき(社)宮城県測量協会と(社)建設コンサルタント協会に依頼した。特に緊急輸送路に指定されている「錦橋」・「豊里大橋」・「錦桜橋」については、応急工事を実施した。
- ・沿岸部の土木事務所に代わり、津波により大きな被害があった南三陸町と石巻市北上町の県管理国道・県道及び河川の応急工事を支援した。

#### ○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・通行止めとなっている「錦橋」外2橋の早期の解放を目指し、河川管理者と協議するとともに設計を進めた。
- ・沿岸部の被災者救助するために、重要な路線である国道398号の応急工事を気仙沼土木に代わり実施した。

**気仙沼土木事務所**

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

- ・気仙沼市災害対策本部へ道路に関する情報（通行止、通行可能）提供
- ・また、気仙沼市及び南三陸町災害対策本部からの情報収集
- ・被害状況調査、応急対策を実施
- ・建築関係の相談対応、被害状況の確認

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・道路、河川、港湾等被災調査の実施
- ・道路の通行確保等応急工事を実施

**仙台塩釜港湾事務所**

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□職員配備体制について

- ・3月13日から代替事務所を仙台土木事務所3階会議室に設置し、災害対応業務を開始
- ・塩釜支所には日中1名配置し、その他は全員仙台土木事務所勤務
- ・夜間は、3月12日5名、13日10名（2班）、14日から17日まで4名（1班）、3月18日から4月11日まで2名で配備し、翌12日から夜間配備解除
- ・休日の日中は、5月15日まで2名で配備し、5月21日から休日配備解除
- ・塩釜支所職員は仙石線の部分開通後（4月中旬）に通常勤務
- ・多くの職員は自家用車が津波で被災したため、公共交通が回復するまで徒歩、自転車、バイク等で通勤

□通信手段の確保について

- ・震災翌日から港湾事務所の携帯5台（基地用1台、現場用4台）、14日からは衛星携帯電話1台、仙台土木事務所の固定電話2台、内線1台を設置
- ・港湾関連企業との情報連絡として、事務所携帯1台を基地局として設置して連絡体制を整備

□県庁との情報ネットワークの確保について

- ・被災した事務所から使用可能なパソコンを仙台土木事務所に持込み、16日から仙台土木事務所のみやぎハイパーウェブに繋いで、県庁とのネットワークを再開（当初はパソコン5台）

□公用車の確保について

- ・事務所の公用車8台の内、トラック1台、塩釜支所の3台（内軽トラ1台）を残して4台が津波により流出
- ・県庁から2台緊急配車されたが、実質4台で災害対応

□被害状況確認について（仙台港区・塩釜港区）

- ・3月13日から1班2、3名体制で毎日1、2班で立入可能な地区からパトロールを開始
- ・緊急物資輸送のため、港内の緊急輸送道路と航路や泊地の被害状況把握を最優先
- ・数日間は、多くの港湾道路が車両通行不能であり、現地では徒歩による確認が主であったため時間を要し、また、情報も錯綜して、被害状況の把握に混乱を来す

- ・沿岸地域全体が地震で沈下したが、接岸不可能な岸壁は数カ所のみ
- ・背後ヤードは沈下や段差、亀裂が見られるものの、機能的には早期再開が可能な状況
- ・上屋（倉庫）もほとんど被災し、保管物資も流出
- ・その他、仙台港内は照明灯や給水設備等も全て被災
- ・仙台港区の高砂コンテナターミナルでは、津波によりコンテナが約2000個流出し、残る約2400個もヤード内に転倒や破損しながら散乱し、管理棟、受変電設備、クレーン等、施設や設備の全てが被災

□応急・復旧対応について（仙台港区・塩釜港区）

- ・国土交通省や県の建設業団体との災害協定に基づき、14日から緊急災害工事に着手するとともに、自衛隊や海上保安庁等の支援を受けながら、緊急物資輸送の早期確保のため、港内の緊急輸送道路、航路及び泊地の啓開作業から開始
- ・特に油供給不足の早期回復のため、塩釜港区の航路と泊地の浮遊物や転落物の除去作業を最優先に実施
- ・また、被災したふ頭においては、港湾利用の早期回復のため、岸壁との段差に擦り付け舗装や野積場に仮設フェンスを設置し、背後の浸食や浸水の恐れのある被災護岸には、大型土のう積工などの応急工事を実施
- ・震災後1か月で、水深や背後ヤードの亀裂等で多少制限があるものの、使用可能な岸壁数は、仙台12/14（フェリー含む）、塩釜14/20にまで回復

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

□港内の幹線道路の啓開作業による緊急物資輸送路の早期確保

- ・震災廃棄物（ガレキ）処理、特に被災車両の撤去作業を優先的に実施

□港内の航路と泊地の啓開作業による緊急物資の海上輸送の早期確保

- ・船舶の安全な航行と接岸を確保するための転落物や浮遊物等の撤去処理
- ・特に塩釜港区の石油占用栈橋がある貞山堀航路と、コンテナが多く沈んでいる仙台港区の中央航路を優先的に実施

□ふ頭内の応急工事による港湾利用の早期再開

- ・被災しているものの使用可能な岸壁を最大限活用するため、利用再開状況に応じて仮舗装や仮設フェンスの設置等を実施

**石巻港湾事務所**

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□職員の配備について

- ・事務所機能が失われたことから、職員（港湾課からの派遣職員2名を含む）は東部下水道事務所を仮事務所として被災調査業務を行った。
- ・一部の職員は港湾課勤務とし事務所との連絡調整やバース調整を行った。勤務については土日祝交代勤務。
- ・公用車については6台中5台が流失したため県庁より2台を借り受けた。

□被災状況確認について

- ・災害調査、測量、設計を早期に実施できるように発災後1週目までに職員による被災

状況の確認（石巻港のみ）車両通行が不能なことから徒歩にて被災調査を行った。

□港内全区域における応急・復旧作業について

- ・業者による道路の啓開，早期緊急物資輸送に対応した航路等の掃海作業，道路の損壊部、防潮堤の破堤部の仮復旧に向けた応急工事。
- ・臨港道路のがれき撤去及び震災ゴミ置き場対策
- ・船による緊急物資輸送の緊急物資受け入れに係る調整及び岸壁の応急対策
- ・港内企業及び行政機関がすべて被災したことにより連絡体制の確立

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・緊急支援物資船の受け入れに係る復旧及びその対応（3月23日初入港）
- ・臨港道路の機能回復（幹線暫定復旧3月20日完了）
- ・道路、航路の確保
- ・震災ゴミ対策

#### 中南部下水道事務所

○震災対応状況（職員配備体制，相談窓口の設置，被害状況確認，応急・復旧対応等）について

- ・仙塩浄化センターの中南部下水道事務所が甚大な被災を受けており，避難勧告も継続中のため，管理棟での継続的業務が不可能と判断し，仙台土木事務所に移動した。
- ・3月13日8:45 仙台土木事務3F大会議室に仮事務所を開設。以後，4月24日まで，仙台土木事務所を起点として復旧作業等に取り組んだ。
- ・県庁下水道課と情報連絡するため，調整連絡員を指名し，毎朝県庁で打合せを実施
- ・3月13日 流域管渠の被災現地調査の手順を提示された。
- ・3月14日 4流域下水道の被害調査を開始，ポンプ場，管渠の調査を開始
- ・3月14日 事務所職員全員の安否が確認され，全員無事であった。
- ・3月18日 事務所に対するコンサルタント協会による災害支援が開始された。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・管轄の流域下水道に内，処理場（浄化センター）が壊滅的な被害を受けた「仙塩流域下水道（仙塩浄化センター）」及び「阿武隈川下流域下水道（県南浄化センター）」について，下水道管渠からの溢水対策と処理場の仮復旧に重点的に取り組んだ。
- ・溢水対策とし，仮設ポンプによる汚水排除を重点的に取組，ポンプ，発動発電機，燃料等の確保が必須であった。
- ・比較的被害が軽度であった「吉田川流域下水道（大和浄化センター）」及び「鳴瀬川流域下水道（鹿島台浄化センター）」については，ポンプ場，処理場の運転するため電源の確保が必要であり，商用電源が復帰するまでの仮設電源を動かすための燃料確保が必須となった。

#### 東部下水道事務所

○震災対応状況（職員配備体制，相談窓口の設置，被害状況確認，応急・復旧対応等）について

- ・職員の配備体制は，被災当日は出張や自宅が被災した等で出勤できない職員以外は全員出勤で夜間もその体制を継続した。夜間の体制は3月12～13日は2班体制（8人），3月14～21日は1班体制（4人），3月22日～4月11日は半個班体制（2人）とした。休日の体制は，3月12，13日は全身体制を継続し，3月19，20，21，26，27日は3

班体制（12人）、4月2、3、9、10、16、17は半個班体制（2人）とした。

- ・停電と水処理設備が被災した石巻浄化センターは、復電と機器復旧により3月26日から高級処理を開始した。
- ・停電と中央監視装置が被災した石越浄化センターは、復電により3月16日から高級処理を開始した。
- ・処理機能停止により異臭が発生したことから、石巻浄化センター周辺住民に対し、浄化センターの状況を、ちらしの配布・説明を戸別訪問で行った。
- ・応急工事に必要な燃料の入手が、請負業者では困難であったことから、事務所でも燃料確保を行った。
- ・石巻市が実施している公共下水道の浸入水調査及び止水作業を支援した。
- ・北上川下流東部流域の市町の沿岸部が壊滅的な被災を受けたことから、東部浄化センターへ流入する汚水量を推定し、段階的な災害復旧工事のスケジュールを作成した。
- ・汚泥処分先が被災したことから、受け入れ先を調査・検討した。
- ・汚泥運搬車両に、災害派遣等従事車両証明書を発行した。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・指定管理者、設備業者及び設計コンサルタント等に協力を依頼して、管路、浄化センター及びポンプ場の被災調査を行った。
- ・マンホールからの溢水を防止するため、流域市町と協力してマンホールへの仮設水中ポンプの設置及び部分的に汚水量が少ない場所についてはバキューム車により汚水を汲み上げ処理場に運搬した。
- ・応急仮工事及び応急本工事の設計・積算・緊急随意契約を行って、復旧工事を推進した。
- ・津波で1階から地下まで水没し、処理施設が壊滅的な被災を受けた東部浄化センターで、3月25日から0次放流を開始した。
- ・震災発生後2ヶ月以内に一次放流を開始するために、応急復旧工事を行った。
- ・処理機能を停止した東部浄化センターに汚水を極力流入させないために、関係機関と協議し、河北・桃生幹線の石巻第2ポンプ場（真野地区大原地内）の隣接地に仮設沈殿池を設置して、3月26日から旧北上川に一次放流を開始した。
- ・周辺住宅地への異臭発生と放流水による環境への負荷を軽減するために、仮設沈殿池の定期的（20日毎）に汚泥引き抜きと放流水と旧北上川の水質調査を実施し、河川管理者及び利水権者（広域水道企業団）に情報提供した。

仙台地方ダム総合事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□職員配備体制

- ・仙台及び東部土木事務所への支援（職員派遣及び車両の貸出）
- ・被災の大きい仙台及び東部土木事務所へ各2名の職員を3月15日から派遣した。
- ・仙台は3月22日まで。東部は4月26日まで。
- ・夜間・週休日の勤務態勢（連絡員2人） ・ ・ ①派遣職員を除き3月31日まで配備
- ・大倉ダム白沢水位観測所の法面崩壊による一部埋没 ・ ・ 復旧工事の検討

- ・樽水ダム寺野警報所の津波による施設の傾き・撤去作業の検討
- ・南川ダム：鞍部ダムのアスファルトフェイシングの亀裂発生・復旧工事の検討
- ・七北田ダム天端のクラック発生・亀裂部をシートで覆った。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

□非常用自家発電機の燃料確保

- ・商用電源復旧までの非常用自家発電機の稼働に当たり、軽油タンク容量が小さく補充燃料の確保に奔走した。(仙台地方ダム、樽水ダム、惣の関ダム及び笹倉山無線中継所)

**大崎地方ダム総合事務所**

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□職員配備体制

- ・地震発生から復電（3/16）までは全職員による配備とし、各ダム管理事務所にも常駐した。
- ・復電後（3/17～）は2人体制による3交替制の配備体制とした。
- ・災害調査の支援で2名を登米地域事務所に派遣した。（3/17～3/18）

□被害状況確認

- ・地震発生後、即時に各ダムの緊急点検を行い、ダム堤体等の安全を確認した。
- ・庁舎やダム施設の被災状況の確認を行い被災報告を行った。

□応急・復旧対応

- ・上大沢ダムの放流管の漏水に対して取水塔を閉塞、ポンプによる排水等の応急対応を行った。
- ・ダム施設の小規模な被災は応急復旧工事として対応した。（2件）
- ・災害復旧を申請するため、災害調査設計業務を発注した。（2件）

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

ダム施設の安全確保、機能維持のために、余震発生の際に緊急点検（5ダム合計20回）を行い、安全を確認した。

**栗原地方ダム総合事務所**

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□配備体制

- ・3月11日～3月14日 非常配備体制
- ・3月15日～3月18日（夜間、休日）5名体制
- ・3月19日～3月25日（夜間、休日）3名体制
- ・3月26日～（夜間、休日）2名体制

□3月18日 被災状況調査

□被災箇所応急復旧工事の発注

- ・若柳水位計、留場水位計、荒砥沢ダムモニター、小田ダム照明灯、小田ダム舗装（取水塔）

□3月25日、4月8日 花山、荒砥沢、小田ダム二次点検

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・震災により減少した東北電力の電力供給量を少しでも補うため、花山ダム直下にある細倉金

属（株）発電所の発電量が多くなるようにダムからの放流量を可能な限り増加させ電力量の確保に努めた。

- ・荒砥沢ダム湖右岸上流部斜面に発生したクラックを職員による追跡調査を行った。

#### 仙台港土地区画整理事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

3 / 1 1（金）

- ・東日本大震災の地震・津波により事務所（アクセル）にて配備  
（事務所に配備した職員数：16名）  
（2名は他事務所、自宅待機 1名は産休中）
- ・事務所（3階）内は、天井の剥離脱落、壁の亀裂、事務機器・書類など脱落散乱など業務  
続行は不可能さらに停電、断水

3 / 1 2（土）

- ・被災状況調査
- ・昼頃までアクセルに滞在
- ・午後 職員は徒歩で中野栄駅まで移動
- ・仙台土木の公用車を借用し、ピストン輸送して、仙台土木に移動
- ・仙台土木の会議室を間借りして、そのまま配備継続

3 / 1 3（日）

- ・地区内道路被災調査（～3 / 1 6）

3 / 1 4（月）

- ・緊急物資輸送路確保のため応急復旧工事を実施  
作業時間：16:30～18:30 施工業者：奥田建設、スバル興業  
場 所：海の見える大通り線×ポートセンター中央線交差点周辺  
内 容：支障車両移動及び覆土撤去（車道関連）

3 / 1 7～

- ・区画整理区域内応急復旧工事着手  
（道路・公園等の車両の移動、がれき、土砂の撤去）

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

H23.3.13～16	職員による地区内道路被災調査
H23.3.17	応急復旧工事着手
H23.3.23	仮換地・保留地証明、法76条申請の受付再開 対応にはお時間をいただく場合があります
H23.3.24	公共用地内にある自動車等の移動についての周知開始
H23.3.28	公共用地内にある自動車等の仮置き場への移動を開始
H23.4.5	道路及び下水道の災害調査・測量を開始、道路の段差解消等の応急工事実施
H23.4.13	公共用地内にある自動車等の仮置き場への移動 概ね完了
H23.4.23	公共用地内のがれき・土砂撤去 概ね完了
H23.4.27	仙台市にて1号公園から被災車両を移動

### **(7)BCP (土木部事業継続計画)**

#### **【発災 (3/11 14:46) ～3時間後 (3/11 18:00)】**

『計画』 〈活動目標〉 初動体制構築期  
〈土木部対応〉 情報収集班の構築

『実際の対応』

情報収集班は各課の担当班が担い、3時間以内に情報収集を開始した。

#### **【3時間後 (3/11 18:00) から3日後 (3/13 15:00) まで】**

『計画』 〈活動目標〉 人名の救命・救助期、緊急輸送道路確保  
〈土木部対応〉 道路点検開始

『実際の対応』

道路点検は3時間以内に開始されており、順次報告も実施。

津波被害のあった地区においても仮事務所を確保し、3日以内に土木部地方機関のすべての事務所において点検、パトロールが開始済み。

緊急輸送路の調整について国土交通省、県警と実施。

津波被害が甚大な沿岸地域へのルート確認を実施。

#### **【3日後 (3/13 15:00) から7日後 (3/18 15:00) まで】**

『計画』 〈活動目標〉 生活支援、ライフライン確保  
〈土木部対応〉 道路応急復旧開始

『実際の対応』

道路の応急復旧は、燃料輸送ルートの確保のため、がれき撤去作業など特に重要な路線から順次着手。

港湾物流ルートとして仙台塩釜港仙台港区3バース確保、塩釜港区の航路および臨港道路の啓開作業実施、石巻港の臨港道路啓開作業実施。

流域下水道流末処理施設は被害が甚大であったことから、一次放流を実施するとともに応急対策として沈殿池の掘削に着手

#### **【3週間後 (4/1) まで】**

『計画』 〈活動目標〉 応急復旧期、施設復旧  
〈土木部対応〉 ライフライン等応急復旧

『実際の対応』

県管理道路の応急復旧として、落橋10箇所の内、7箇所で仮道、迂回路により通行可能とした。これを含め全規制箇所235箇所中84箇所解除

主要な港湾については地震発生直後より、国土交通省、海上保安庁、自衛隊等の関係機関の協力を得ながら、航路、臨港道路等の啓開作業を実施し、救援物資等の緊急輸送に最低限必要な物流ルートの確保が完了。通常の物流機能の回復に向けた本格的な復旧作業を実施した。

流域下水道流末処理施設のうち、機能停止中の3流域について、マンホールからの溢水を回避する応急対策を実施

## **(8) 公共土木施設等の復旧・復興工程**

被災した施設の災害復旧工事を行う際の前段となる、国の災害査定については、申請設計図書の簡素化、総合単価使用限度額の拡大等の大幅な簡素化が示されており、現在、国土交通省、財務省東北財務局と災害査定を行っているところです。また、災害復旧事業については、発災の年も含めて3年間(~H25まで)で復旧することが原則となっていますが、事業期間を5年間(~H27まで)に延長していただくよう、国に要望しているところです。

こうしたことを踏まえ、別添のとおり公共土木施設等の復旧工程を明確にし、目標を持って復旧・復興に取り組むことといたしました。

### ①道路施設

道路の緊急輸送道路については、GW前までに少なくとも片側交互通行を確保し、6月末までに通行規制を解除し、その他の道路についても、年内には通行規制を解除することを目標にして応急復旧を行い、引き続き、まちづくりと整合を図りながら本復旧を進め、5カ年程度で完成させます。

### ②河川施設

河川施設については、出水期前の5月末まで瓦礫撤去を行い、洪水期前の6月中に応急復旧、台風期前の8月中に堤防補強を行い、引き続き、まちづくりと整合を図りながら本復旧を進め、5カ年程度で完成させます。

### ③海岸保全施設

三陸南沿岸及び仙台湾中部沿岸については、5月末までに瓦礫撤去、6月中までに仮締切、台風期前の8月中までに堤防補強を行い、引き続き、まちづくりと整合を図りながら本復旧を進め、5カ年程度で完成させます。なお、仙台湾南部沿岸についても、国土交通省が同様に復旧を進めていきます。

### ④港湾施設

仙台塩釜港・石巻港・松島港・気仙沼港については、岸壁、道路等施設の応急復旧を進め、平成24年度内の完全復旧をめざし、破堤した防潮堤等は、遅くとも平成25年台風期前までの完全復旧を目指します。女川港やその他の地方港湾については、港湾背後の市街地が壊滅的な被害を受けていることから、地元自治体のまちづくり計画との整合を図りながら復旧を進めていきます。

### ⑤下水道施設

下水道処理場が被災した、仙塩流域、阿武隈川下流流域、北上川下流東部流域下水道については、出水期前の5月中に主ポンプを復旧して処理場での揚水能力を確保し、沈殿・消毒による簡易処理を行いながら復旧工事を進め、平成24年度下半期から段階的に高級処理に切り替え、平成25年度末までに完全復旧を図ります。

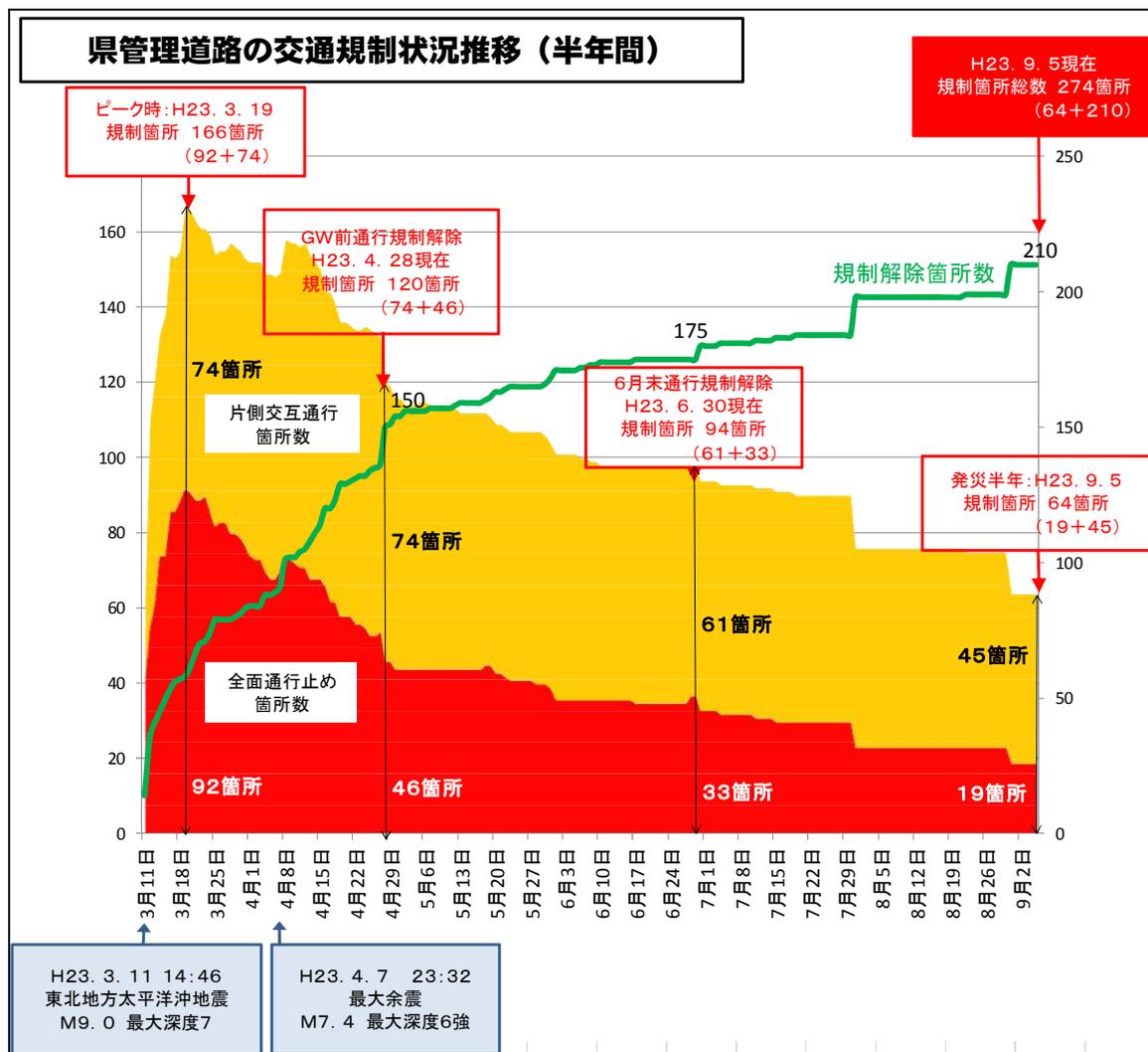
東日本大震災 公共土木施設等 復旧・復興工程表(目標)

宮城県土木部 H23.4.21

項目	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
国土不測SDP	国土不測SDPの復旧・復興工程表(目標)の作成															
道路復旧	道路復旧工程表(目標)の作成															
橋梁復旧	橋梁復旧工程表(目標)の作成															
河川復旧	河川復旧工程表(目標)の作成															
港湾復旧	港湾復旧工程表(目標)の作成															
防災施設	防災施設復旧・復興工程表(目標)の作成															
公共施設	公共施設復旧・復興工程表(目標)の作成															
産業施設	産業施設復旧・復興工程表(目標)の作成															
住宅施設	住宅施設復旧・復興工程表(目標)の作成															
教育施設	教育施設復旧・復興工程表(目標)の作成															
文化施設	文化施設復旧・復興工程表(目標)の作成															
福祉施設	福祉施設復旧・復興工程表(目標)の作成															
その他	その他復旧・復興工程表(目標)の作成															

### (9) 道路交通規制

県管理道路は、地震発生後ピーク時(平成23年3月19日)に166箇所(全面通行止め92箇所, 片側交互通行74箇所)の交通規制を行っていたが、ゴールデンウィーク前には120箇所(全面通行止め46箇所, 片側交互通行74箇所), 半年後には64箇所(全面通行止め19箇所, 片側交互通行45箇所)の道路交通規制を行っている。



### (10) 応急仮設住宅

平成23年3月11日の発災当初は、通信連絡網の寸断や混乱のため、なかなか市町村の情報(H23.8.24 現在住戸被害 全壊72,414戸 半壊77,573戸)が入らない状況であった。

このような状況の中、県は3月14日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に対して応急仮設住宅1万戸の建設を要請した。

そして、県は3月17日から県内市町村を直接訪問し、被災の状況や応急仮設住宅の建設要望戸数等の聞き取り調査を行い、概ね3万戸程度が必要と見込み4月1日にプレハブ建築協会へ2万戸の追加要請を行った。

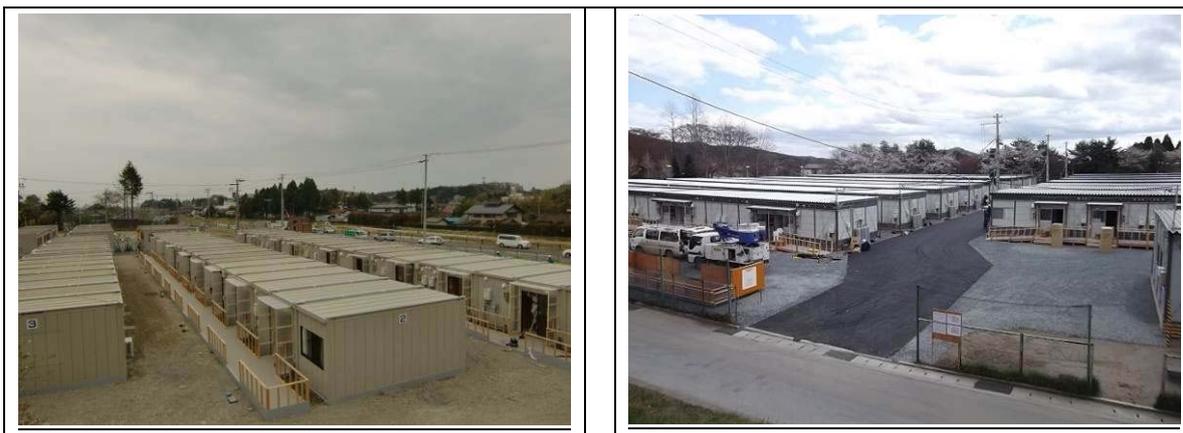
当初は、道路の寸断や燃料不足による資材の輸送、建設労働者の確保と移動等様々な要因による困難な状況が想定されたが、実際は、市街地が破壊的な被害を受けた地域、特に海と山が迫っているリアス式海岸の地域では、安全な建設用地を確保することが極めて困難な状態となり、用地確保が課題となったが、市町が用地の確保に努めることにより、9月末までに全戸完成の目途がついた。

また、市町からの要望に基づいて被災者の障害状態に遭わせた高齢者用と障害者用の福祉型住宅(グループホーム)を追加した。

応急仮設住宅の建設戸数は、3月28日に第1次分として13市町1,207戸を着手し、第16次までに合計15市町で合計22,043戸を着工し、9月28日までに21,854戸を完成した。

整備状況(平成23年9月28日現在)

市町村名	着手戸数 (A)	団地数	完成戸数 (B)	完成率(%) (B)/(A)	集会場 (談話室含)	福祉住宅 (戸)
仙台市	1,523	19	1,523	100.0%	19	18
石巻市	7,298	131	7,298	100.0%	108	144
塩竈市	206	7	206	100.0%	5	
気仙沼市	3,451	87	3,451	100.0%	66	45
名取市	910	8	910	100.0%	7	21
多賀城市	373	6	373	100.0%	6	
岩沼市	384	3	384	100.0%	2	
東松島市	1,753	25	1,753	100.0%	19	26
亘理町	1,126	5	1,126	100.0%	7	
山元町	1,030	11	1,030	100.0%	9	
七ヶ浜町	421	7	421	100.0%	4	
大郷町	15	1	15	100.0%	0	
美里町	64	2	64	100.0%	1	
女川町	1,294	30	1,105	85.4%	20	9
南三陸町	2,195	58	2,195	100.0%	30	27
合計	22,043	400	21,854	99.1%	303	290



### (11) 被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定とは、地震により被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊や外壁等落下の危険性をできる限り速やかに判定して情報提供することにより、被災後の人命に関わる二次災害を防止することを目的として行うものである。通常1週間から2週間程度で実施し、県内では平成8年の宮城県北部地震、平成15年の宮城県北部連続地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震の時に行った。

判定は被災した市町村が実施し、県は市町村から支援要請を受け、県内の建築関係団体等の協力を得て、県に登録している宮城県被災建築物応急危険度判定士を派遣し、判定資材の提供や現地でのコーディネートなどを行う。また、必要に応じて他都道府県へも支援要請を行うこととしている。



被災状況（左：鉄筋コンクリート造建築物2階部分の圧壊 右：木造建築物の倒壊）

本震災においては、甚大な被害の中、約2箇月にわたり判定作業を実施した。

発災当初からほぼ1箇月の間は、情報通信網や道路交通網等のライフラインが遮断され、燃料も不足するなど、遠地からの応援を受け入れる体制がとれず、非常に限られた条件の中で実施せざるを得ない状況であった。そのため、地元の判定士や市町村職員、県職員が中心となって判定を実施した。しかし、自らも被災した判定士や職員も多く、地域内での人員も非常に限られており、より一層厳しい条件での判定作業となった。

約1箇月が経過した頃、判定士や職員は他の業務や住宅相談等に忙殺される状況となった上、津波浸水区域では判定の実施困難により長期間を要することが見込まれ、また、4月7日の最大余震の被害もあったため、さらに多くの人員が必要となった。この時期、燃料等が少しずつ入手できるようになってきたため、広域派遣を要請し、他都道府県（北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、埼玉県、東京都、神奈川県）の各都道府県及び市町村職員、民間判定士）の応援を得ながら判定活動を継続した。また、応急危険度判定を実施する体制がとれない市町村や津波浸水区域における市町村に対しては、県職員も追加で判定作業を実施するなどの支援を行った。

その結果として、3月11日から5月10日までの2箇月間にわたり、延べ1,472班、2,955人の判定士が50,721件を判定し、二次災害を防止するとともに、住民の方々の不安解消を図ることができた。

市町村実施状況		判定結果 (3/11～5/10)	
実施済み 12市18町	仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、 角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、 東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、 柴田町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、 七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、 加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町	危険	5,200
		要注意	7,553
		調査済	37,968
		合計	50,721

※「調査済」は「危険」または「要注意」に該当しないものを示す



判定活動状況



説明会，結果集計作業状況

### **(12) 被災宅地危険度判定**

被災宅地危険度判定は、大規模な地震等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的とするものである。県内では平成15年の北部連続地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震の際に判定活動を行った。

災害対策本部が設置された市町村で危険度判定活動を実施する際、県は、市町村から支援要請を受け、登録している被災宅地危険度判定士を派遣するとともに判定資材の提供などを行う。また必要に応じて他都道府県への広域支援要請を行った。



住宅地の被害状況



宅地の被害状況（地割れ）

本震災においては、被害を受けた県内の宅地について、約2箇月にわたり被災宅地危険度判定作業を実施した。県は、各市町村に設置された災害対策本部の要請を受け、県職員の派遣及び県外自治体職員等の受入支援を行った。

被害が広域にわたって発生したうえ、交通網及び通信手段が遮断され、燃料が極めて不足した状況のもと、4月7日の最大余震の被害が加わり判定作業は困難を極めた。県に登録されている被災宅地危険度判定士名簿を市町村に提供し、市町村が直接地元の被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定活動を行った市町村もみられた。仙台市は被害が大きいことから、県が国土交通省に依頼して、2次にわたり広域派遣による判定作業を実施した。派遣判定士は県外自治体が59都道府県区市延べ819人、県内自治体が栗原市延べ12人、UR都市機構延べ12人、団法人全国宅地擁壁技術協会3人、仙台市宅地安全協議会延べ24人の応援を得ながら判定活動を行った。仙台市以外の自治体では、県職員等を川崎町、利府町、岩沼市へ派遣した。

その結果として、3月11日から5月19日までの2箇月間にわたり、3,996か所を判定し、二次災害を防止するとともに、住民の方々の不安軽減を図ることができた。

市町村実施状況		判定結果 (3/13～5/19)
完了 3市7町	仙台市, 角田市, 岩沼市, 川崎町, 亘理町, 山元町, 松島町, 利府町, 大和町, 加美町	危険 886件 要注意
未実施 10市14町1村	石巻市, 塩竈市, 気仙沼市, 多賀城市, 白石市, 名取市, 登米市, 栗原市, 東松島市, 大崎市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 丸森町, 七ヶ浜町, 大郷町, 富谷町, 大衡村, 色麻町, 涌谷町, 美里町, 女川町, 南三陸町	1,470件 調査済 1,640件  合計 3,996件

※「調査済」は「危険」または「要注意」に該当しないものを示す。



被災宅地危険度判定活動状況



被災宅地危険度判定結果表示状況

### **(13) 公共土木施設における災害廃棄物**

公共土木施設の災害復旧・復興を早期に行うため、「津波被害沿岸部市町における災害廃棄物処理の基本方針について」を平成 23 年 4 月 1 日に策定し、県内の津波沿岸部市町の災害廃棄物処理を統一した方針で処理をした。

### 災害廃棄物の処理の流れについて

(一)気仙沼唐桑線 道路内でがれきが害いている。  
気仙沼市新浜町

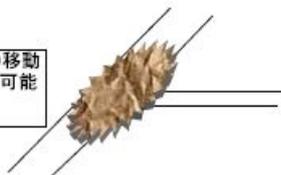


東名運河 河川内に住宅が流れ着いている。  
東松島市 野蒜



道路(県管理道路)のがれき

災害廃棄物の移動は県内一円を可能とする。



河川(県管理)におけるがれき



課題: 個人財産の確認方法、役割分担

移動

緊急保管場所

運搬

一次保管場所  
分別・リサイクルを実施

運搬

二次保管場所  
分別・リサイクル・焼却等を実施

県環境生活部において一時保管場所の選定について主導的に調整

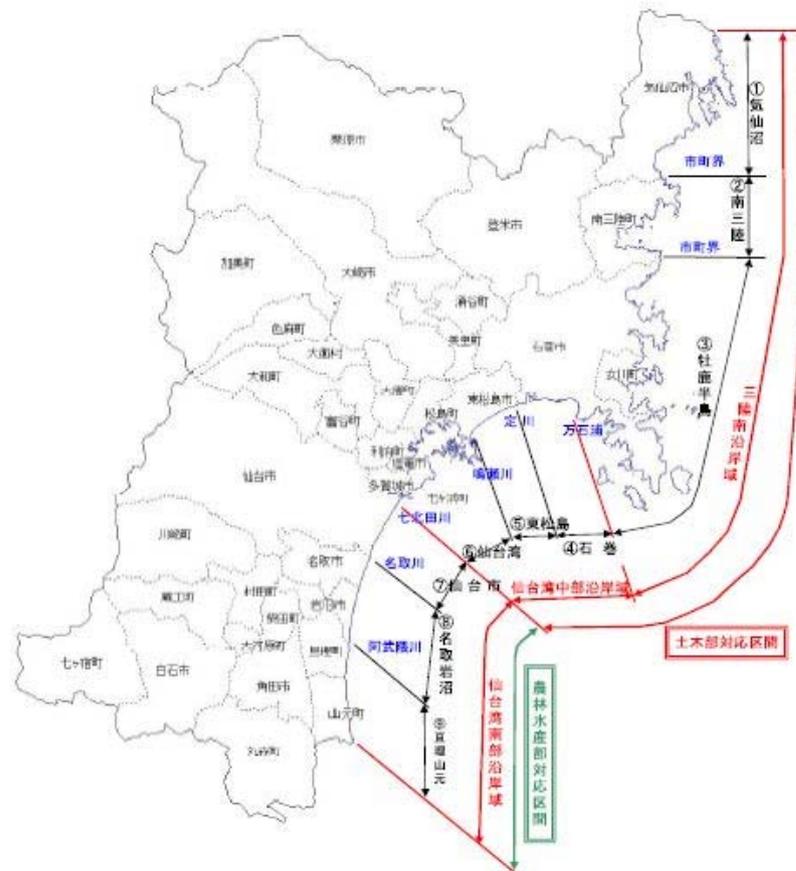
県(環境生活部)が市町村に代わって災害廃棄物の処理できる。(3/26政務官発言)

市町村からの受託を前提

最終処理場

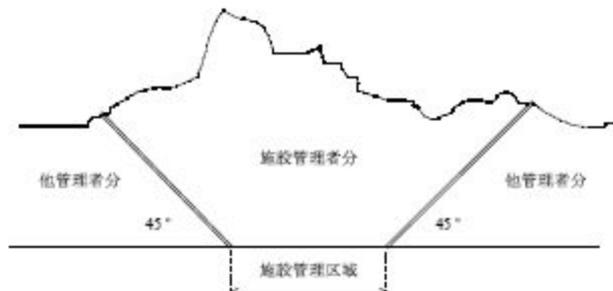
農  
林  
水  
産  
部  
・  
土  
木  
部

環  
境  
生  
活  
部

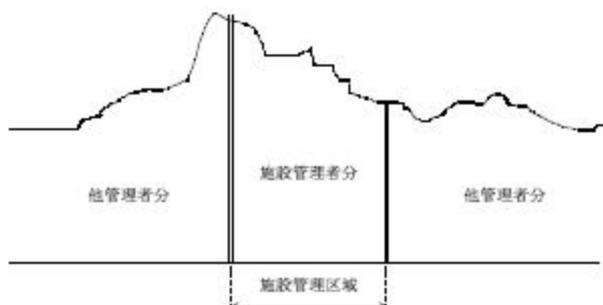


災害廃棄物撤去区分図

○施設管理者が撤去を先行する場合



○他管理者と同時に撤去する場合



### (14) 公共土木施設における放射能及び空間線量率

福島第1原発事故の影響により、各浄化センターから発生する下水道汚泥の放射能を測定し、各浄化センターの空間線量率も測定した結果、ともに異常がないことが確認された。

#### ① 下水汚泥放射能測定結果

- (1) 採取年月日及び測定年月日 平成23年6月7日、平成23年6月16日
- (2) 測定分析機関 東北大学（東北大学への協力依頼）
- (3) 測定結果

下表のとおり。セシウムの合計値は保管及び埋め立て処分を行う上で制限が適用される 8,000 Bq/kg を大幅に下回っていた。

(単位: Bq/kg)

	ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137	セシウム合計
仙塩浄化センター (多賀城市)	検出限界以下	64	44	108
鹿島台浄化センター (大崎市)	検出限界以下	64	127	191
大和浄化センター (大和町)	検出限界以下	検出限界以下	検出限界以下	検出限界以下
石巻浄化センター (石巻市)	検出限界以下	27	61	88
石越浄化センター (登米市)	検出限界以下	43	43	86

※県南浄化センター及び石巻東部浄化センターでは、現在、汚泥の引き抜き及び脱水処理を行っていないため、対象外とした。

#### ② 下水処理場内の空間線量率測定結果

- (1) 測定日：平成23年5月18日～6月16日
- (2) 対象施設：下水処理場14箇所（流域下水道 6箇所 公共下水道 8箇所）  
(流域下水道)

仙塩浄化センター（多賀城市）  
 県南浄化センター（岩沼市）  
 鹿島台浄化センター（大崎市）  
 大和浄化センター（大和町）  
 石巻浄化センター（石巻市）  
 石越浄化センター（登米市）

(公共下水道)

飯野川浄化センター（石巻市）  
 師山浄化センター（大崎市）  
 佐沼浄化センター（登米市）  
 釜房浄化センター（川崎町）

関浄化センター（七ヶ宿町）  
 松島浄化センター（松島町）  
 中新田浄化センター（加美町）  
 涌谷浄化センター（涌谷町）

## (3) 測定箇所

①敷地境界②下水流入部③水処理系列付近④汚泥脱水機付近

## (4) 測定結果

ほとんどの処理場において、敷地境界での測定値が最も高かったが、県内の空間線量率測定結果と比較して大きな違いはなかった。また、建屋内の下水流入部及び汚泥脱水機付近での測定値は一般に低かった。

単位:  $\mu\text{Sv/h}$

	①敷地境界	②下水流入部	③水処理系列内	④汚泥脱水機 付近
最大値	0.380	0.294	0.189	0.080
最小値	0.087	0.037	0.033	0.038
平均値	0.132	0.072	0.085	0.057

<空 白>

## 第6章 被災した海岸堤防の新たな津波対策

<空 白>

## **（1）国等における津波対策に関する基本的な考え方**

### **①中央防災会議**

今次の津波災害を受け、国の中央防災会議「東北地方太平洋地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」では、6月26日に今後の津波防災対策の基本的な考え方について中間とりまとめを公表した。

この中では、今後の津波防災対策を構築するに当たって、基本的に二つのレベルの津波を想定することとしている。一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する津波（最大クラスの津波）であり、もう一つは、構造物による津波対策を行う上で想定する津波（頻度の高い津波）である。

今後の対策については、頻度の高い津波に対応する高さの構造物とし、設計対象を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造を検討すべきとしている。

### **②海岸関係省庁**

7月11日に農林水産省と国土交通省により「設計津波の水位の設定方法等」が示され、今後の海岸保全施設の復旧計画については、海岸関係の4省庁で定めた基準により求めた設計津波の水位を踏まえ策定するものとしている。

この中では、津波に対する地域海岸の設定や設計津波の水位の設定方法、堤防等の天端高について設定方法等が占めされており、海岸保全施設等の対象とする津波については、一定頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生する津波の高さにより堤防の設計を行うものとしている。

## **（2）本県における津波対策の考え方**

本県におけるこれまでの津波対策は、三陸高潮対策事業やチリ地震津波対策事業として昭和三陸津波とチリ地震津波を対象として整備を進めてきたが、今回の国等から出された新たな基準では根本的な見直しを行う必要がある。

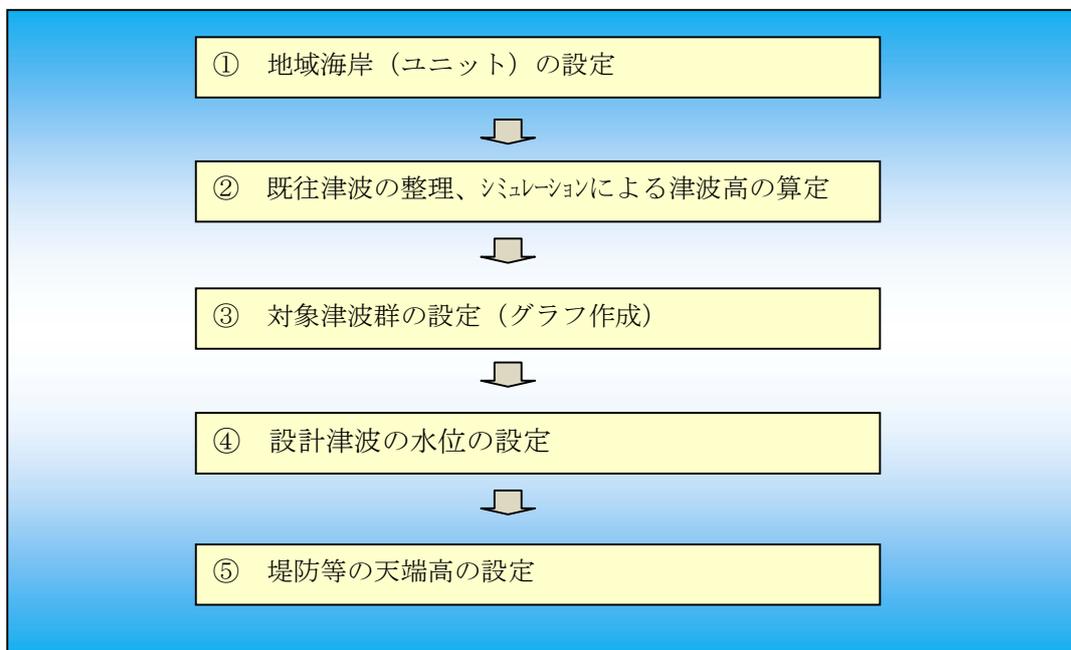
そこで、国等の検討結果に基づき本県では、今回検討する一定頻度の津波として既往文献によるものや津波痕跡が確認されている明治三陸津波以降の津波のほか、県の防災計画においても検討されている想定宮城県沖地震（連動型）についても、百数十年に一度程度の頻度で発生が懸念されるため検討の対象とすることとした。

なお、今回検討する津波高さに基づき海岸保全基本計画も全面的に見直し、一定頻度の津波を考慮した海岸保全施設の整備を計画に位置付けることとする。

### (3) 津波高の検討について

平成23年7月8日に海岸4省庁から通知「設計津波の水位の設定方法等について」に基づき津波高の検討を行う。

この通知によれば、検討フローについては下図のとおりである。



#### ① 地域海岸の設定

地域海岸の設定については、以下の観点により区分した。

- リアス地形の三陸南沿岸と砂浜海岸主体の仙台湾沿岸を大別
- 湾地形による区分を基本とし、半島や離島による遮蔽効果を考慮
- 湾奥部における増幅等が顕著な場合は適宜分割し区分
- 砂浜海岸は、大河川の土砂供給や沿岸漂砂の特性により区分

これにより、宮城県沿岸では、三陸南沿岸で14の地域海岸、仙台湾沿岸で8の地域海岸とし、合計22の地域海岸を設定した。



宮城県の地域海岸分割

ユニット番号	地域海岸名	海岸の範囲		摘要
		起点	終点	
27-1	唐桑半島東部	岩手県境	御崎	
27-2	唐桑半島西部①	御崎	田の浜	
27-3	唐桑半島西部②	田の浜	鶴ヶ浦	
28-1	気仙沼湾	鶴ヶ浦	岩井崎	
28-2	気仙沼湾奥部	潮見町	大浦	
28-3	大島東部	大初平	龍舞崎	田中浜方面
28-4	大島西部	龍舞崎	大初平	浦の浜方面
29	本吉海岸	岩井崎	石浜	
30	志津川湾	石浜	神割崎	
31	追波湾	神割崎	大須崎	
32-1	雄勝湾	大須崎	尾浦	
32-2	雄勝湾奥部	小島	雄勝	
33-1	女川湾	尾浦	寄磯崎	
33-2	牡鹿半島東部	寄磯崎	黒崎	
34	牡鹿半島西部	黒崎	渡波	
35	万石浦	祝田	長浜	
36	石巻海岸	長浜	州崎	
37	松島湾	州崎	代ヶ崎	
38-1	七ヶ浜海岸①	代ヶ崎	花淵崎	
38-2	七ヶ浜海岸②	花淵崎	蒲生	
39	仙台湾南部海岸①	蒲生	阿武隈川	
40	仙台湾南部海岸②	阿武隈川	福島県境	

②既往津波，シミュレーションによる津波高の算定

文献による既往津波については，国がとりまとめた資料により整理し，明治三陸地震津波，昭和三陸地震津波，チリ地震津波については本県で過去に調査した資料を参考とした。

津波シミュレーションについては，明治三陸地震津波（中防防災会議モデル），想定宮城県沖地震（連動型）（県モデル（推本モデル））の2つを解析の対象とし，昭和三陸地震津波については宮城県第3次地震被害想定調査で実施した結果を参考とした。

なお，チリ地震津波については，計算時間や費用の面で解析を行うことが適切ではないと判断し，痕跡値を採用する。

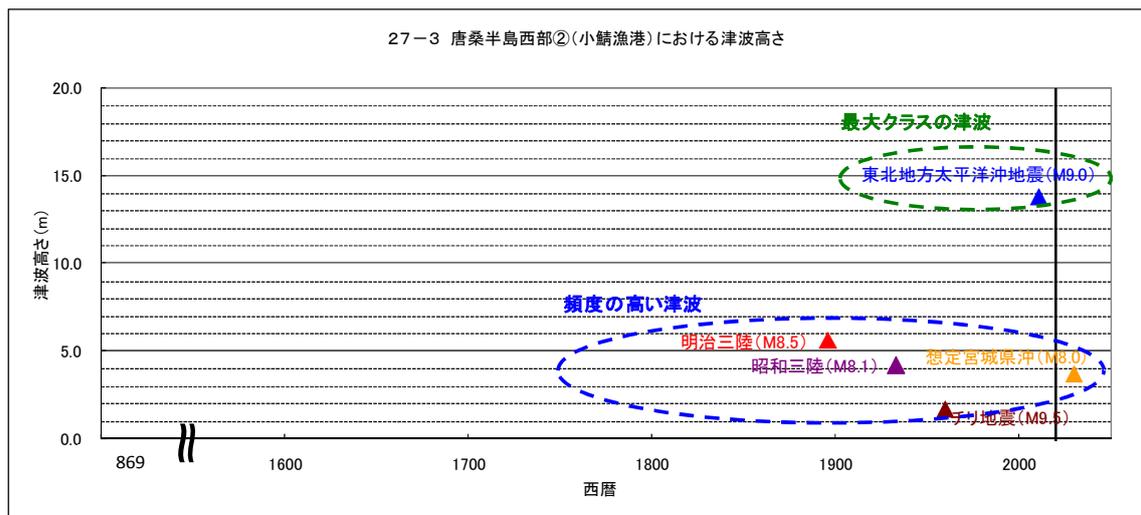
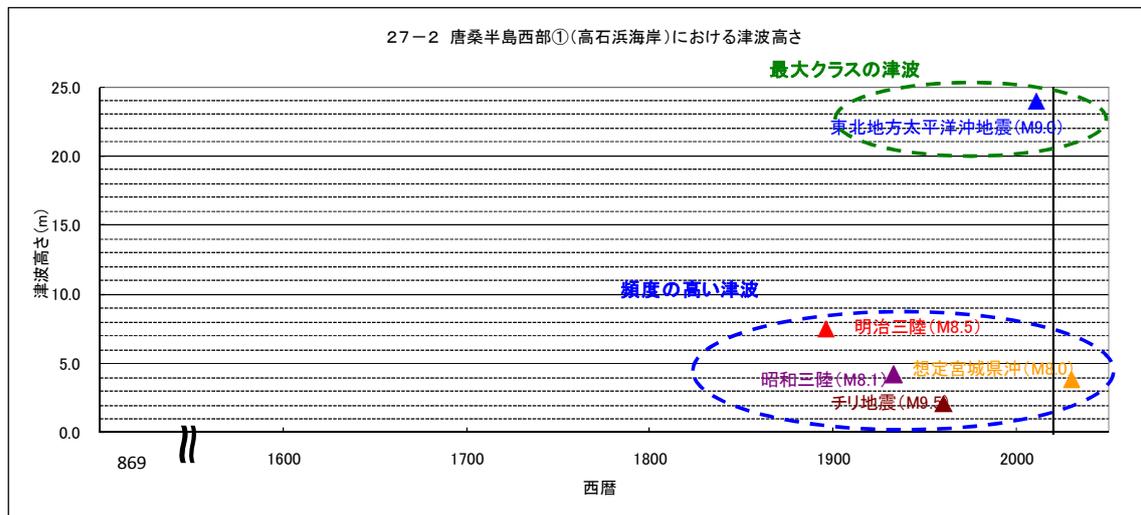
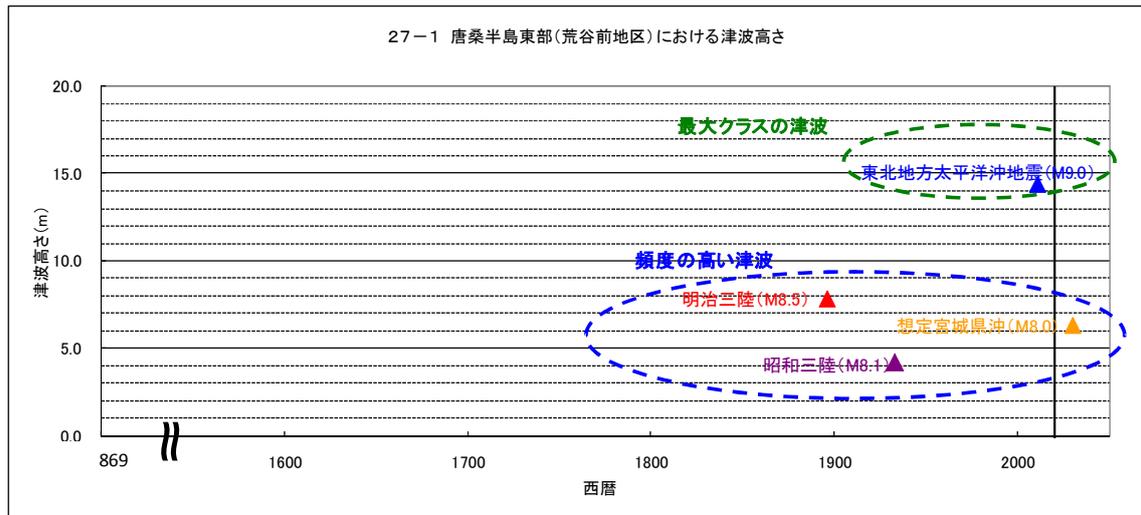
地震名	M	発生年	出典	備考
貞観津波	8.3	869	国資料(日本被害津波総覧等)	痕跡値
慶長三陸地震	8.1	1611	〃	〃
延宝三陸沖地震	7.3	1677	〃	〃
延宝房総沖地震	8.0	1677	〃	〃
青森県東方沖	7.5	1763	〃	〃
寛政宮城沖地震	8.2	1793	〃	〃
宮城県沖	7.5	1835	〃	〃
安政三陸沖地震	8.0	1856	〃	〃
宮城県沖	7.4	1861	〃	〃
イキケ地震	8.2	1877	〃	〃
根室半島南東沖	7.9	1894	〃	〃
明治三陸地震	8.5	1896	〃	解析値
宮城県沖	7.4	1897	〃	痕跡値
三陸はるか沖	7.7	1897	〃	〃
昭和三陸地震	8.1	1933	宮城懸昭和震嘯誌	痕跡及び解析値
1952年十勝沖地震	8.2	1952	国資料(日本被害津波総覧等)	痕跡値
カムチャッカ津波	8.2	1952	〃	〃
チリ地震	9.5	1960	宮城県チリ地震津波恒久対策に関する意見書	〃
エトロフ島沖地震	8.1	1963	〃	〃
1968年十勝沖地震	7.9	1968	〃	〃
東北地方太平洋沖地震	9.0	2011	宮城県津波痕跡調査	〃
想定宮城県沖地震(連動)	8.0		宮城県第4次地震被害想定調査	解析値

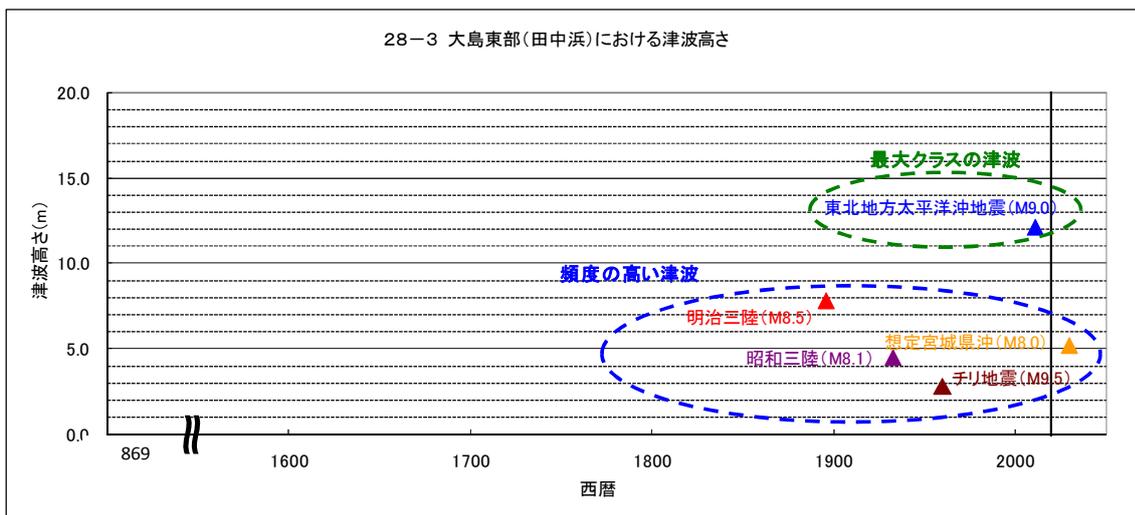
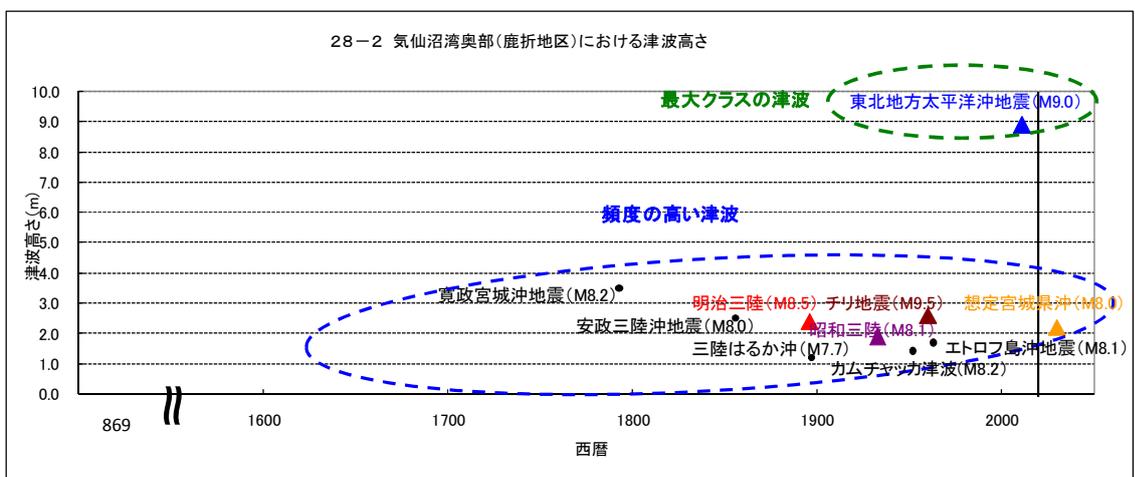
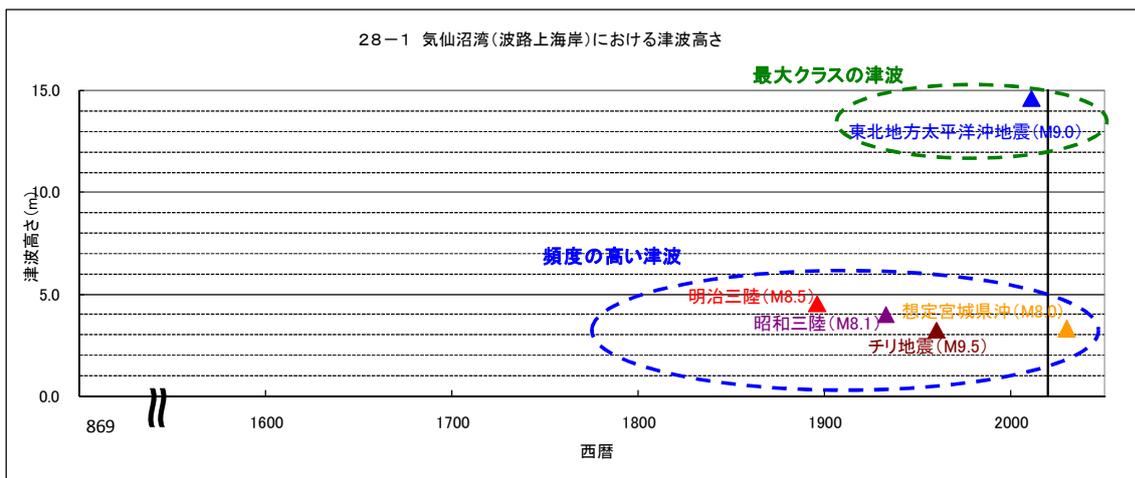
③対象津波現の設定

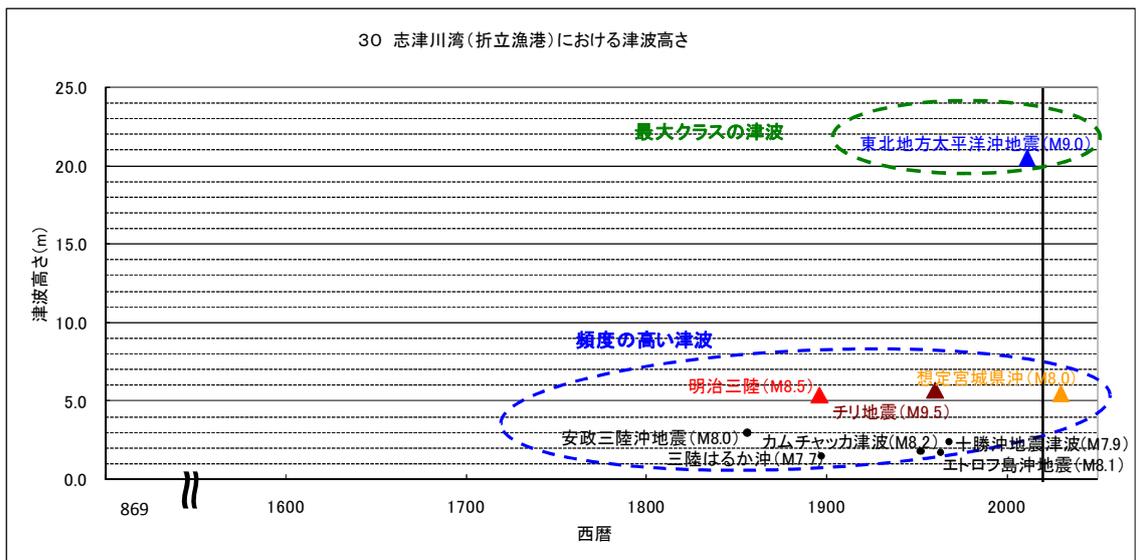
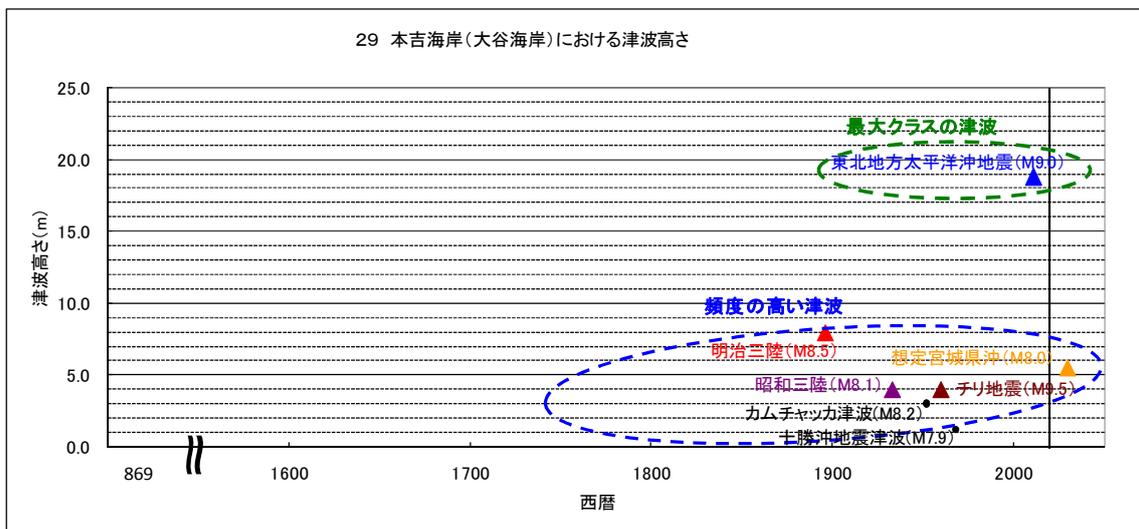
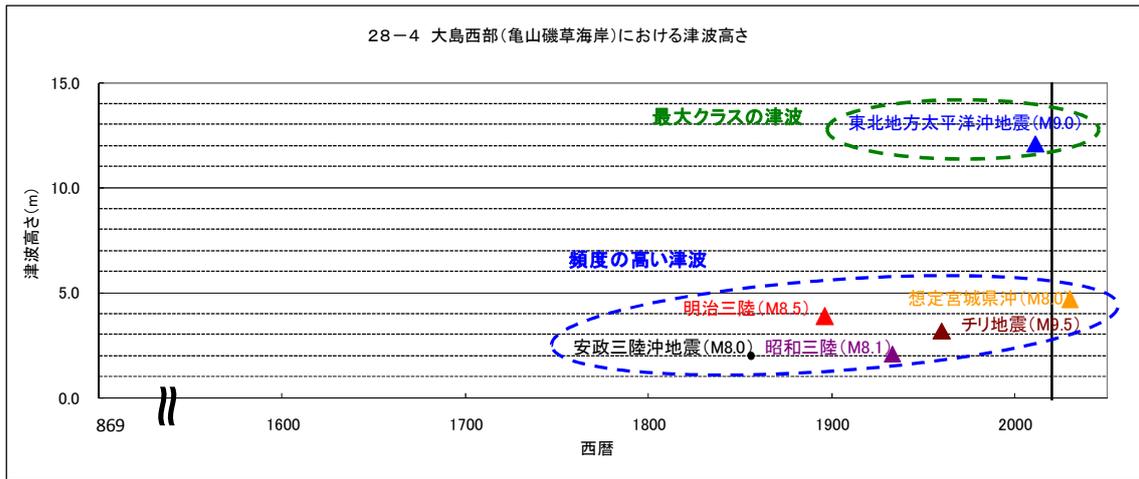
地域海岸毎に②の既往文献による実績津波高と津波解析により求めた津波高を整理し，横軸に津波発生年，縦軸に津波高さを取り，グラフを作成した。

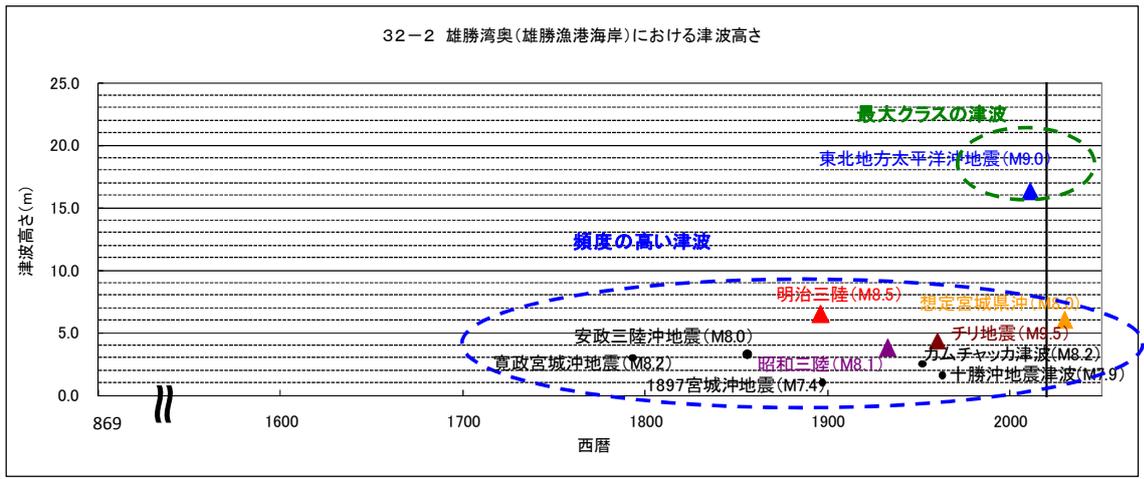
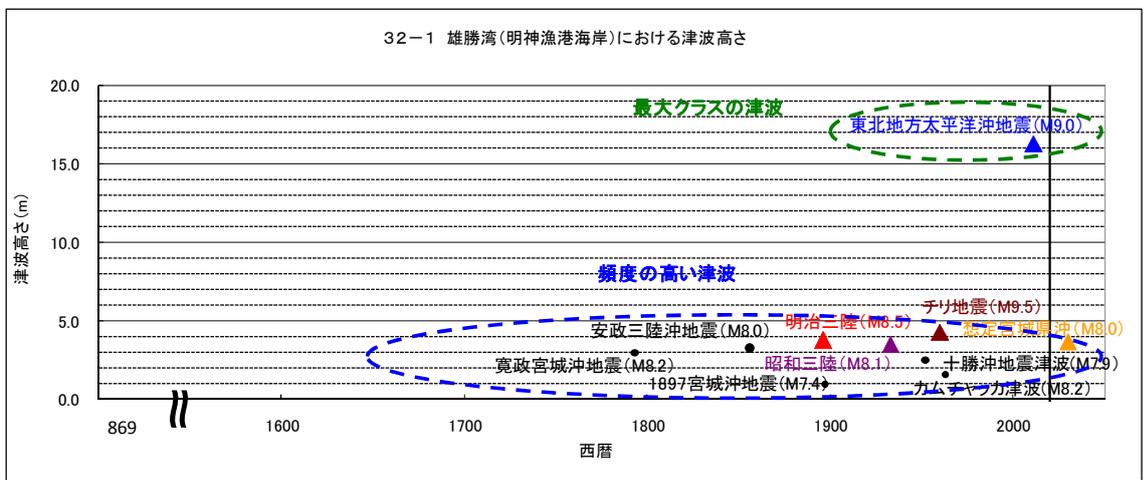
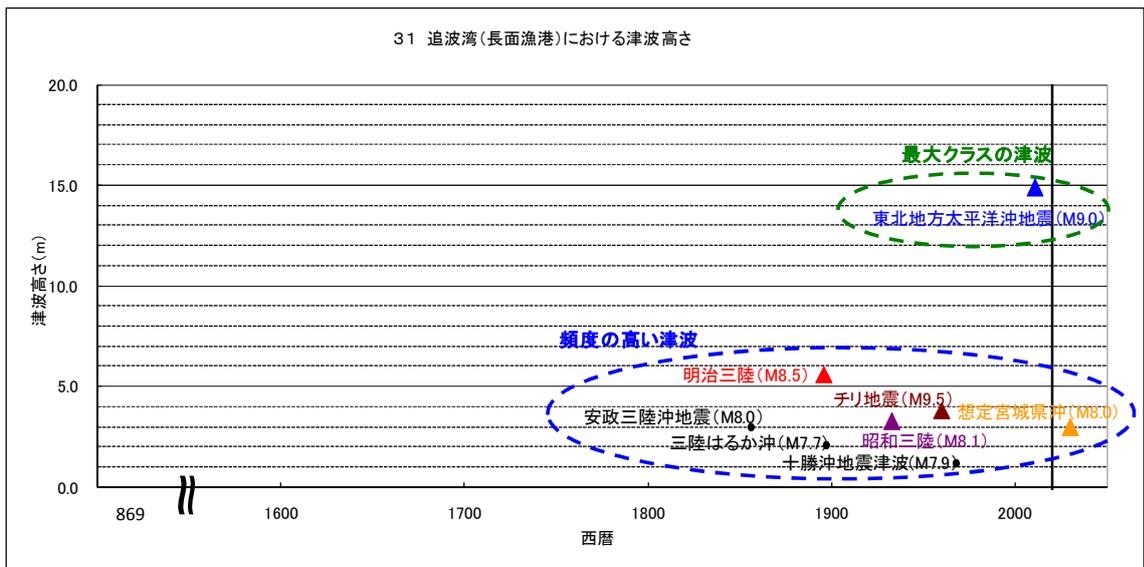
作成したグラフをもとに，一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で到達すると想定される津波の集合を対象津波群と設定する。

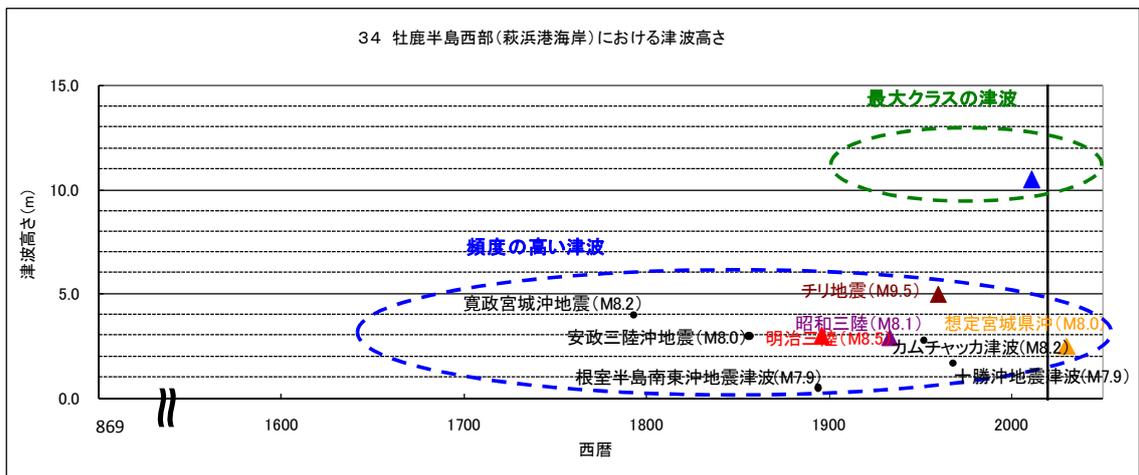
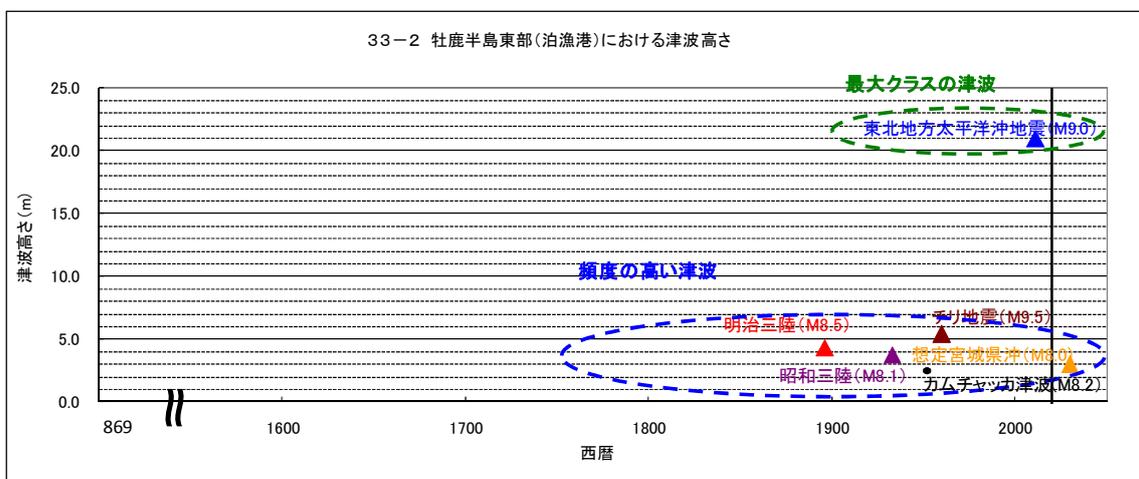
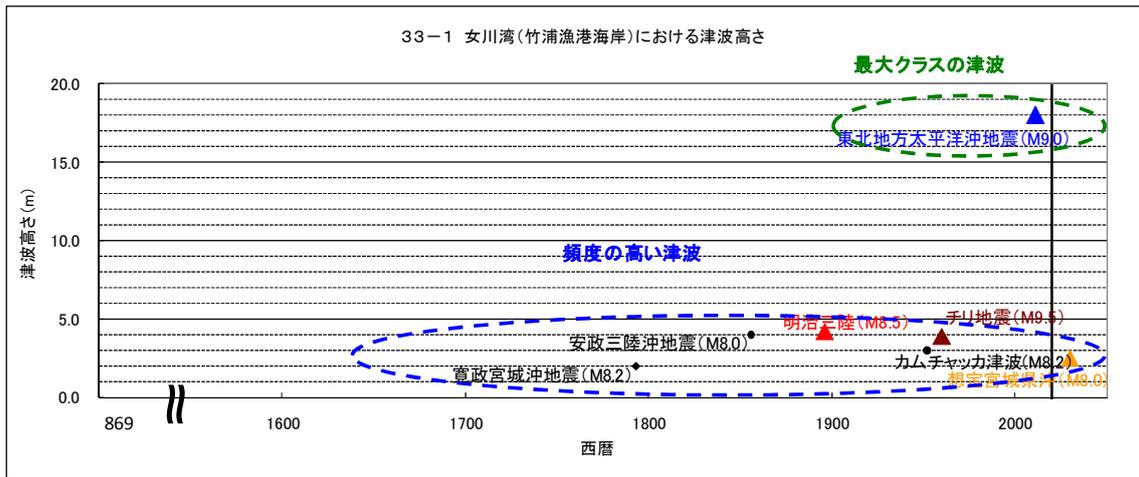
なお，作成時には，重複波，進行波，不明を記載することとなっているが，重複波や進行波の区分は解析結果だけでは区分できず，津波 CG 等により確認する必要があるため全て不明となり，グラフには記載しないこととした。

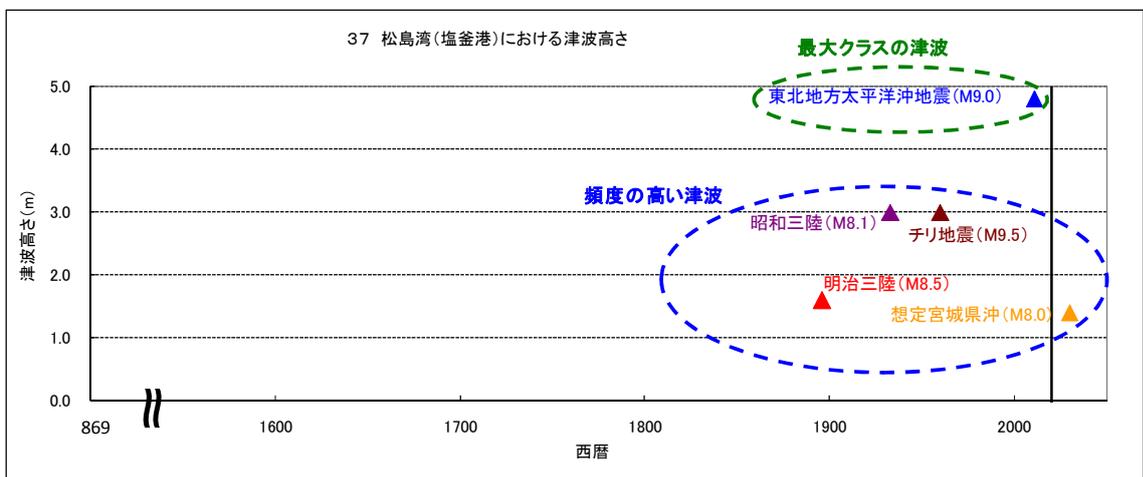
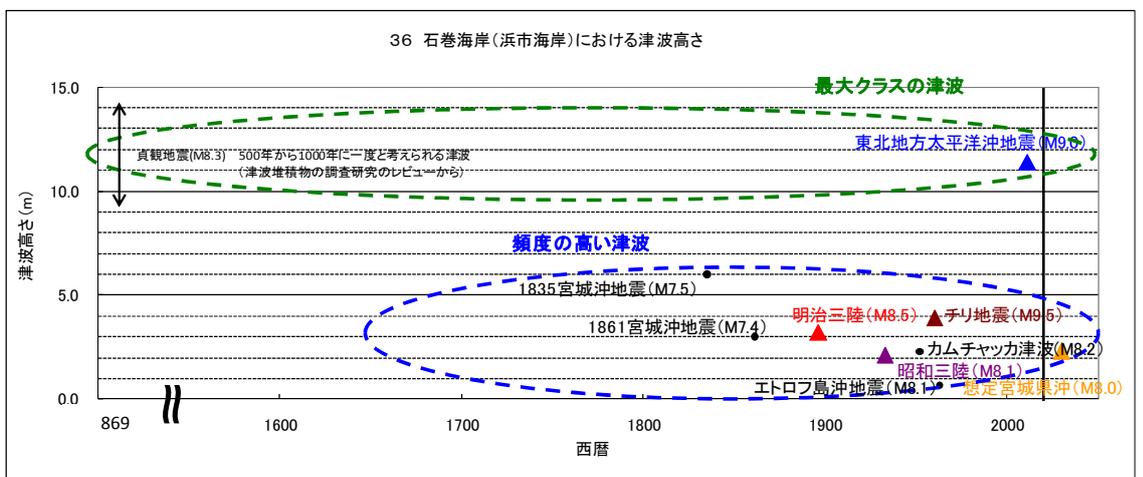
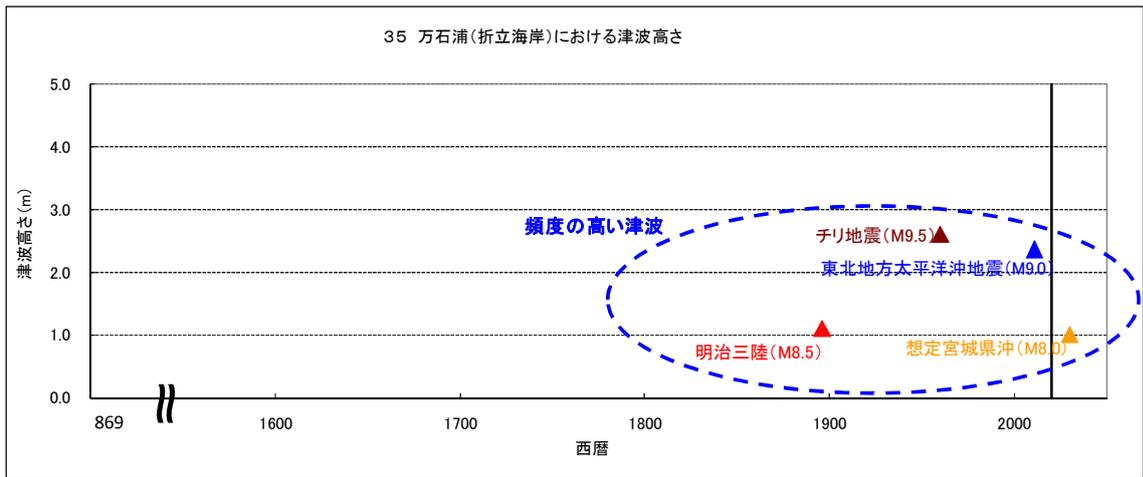


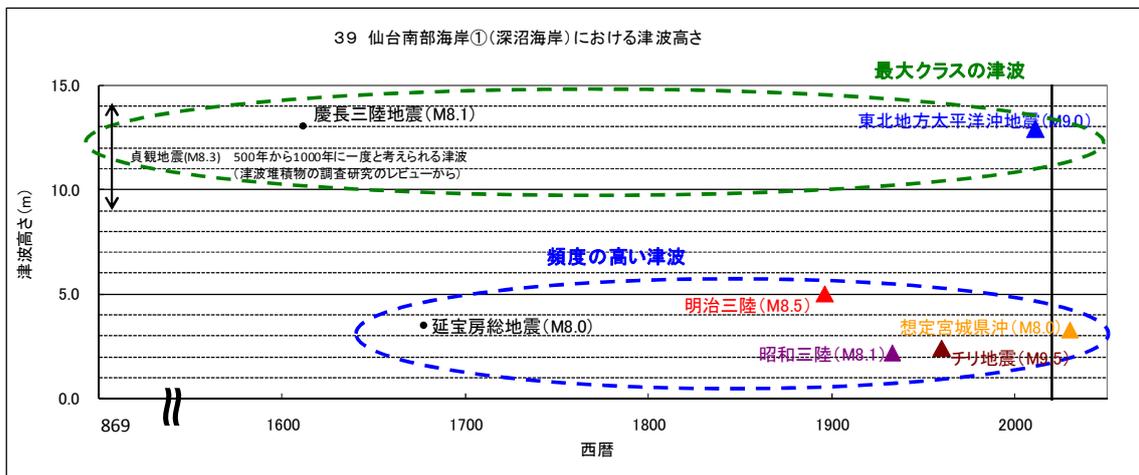
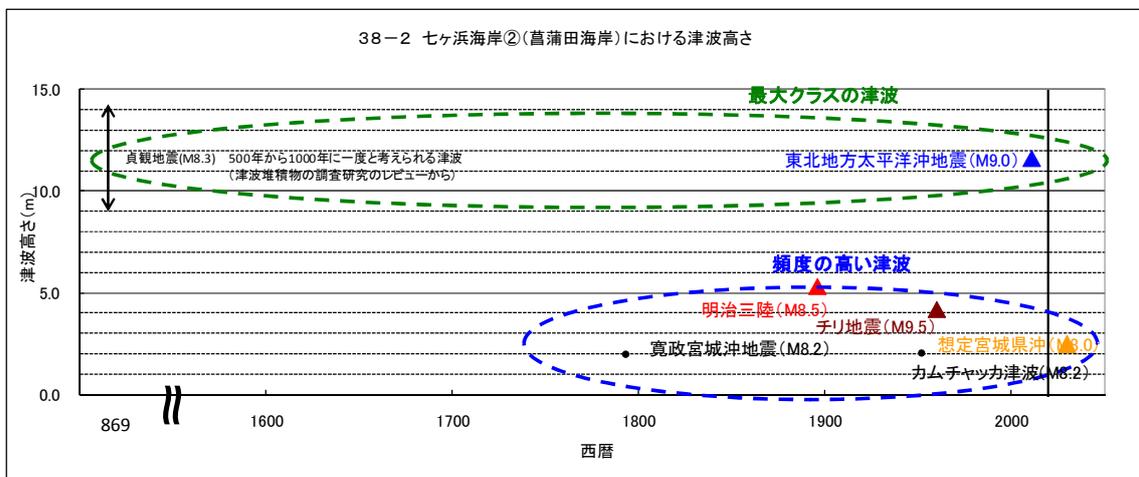
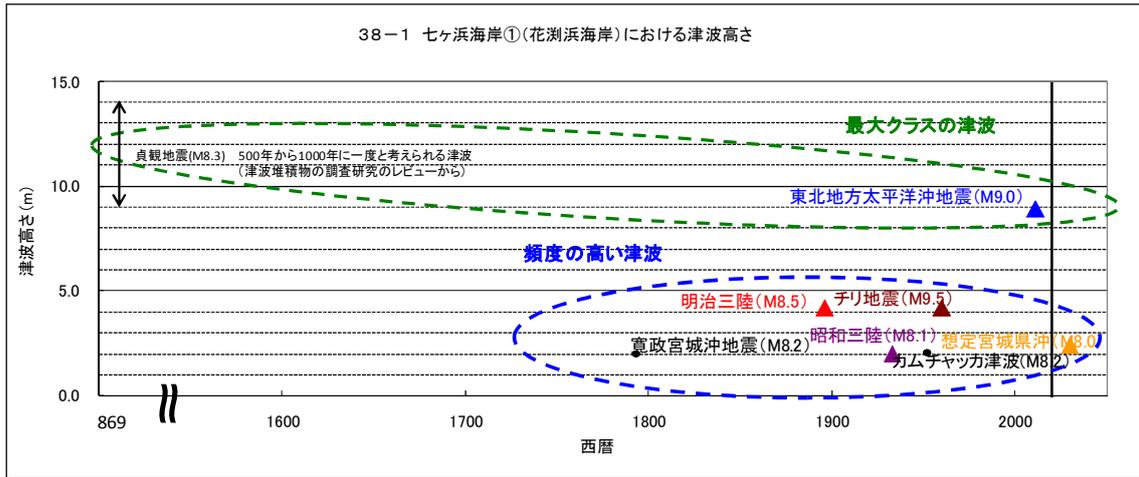


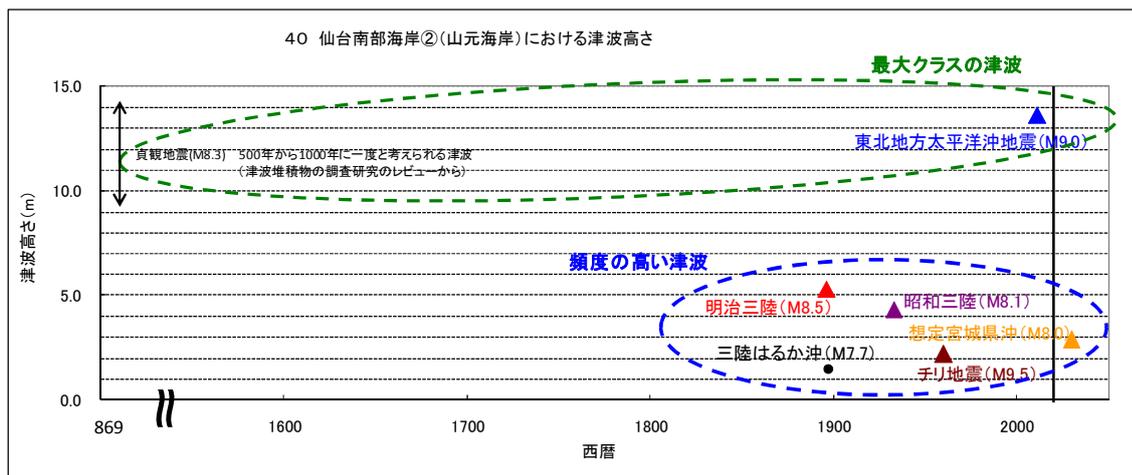












④設計津波の水位の設定

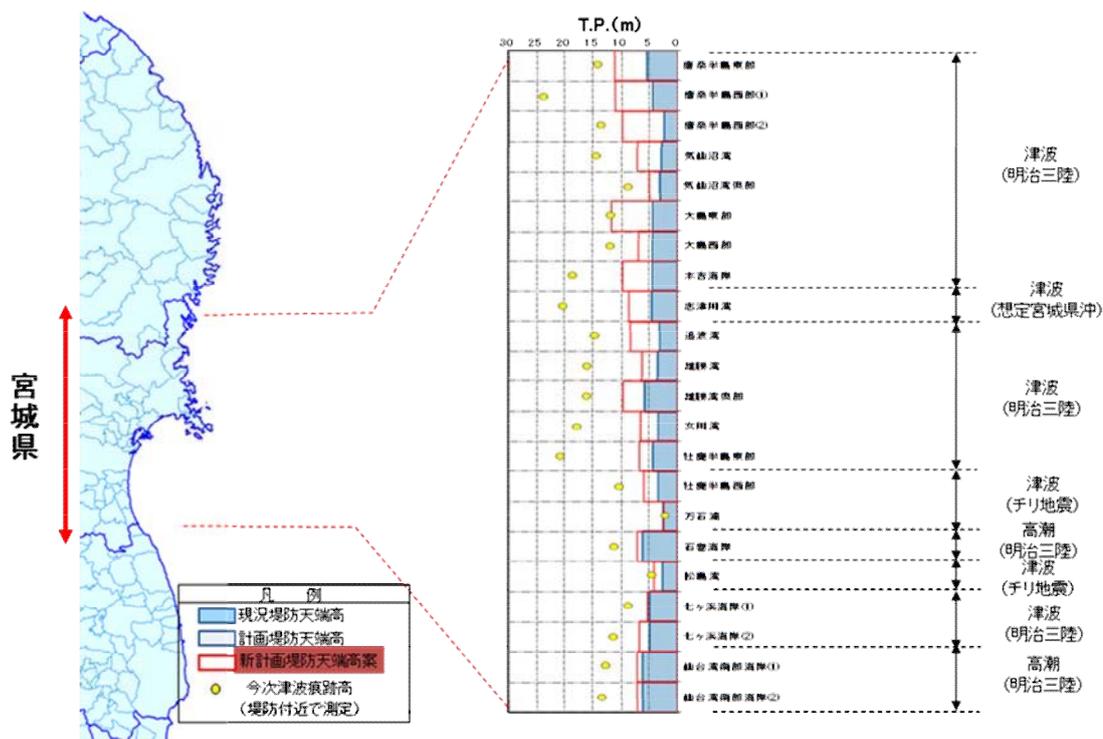
設計津波の水位については、対象津波群の津波水位分布を算出し、地域海岸の津波の水位を設定する。

津波水位の算出については、施設前面における津波のせり上がりを考慮した。このため、グラフにプロットした津波高と算出した津波水位の高さが逆転する場合がある。これは、地形特性や津波特性により増幅がことなるためである。

なお、入り江等の複雑な地形の影響により著しく津波水位が異なる場合は、津波の水位を複数に設定した。

⑤堤防等の天端高の設定

堤防高については、④で求めた設計津波の水位に海岸保全施設築造基準や河川砂防技術基準で規定している余裕高を考慮して高さを決定した。



## 第6章 被災した海岸堤防の新たな津波対策

単位:m(T.P.)

地域海岸名 ※1	今次津波 痕跡高	設計津波		津波による 堤防高設定 ※2	津波>高潮 のチェック ※3	堤防高設定値 ※4	被災前 現況堤防高
		対象地震	設計津波の 水位 ※2				
唐桑半島東部	14.4	明治三陸地震	10.3	11.3	○	11.3	4.5~6.1
唐桑半島西部①	24.0	明治三陸地震	10.2	11.2	○	11.2	4.0~4.5
唐桑半島西部②	13.8	明治三陸地震	8.9	9.9	○	9.9	2.5~3.2
気仙沼湾	14.6	明治三陸地震	6.2	7.2	○	7.2	2.8~4.5
気仙沼湾奥部	8.9	明治三陸地震	4.0	5.0	○	5.0	2.8~4.5
大島東部	12.1	明治三陸地震	10.8	11.8	○	11.8	1.8~4.5
大島西部	12.1	明治三陸地震	6.0	7.0	○	7.0	2.5~5.1
本吉海岸	18.8	明治三陸地震	8.8	9.8	○	9.8	2.5~5.5
志津川湾	20.5	想定宮城県沖 地震	7.7	8.7	○	8.7	3.6~5.1
追波湾	14.9	明治三陸地震	7.4	8.4	○	8.4	2.6~4.5
雄勝湾	16.3	明治三陸地震	5.4	6.4	○	6.4	3.1~5.9
雄勝湾奥部	16.3	明治三陸地震	8.7	9.7	○	9.7	4.1~5.9
女川湾	18.0	明治三陸地震	5.6	6.6	○	6.6	3.2~5.8
牡鹿半島東部	20.9	明治三陸地震	5.9	6.9	○	6.9	4.4~5.1
牡鹿半島西部	10.5	チリ地震	5.0	6.0	○	6.0	2.9~4.6
万石浦	2.4	チリ地震	1.5	2.5	○	2.6	2.6
石巻海岸	11.4	明治三陸地震	3.4	4.4	高潮にて決定	7.2	4.5~6.2
松島湾	4.8	チリ地震	3.3	4.3	○	4.3	2.1~3.1
七ヶ浜海岸①	8.9	明治三陸地震	4.4	5.4	○	5.4	3.1~5.0
七ヶ浜海岸②	11.6	明治三陸地震	5.8	6.8	○	6.8	5.0~6.2
仙台湾南部海岸①	12.9	明治三陸地震	5.3	6.3	高潮にて決定	7.2	5.2~7.2
仙台湾南部海岸②	13.6	明治三陸地震	5.2	6.2	高潮にて決定	7.2	6.2~7.2

※1 地域海岸とは「湾の形状や山付け等の自然条件」、「文献や被災履歴等の過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションの津波高さ」から同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸線に分割したもの。

※2 一の地域海岸に対しては、一の設計津波の水位を設定することを基本とするが、設計津波の水位が当該地域海岸内の海岸線に沿って著しく異なる場合、地域海岸を分割して複数の設計津波の水位を定めたため、必要堤防高の設定が異なる場合がある。

※3 津波による堤防高設定が高潮による設定よりも大きくなる場合は○、小さくなる場合は「高潮にて決定」。

※4 計画堤防高は、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して、海岸保全基本計画に定めるものである。整備段階における海岸堤防高さは、計画堤防高の範囲内で暫定的な高さとする場合がある。

## 第7章 被災市町の復興まちづくり支援

<空 白>

### **（１）支援の目的**

東日本大震災で壊滅的な津波被害を受けた市町では、速やかな復興に向けて復興計画の策定が進められている。

市町の復興計画の根幹をなすまちづくり計画が円滑に策定されるように支援を行うとともに、具体的な復興事業の計画策定、事業実施等について支援を行うことにより、被災した市街地を活力に満ちた市街地として再生することを目的としている。

### **（２）支援の対象市町**

被災した沿岸部の7市7町

－気仙沼市，南三陸町，女川町，石巻市，東松島市，松島町，利府町，塩竈市，七ヶ浜町，多賀城市，名取市，岩沼市，亘理町，山元町（仙台市は政令指定都市のため除く）－

### **（３）これまでの取組み**

#### **①復興まちづくり計画策定に対する支援**

被災市町では被災直後において、直面する震災関連業務に忙殺され、復興まちづくり計画を検討するための余裕がなかった。

このため、被災市町が主体となって策定する復興まちづくり計画が効率的な検討が進められるように、県では、被災市町の立場に立ち、計画のたたき台を作成して、津波被災市町に提示した。

#### **②復興まちづくりのための財政措置等に関する国との調整**

復興まちづくり計画のたたき台を基に、復興のために必要な事業費やその地元負担を算出して、復興まちづくりが「絵に描いた餅」にならないよう、地元負担を伴わない財政措置について、国に要望を行っている。

#### **③被災市町に対する人的支援**

被災市町では、都市計画等に精通した職員が少ないことから、組織体制の充実のため県職員を4町に7名、UR都市機構職員を4市3町に12名を派遣している。

### **（４）これからの取組み**

#### **①市町の震災復興会議等への参画**

県内15の沿岸市町においては、学識経験者や住民の代表者が参加した震災復興会議等を設置して、遅くとも年内の策定を目標に震災復興計画の検討が進められており、会議委員として部技術担当次長等が参画するなどして、技術的な助言を行っている。

### ②復興まちづくりに関する国との調整

被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業を活用し、復興のための事業計画策定を支援するとともに、これらの事業で解決できない地区毎の課題解決に向けて、国に必要な制度改正を提案している。

### ③被災市町に対する人的支援

復興事業費が膨大であることから、更に被災市町の組織体制を充実させる必要があり、都市計画等に精通した職員の派遣等の支援を行う。

### ④事業化に向けた手続きの支援

被災市街地復興推進地域の都市計画決定やその後の土地区画整理事業の都市計画決定、防災集団移転促進事業の計画の申請等、復興まちづくりに係る事業実施に伴う諸手続きが円滑に行われるよう市町の支援を行う。

## (5) まちづくり計画の策定支援の経緯

4月 1日	都市計画課内に「復興まちづくり推進チーム」を設置
4月上・中旬	「復興まちづくり計画（原案）」作成
4月11日～21日	第1回各市町ヒアリング（素案提示）
4月28日	第1回復興まちづくり検討会（学識経験者）
5月16日～19日	第2回各市町ヒアリング，国土交通省直轄調査説明
7月 1日	復興まちづくり推進室を設置
7月13日	復興まちづくり計画に関する調整会議（市町村連絡会議）
7月20日	第2回復興まちづくり検討会
8月23日～26日	復興まちづくり計画に係る各市町及び県関係課との打合せ会

### <復興まちづくり検討会の実施体制>

部技術担当次長を筆頭に都市計画課，建築宅地課，空港臨空地域課，住宅課，道路課，下水道課，港湾課及び復興まちづくり推進室で構成。アドバイザーとして7名の外部有識者を指名。



復興まちづくり計画に係る各市町及び県関係課との打合せ会

各市町の震災復興会議等の状況

平成23年9月11日現在

・各市町において平成23年8月から12月を目標に震災復興計画を策定することとしている。

市町名	会議名	開催回数	実施方針若しくは骨子	策定期間	策定予定時期
気仙沼市	気仙沼市震災復興会議	4回	①市土基盤②産業再生と雇用 ③防災体制④環境エネルギー ⑤地域ケア⑥子供、未来、教育 ⑦地域コミュニティ⑧推進体制	H23～H32（10年間） （H23～H27集中復興期間） 【のべ10年間】	9月
南三陸町	南三陸町震災復興計画策定会議	3回	・安心して暮らし続けられるまちづくり ・自然と共生するまちづくり ・なりわいと賑わいのまちづくり	復旧期 ～H25（3年間） 再生期 H24～H29（6年間） 発展期 H26～H32（7年間） 【のべ10年間】	9月
女川町	女川町復興計画策定委員会	5回	◆基本目標 「とりもどそう 笑顔あふれる 女川町」 ・安心・安全な港町づくり<防災> ・港町産業の再生と発展<産業> ・住みよい港町づくり<住環境> ・心身ともに健康なまちづくり <保健・医療・福祉> ・心豊かな人づくり<人財育成>	復旧期 ～H24（2年間） 基盤整備期 ～H27（3年間） 本格復興期 ～H30（3年間） 【のべ8年間】	8/10 復興計画（案）が最終答申 9月議会での議決に向けて庁内調整中
石巻市	石巻市震災復興ビジョン「有識者懇談会」	2回	・災害に強いまちづくり ・産業経済の再生 ・絆と協働による共鳴社会の構築	復旧期 ～H25（3年間） 再生期 ～H29（7年間） 発展期 ～H32（10年間） 【のべ10年間】	11月
東松島市	東松島市復興まちづくり計画有識者委員会	2回	・防災・減災による災害に強いまちづくり ・支え合い安心して暮らせるまちづくり ・生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり ・持続可能な地域経済・産業を創るまちづくり	復旧・復興期 ～H27（5年間） 発展期 ～H32（5年間） 【のべ10年間】	12月
松島町	松島町震災復興会議	1回	・都市基盤の復興（都市基盤の復興と災害に強いまちづくり） ・生活の復興（町民の命と生活の擁護） ・観光産業の復興（東北宮城を牽引する観光産業の復興）	H23～H27（5年間） 【のべ5年間】	12月
七ヶ浜町	震災復興アドバイザー委託	1回	・自然との調和 ・人間らしく生きる ・快適に住みやすい	復旧期 ～H25（3年間） 更正期 ～H27（5年間） 発展期 ～H32（10年間） 【のべ10年間】	12月
多賀城市	多賀城市復興検討委員会	3回	・復旧そして復興へ ・安全、安心、笑顔キーワードに復旧、復興施策を推進 ・「市民が主役」と「支えあい、学びあい、育ちあい」を基本に復興を ・これまでの多賀城を支えてきた産業の活力、元気再生 ・先人から受け継いだ悠久の歴史「史都 多賀城」を後生へ	復旧期 ～H25（3年間） 更正期 ～H29（4年間） 発展期 ～H32（3年間） 【のべ10年間】	10月
塩竈市	塩竈市復興計画検討委員会	3回	・住まいと暮らしの再建 ・安全な地域づくり ・産業経済の復興 ・浦戸地区の復興	早期復興 ～H27（5年間） 長期復興 ～H32（10年間） 【のべ10年間】	12月
利府町	利府町震災復興計画策定委員会	2回	・生活基盤の再建と都市構造の再構築 ・産業・経済活動の再構築と発展 ・安全・安心なまちづくりの再構築	復旧・再生期 ～H25（3年間） 発展期 ～H28（3年間） 【のべ6年間】	12月
仙台市	仙台市震災復興検討会議	1回	・復旧から復興へ。未来を見据えた新たな活動の段階 ・復興のまちづくり。新しい次元の防災、環境都市へ ・「絆」と「協働」を基調に ・「安心」と「再生」をめざす復興事業の推進	復旧再生期 ～H25（約3年間） 発展創出期 H25～H27（約3年間） 【のべ5年間】	10月
名取市	名取市新たな未来会議	8回	・安心できる生活の再建 ・活力ある産業・地域らしさの復興 ・住み続けるまちの復興 ・活力ある産業・地域らしさの復興 ・住み続けるまちの復興	再生期 展開期 発展期 【のべ7年間】	8/21 最終の会議で提言書とりまとめ 8/23 提言書を市長報告
岩沼市	岩沼市震災復興会議	4回	・すみやかな仮設住宅の建設と暮らしの安定 ・津波からの安全なまちづくり ・農地の回復と農業の再生 ・自然共生・国際医療産業都市の整備 ・自然エネルギーを活用した先端モデル都市 ・「千年希望の丘」などのメモリアルパークの整備 ・文化的景観の保全と再生	復旧期 H23～25 復興期 H24～27 発展期 H25～29 【のべ7年間】	8/7答申（震災復興計画グランドデザインの提言） 併行して進められていた震災復興計画（案）を意見公募（7/29～8/27）
巨理町	巨理町震災復興会議	3回	安全・安心・元気のあるまち 巨理～巨理らしさを守り・生かした町民が主役の復興まちづくり～	復旧期 H23～25 再生期 H23～27 発展期 H26～32 【のべ10年間】	12月
山元町	山元町震災復興有識者会議	3回	・災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり ・だれもが住みたくくなるようまちづくり ・つながりを大切にするまちづくり	復旧期 H23～25 再生期 H25～28 発展期 H28～30 【のべ8年間】	12月 8/28最終の有識者会議に土地利用構想案を提示（住民代表による震災復興会議は継続）

<空 白>

## 第 8 章 関係法令等の指定

<空 白>

### **(1) 激甚災害（平成23年3月12日閣議決定）**

東北地方太平洋沖地震に伴う甚大な被害は、激甚災害指定基準を明らかに超えるものと見込まれたため、内閣府は全国を対象として指定した。併せて、当該災害に対して「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧等の国庫補助のかさ上げ等で地方公共団体に対する特別の財政援助を実施する。

「適用すべき措置」の指定

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
- ③ 水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条）
- ④ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

その他、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例など、合計18の措置を適用している。

#### **※激甚災害制度とは・・・**

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、国民の生活に著しい影響を及ぼす災害に対して、地方財政の負担の緩和、被災者に対する特別の助成を行うことが必要であると認められる場合に、政令で指定し災害に対して適用すべき措置を指定するものである。

### **(2) 災害救助法（平成23年3月11日適用）**

青森県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県の7県は継続的に救助が必要となるので災害救助法の適用を決定した。また、東京都は大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の配布を行う必要があるため、災害救助法の適用を決定した。

#### **※災害救助法とは・・・**

自然災害により住宅損壊などの被害が人口に対して一定の比率を超えると厚生労働省が発令し、都道府県が避難所の設置や備蓄物資などを提供する。また、災害救助法が発令されると税金や各種保険料の支払猶予などが発令され、被災者生活再建支援制度が適用されることもある。

### **(3)被災者生活再建支援法（平成23年3月11日適用）**

住宅が全壊した世帯や大規模半壊した世帯については、住宅の被害に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給される。

**※被災者生活再建支援法とは・・・**

自然災害により住宅の全壊被害が一定以上あった市町村や都道府県において、住宅が全壊半壊、やむを得ない理由で解体した世帯、危険な状態が継続し居住が困難な世帯に対して、その被害程度に応じて支援金を支給する。基礎支援金として最高100万円と住宅の再建方法に応じて加算支援金が最高200万円支給される。

### **(4)特定非常災害（平成23年3月13日公布）**

多くの住民が避難生活をしてきたことから、行政上の権利権益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利権益の保全を図る。

**※特定非常災害とは・・・**

行政上の手続きなどを延長するための法律で大規模な非常災害に適用される。特定非常災害が適用されると運転免許証などの行政上の権利で、更新が必要な場合にその期限を一定期間延長されたり、その他の法的権利や期限の延長がなされる。

## 第 9 章 災害査定

<空 白>

**(1) 水管理・国土保全局の災害査定**

平成23年3月11日の地震発生から2ヶ月以内となる平成23年5月10日から災害査定を開始した。また、沿岸市町の災害査定において調査・設計・積算・査定の災害復旧業務について、全面的に支援している。

**(2) 都市局の災害査定**

平成23年6月6日から公園災及び都市災について災害査定を開始した。

**(3) 港湾局の災害査定**

平成23年6月6日から公園災及び都市災について災害査定を開始した。

**(4) 住宅局の災害査定**

平成23年9月1日から災害公営住宅に係る住宅減失戸数の災害査定を開始した。

**災害査定状況(平成23年9月21日現在)**

市町村名	区分	県所管分		市町村所管分 (仙台市除く)		合計	
		件数	額(千円)	件数	額(千円)	件数	額(千円)
水管理・国土保全局	決定分	1,096	24,973,626	2,088	18,430,990	3,184	43,404,616
(下水道)	決定分	55	15,571,896	215	13,284,310	270	28,856,206
都市局	決定分	10	525,289	38	504,081	48	1,029,370
港湾局	決定分	83	14,436,931	—	—	83	14,436,931
住宅局	決定分	—	—	—	—	—	—
合計	—	1,244	55,507,742	2,341	32,219,381	3,585	87,727,123

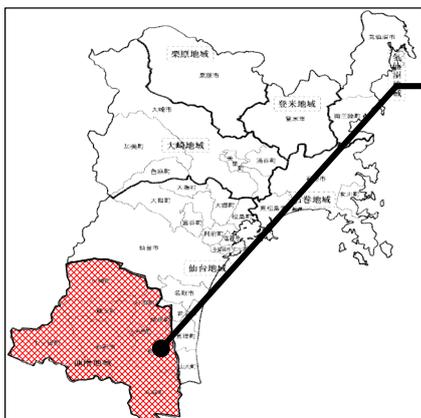
<空 白>

## 第10章 公共土木施設の応急復旧状況

<空 白>

### (1) 道路施設の応急復旧写真

#### 大河原土木管内応急復旧状況



(国) 349号  
角田市江尻地内



深さ 1.6m以上に達した亀裂

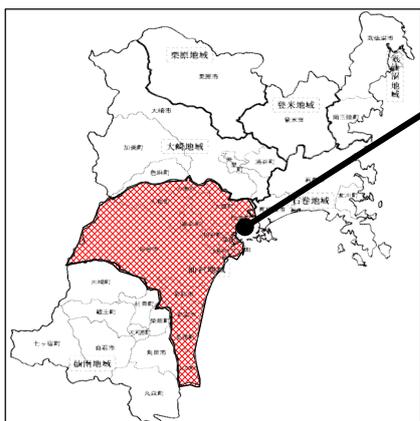
被災状況



応急復旧状況



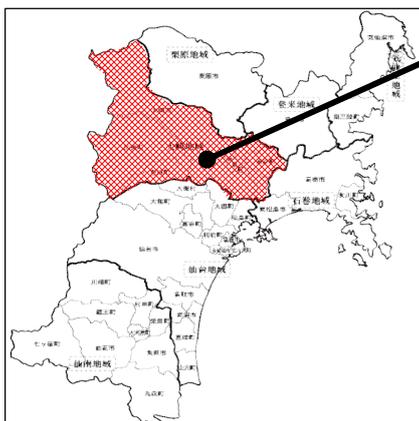
仙台土木管内応急復旧状況



(主) 塩釜七ヶ浜  
多賀城線（橋本橋）  
七ヶ浜町松ヶ浜地内



北部土木管内応急復旧状況



(主) 古川松山線  
大崎市松山下伊場野地内

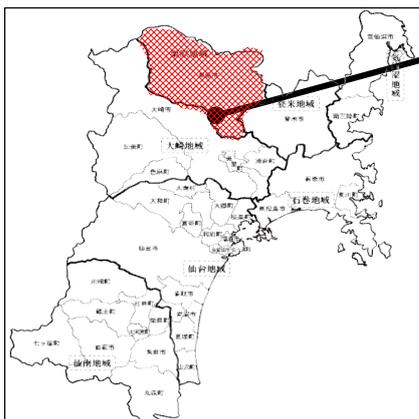
被災状況



応急復旧状況



栗原地域管内応急復旧状況



(主) 古川佐沼線  
栗原市高清水町下町地内



東部土木管内応急復旧状況



(主) 女川牡鹿線  
女川町野乃浜地内  
野乃橋

女川原発方面への通行を確保

被災状況



応急復旧状況



登米地域管内応急復旧状況



(主) 河南米山線  
登米市豊里町川前地内  
豊里大橋

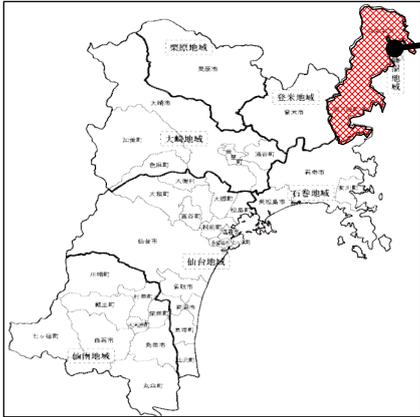
被災状況



応急復旧状況



気仙沼土木管内応急復旧状況



(主) 気仙沼唐桑線  
気仙沼市波板地内

被災状況

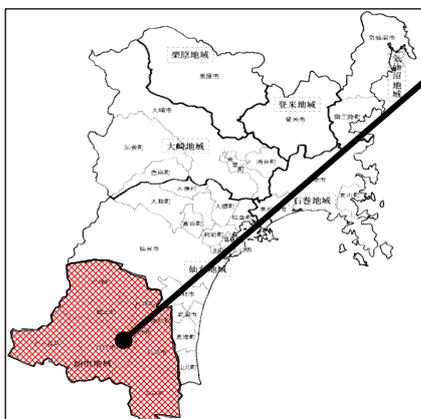


応急復旧状況



## (2) 河川施設の応急復旧写真

### 大河原土木管内応急復旧状況



一級河川 白石川  
柴田町下生名地内

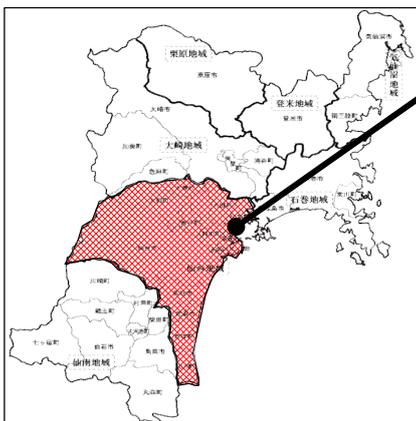


被災状況



応急復旧状況

仙台土木管内応急復旧状況



二級河川 砂押川 (右岸)  
多賀城市八幡地内

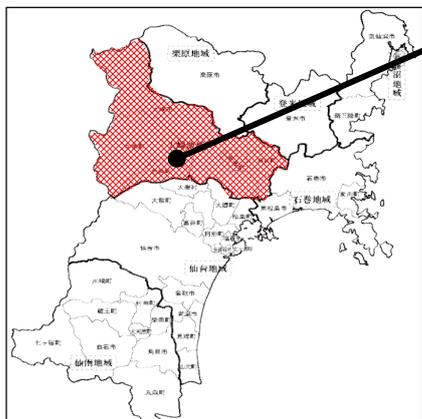


被災状況



応急復旧状況

北部土木管内応急復旧状況



一級河川 鳴瀬川  
色麻町四竈地内

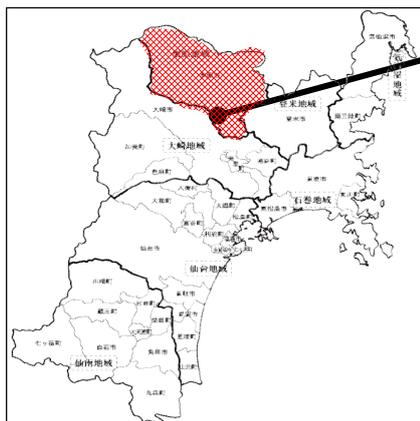
被災状況



応急復旧状況



栗原地域管内応急復旧状況



一級河川 迫川  
栗原市若林大林地内

被災状況



応急復旧状況



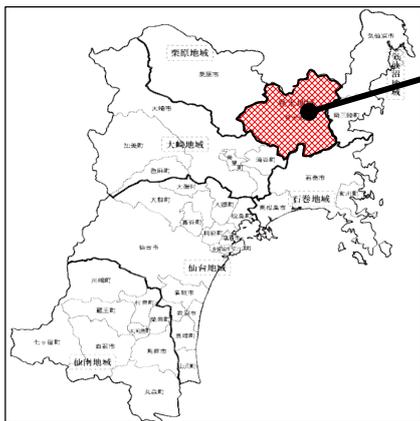
東部土木管内応急復旧状況



一級河川 北北上運河  
石巻市中浦地内



登米地域管内応急復旧状況



一級河川 迫川  
登米市迫町森地内



気仙沼土木管内応急復旧状況

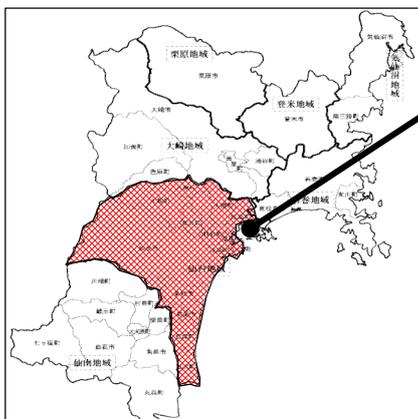


二級河川 津谷川  
気仙沼市本吉町明戸



### (3) 海岸保全施設の応急復旧写真

#### 仙台土木管内応急復旧状況



菖蒲田海岸  
七ヶ浜町菖蒲田浜地内

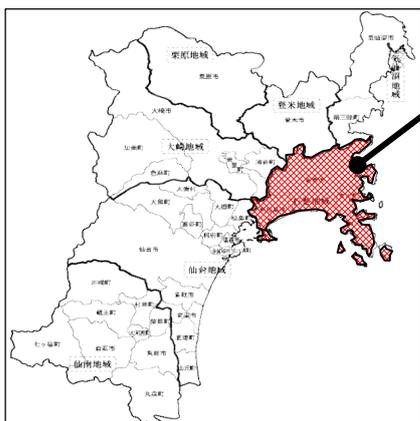
被災状況



応急復旧状況



東部土木管内応急復旧状況



白浜海岸  
石巻市北上町十三浜地内

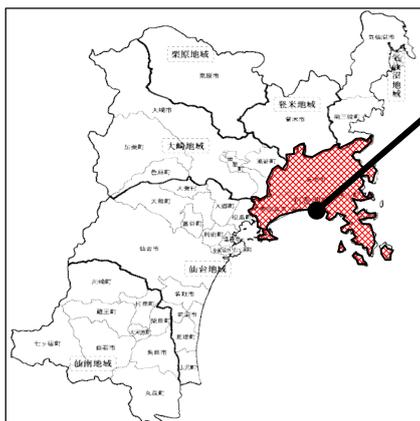
被災状況



応急復旧状況



東部土木管内応急復旧状況



長浜海岸  
石巻市渡波地区

被災状況



応急復旧状況



気仙沼土木管内応急復旧状況



(主) 気仙沼唐桑線  
気仙沼市浪板地内

被災状況



応急復旧状況



石巻港湾管内応急復旧状況



石巻港海岸  
石巻市西浜地区  
(西浜防潮堤)

被災状況



応急復旧状況



### (4) 港湾施設の応急復旧写真

仙台塩釜港管内応急復旧状況

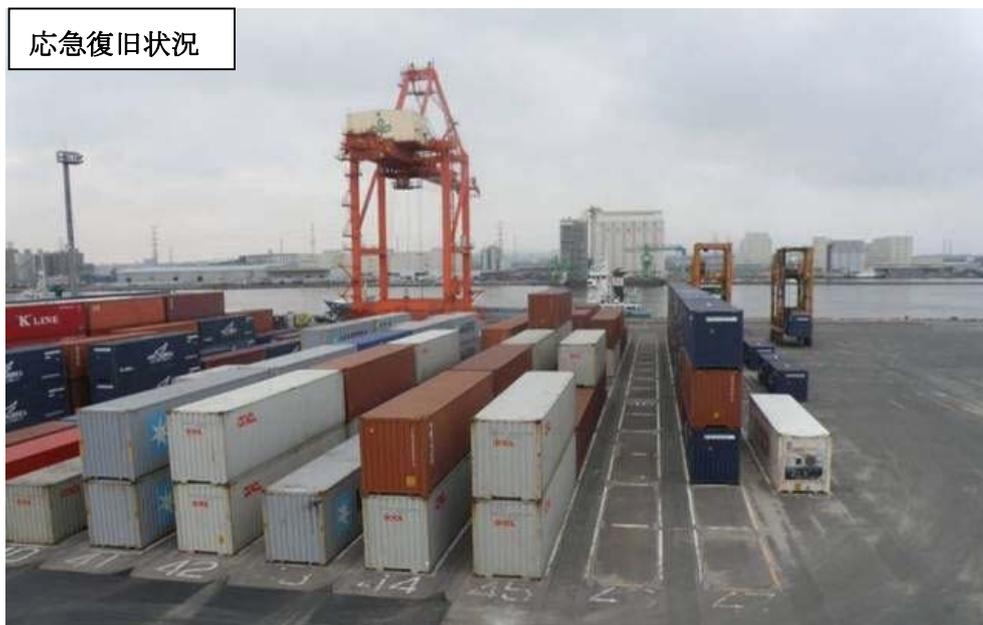


仙台塩釜港（仙台港区）  
高砂コンテナターミナル  
（仙台市宮城野区港地内）

被災状況



応急復旧状況



仙台塩釜港管内応急復旧状況



仙台塩釜港 (塩釜港区)  
西埠頭  
(塩釜市港町地内)

被災状況



応急復旧状況



仙台塩釜港管内応急復旧状況



仙台塩釜港（仙台港区）  
中央航路啓開  
仙台塩釜港（塩釜港区）  
塩釜航路啓開



海上啓開状況（仙台港区）



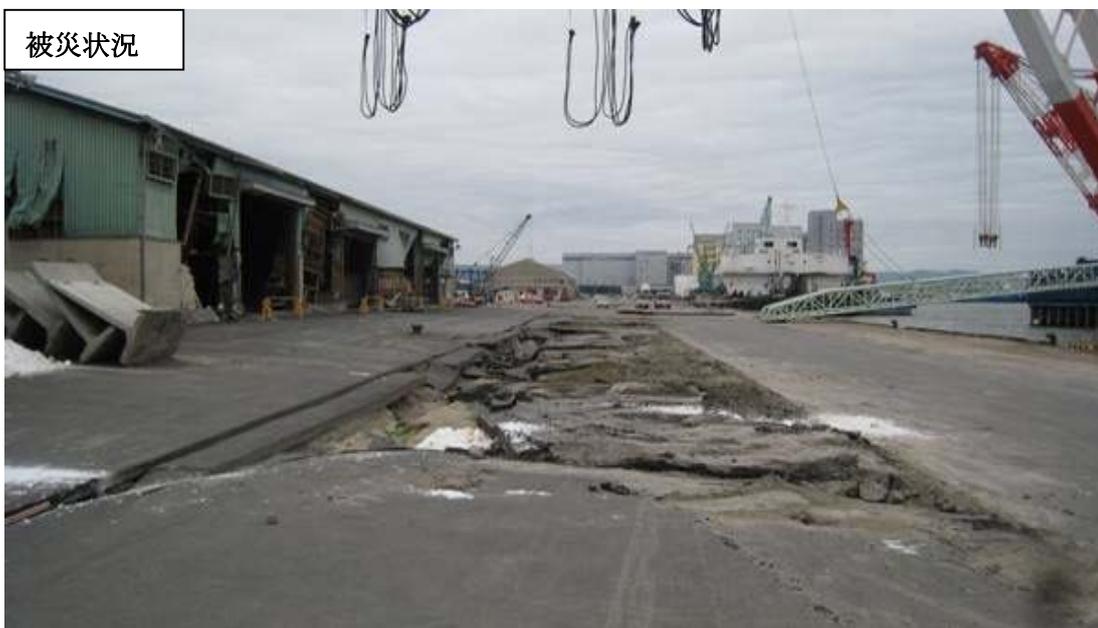
海上啓開状況（塩釜港区）

石巻港湾管内応急復旧状況



石巻港  
大手埠頭  
(石巻市釜地内)

被災状況



応急復旧状況



### (5) 下水道施設の応急復旧写真

中南部下水管内応急復旧状況



仙塩浄化センター  
多賀城市大代地内



仮設ポンプ設置状況

仮沈殿地汚泥撤去状況



シート覆工による臭気対策



中南部下水管内応急復旧状況



仙南浄化センター  
岩沼市下野郷地内

配管の復旧状況



仮沈殿地による簡易処理



東部下水管内応急復旧状況



石巻東部浄化センター  
石巻市魚町地内

被災状況



応急復旧状況（瓦礫撤去）



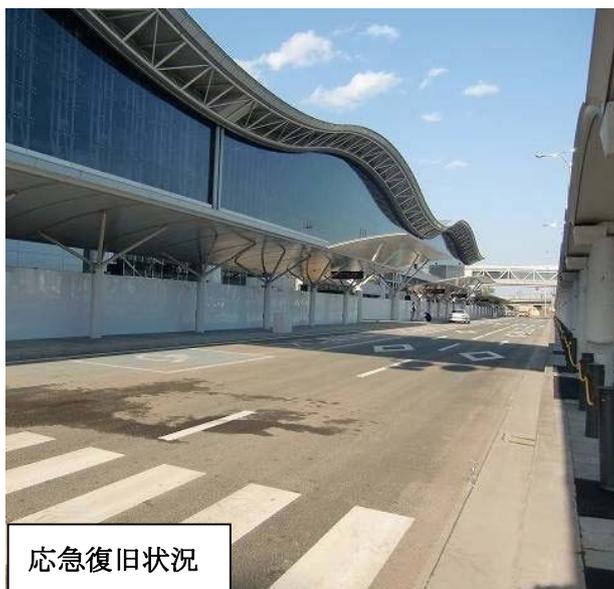
### (6) 仙台空港関連施設の応急復旧写真



被災状況



被災状況



応急復旧状況

7/25 国内定期便・国際臨時便就航



### (7) 都市公園の応急復旧写真

#### 岩沼海浜緑地応急復旧状況



岩沼海浜緑地 南ブロック  
岩沼市下野郷地内

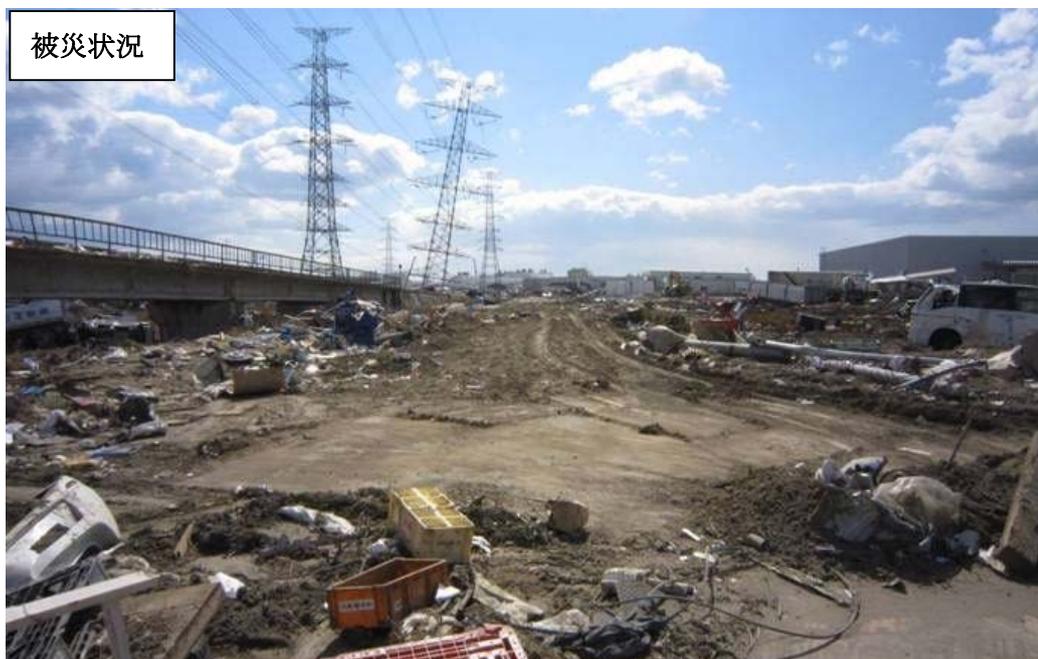


(8) 仙台港背後地の応急復旧写真



仙台港背後地 工業地区  
(港北工業幹線)  
仙台市宮城野区港地内

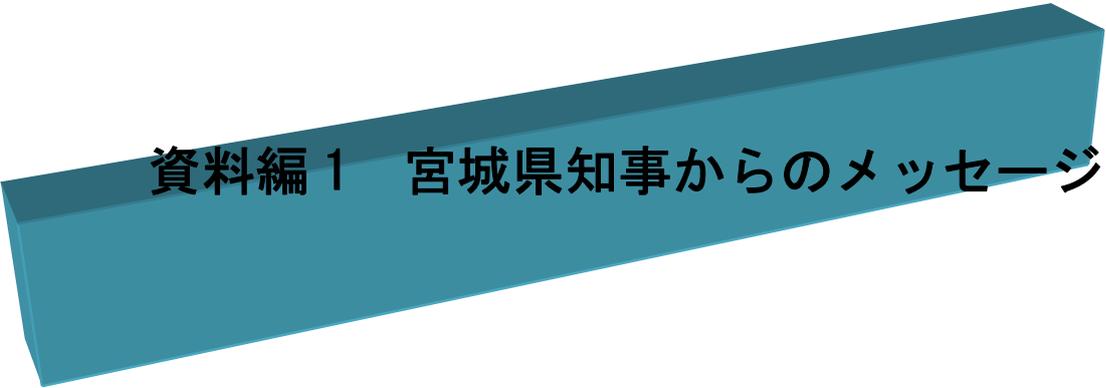
被災状況



応急復旧状況



<空 白>



資料編 1 宮城県知事からのメッセージ

<空 白>

## 東日本大震災の発生直後

### 宮城県知事 村井 嘉浩



県民のみなさん、宮城県知事の村井嘉浩です。本日、午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード8.8、震度7の地震が発生いたしました。

この地震により、県下全域で被害が発生しております。また、津波も沿岸部におよんでおります。現在、宮城県と全市町村では、地震発生と同時に、災害対策本部を設置し、全力を挙げて対策に取り組んでおりま

す。また、被災地支援のため、自衛隊の派遣を要請いたしました。

県では、被災地の状況や生活に必要な情報をテレビ、ラジオやインターネットを通じ、みなさまにお知らせしてまいります。ご近所で、お年寄りや体の不自由な方がおられる場合には、地域で助け合い、救助や避難誘導にご協力を折にお願い申し上げます。

まだ強い余震や津波も続いておりますので、十分に注意してください。

県民のみなさまの生活の安全確保と災害復旧に全力をあげてまいりますので、落ち着いて行動されますようお願い申し上げます。

## 東日本大震災の発生から新年度を迎えて

宮城県知事 村井 嘉浩

それでは、新年度が始まるに当たり、職員の方々に私の思いを伝えさせていただきます。

3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生しました。我が国の観測史上最大となった巨大地震と津波により、極めて多くの尊い生命が失われ、また、地震発生から3週間が経過した現在においても多数の方々が行方不明となっております。

ここに、お亡くなりになられた方々に対しまして衷心からお悔やみを申し上げるとともに、負傷された方々、建物等の被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、県勢発展のために共に尽力してきた我々の仲間も、職務遂行中に震災の犠牲となりました。

かけがえのない人材を失ったことに深い悲しみを覚えるとともに、ご遺族の方々の無念さを思うと胸が張り裂ける思いであります。

地震発生以来、職員の皆さんには、被災者への支援や応急復旧に昼夜を問わず全力で取り組んでいただき、誠にありがとうございます。

また、自衛隊や警察、消防、さらには地元市・町により、これまで懸命な捜索活動や被災者支援が行われていることに深く敬意を表します。

未曾有の大災害となった今回の地震では、未だに被害の全体像は明らかになっておりません。

私は先週から今週にかけて、各地の被災現場を視察し、避難所で生活する方々を激励してまいりましたが、あらためて大震災が残したつめ跡の深さ、被災された方々の悲痛さを目の当たりにし、言葉を失いました。

と同時に、被災者の方々が一日も早く笑顔を取り戻し、安心して暮らしていけるよう、全力で取り組む決意を新たにしました次第です。

また、事業所や工場に甚大な被害を受けた経営者の方々から「必ず操業を再開します」との力強いお言葉をいただき、大変勇気づけられた思いであります。

宮城県はこれまで何度も地震による被害を受け、その度に復興を果たしてきました。今回の震災は、過去に経験したことのない規模の被害をもたらしましたが、県民が一丸となって取り組んでいけば、必ずや乗り越えられるものと確信しています。

我々が当面取り組まなければならない課題は、まず被災者の方々の生活支援です。引き続き生活物資等を確実に届けるとともに、人々の健康を守っていく必要があります。

しかし、避難所では、限られた空間に多数の方が生活しているため、プライバシーが確保されず、衛生状態も悪化してきております。このため、仮設住宅の建設が急がれますが、残念ながら必要とされる数が確保されるまでには時間がかかることから、それまでの間、住民の方々の理解を得ながら、より環境のいい場所に移っていただくことが喫緊の課題となって

おります。

次に、災害廃棄物の処理です。被災地の新たなまちづくりや経済活動の回復を図るためには、膨大な量の瓦礫や車、船舶を撤去し、処分しなければなりません。

さらに、これらと平行して、一日も早く復興に向けた基本方針やロードマップを作り、市町村や県民の方々に示す必要があります。

人は、先の見通しが全く見えないとき、苦しさが増し、立ち上がる気力を失ってしまいます。

逆に、ほんの少しでも希望の光が差し、明日が今よりもきっと良くなると感じる事ができる時、今の苦しさも耐えることができます。

被災地の新たなまちづくりやインフラの再整備、復興資金の確保、雇用、産業再生、コミュニティ再建、市・町の行政機能の回復など課題は山積していますが、これらについて、いつ頃までにどのように行っていくかを示していくことが求められています。

また、復興に当たっては、震災で受けた被害を単に元の状態に戻すのではなく、これまで以上に人々が安心して暮らすことができ、また、活力に満ちた社会を形成していくという視点が大変重要です。

震災復興の基本方針の策定については、部局横断型のワーキングチームが発足し、3月29日に第1回目の会合が開かれました。

今後、膨大な作業が待ち受けていますが、職員一人一人が県民の皆さんの思いや市町村の意向をしっかりと受け止め、強い使命感と情熱を持ち、知恵を出し合い、チームとしてあらゆる困難を突破する行動力を発揮していただきたいと思えます。

また、復興は県だけの力で行えるものではありませんし、既存の制度の枠組みを超えた対応が求められるケースが数多く出てくるものと思われまます。

財政的な支援はもとより、新たな制度の創設や柔軟な制度運用を含め、国家レベルで取り組んでいただくよう、国に対してしっかりと要請してまいる所存であります。

今後の県政運営は、これまでお話ししてきたとおり、震災の復旧・復興が最優先となります。

このため、予算の大幅な組み替えが必要であり、また、これまで策定した様々な計画も見直しが求められております。

一方で、県政の停滞は許されません。県民生活にとって必要不可欠な事業は着実に進めていく必要があります。

このような時こそ、一つ一つの事業の必要性や優先度を十分に精査していただきたいと思えます。

また、人事異動につきましては、定年退職された所属長の補充など最低限の範囲に止め、基本的には凍結いたしました。

今回の災害復旧の目途が立った段階で、改めて今年度分の人事配置をお示しします。

職員の皆さんは、これまでの激務により、肉体的にも精神的にも疲労が蓄積していることと思えます。また、使命感が強い人ほど疲れているとは言わず、無理を重ねてしまい、体を壊してしまう恐れがあります。

大変な状況ではありますが、仕事にメリハリをつけながら適宜休養をとり、自らの健康は自らをきちんと管理するとともに、特に上司の方はいくらでも職員の健康状態に留意していただきたいと思います。

ここで、本日新たに県庁職員の一員となられた皆さんに一言申し上げたいと思います。

本来ならきちんとした入庁式を行い、皆さんを歓迎するところですが、こういう非常事態ですのでこうした形での挨拶となりました。

どうかお許しいただきたいと思います。

宮城の将来は若い皆さんの肩にかかっております。どうか失敗を恐れずのびのびと仕事をして下さい。

また、わからないことがあればどんな些細なことでも遠慮なく先輩職員に相談してください。全ての先輩職員が皆さんの入庁を楽しみにしておりました。

若い力で宮城県に活力を与えていただけることを期待しております。

最後に、私の尊敬する松下幸之助さんは「かつてない困難は、かつてない発展の礎となる」とおっしゃっています。

復興への道のりは長くて厳しいものとなりますが、我々は孤独ではありません。日本中、世界中が我々を応援し、支援の手を差し伸べてくれています。

本日から始まる平成23年度は、宮城県政史上、最も重要な年度であると言え、県という組織の真価が問われることとなります。

50年後に、「あの災害」を「あの困難」を克服して宮城県は大きく発展したと評価されるよう、職員一丸となって全力で取り組んでまいりましょう！

今年度もよろしく願い申し上げます。

## 東日本大震災の発生から 1 カ月を経過して

宮城県知事 村井 嘉浩



震災から 1 カ月が経過いたしましたので、所感を申し上げます。

多数の尊い命とかけがえのない多くのものを奪い去った東日本大震災から本日（4月11日）で 1 カ月が経過をいたしました。あらためて亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災者の皆さまにお見舞いを申し上げます。

これまでの間、地元の市町をはじめ、国や自衛隊、警察、消防の方々には、懸命な救助、捜索活動や被災者支援を行っていただきました。また、政府の現地対策本部の皆さまには、県・市・町からのさまざまな要望に対して的確かつスピーディーな対応をしていただき、深く感謝を申し上げます。

ライフラインや交通インフラの復旧が進み、2次避難、仮設住宅の建設、災害廃棄物の処理が始まるなど、いよいよ応急復旧の段階から本格復旧、そして復興の段階へと踏みだそうとしていたところ、4月7日深夜に宮城県沖を震源とするマグニチュード 7.1 の地震に見舞われました。人的、物的被害は3月11日の地震ほど大きなものではございませんでしたが、被災者の皆さまや復旧に尽力してきた関係者の方々にとりましては、少しずつ明るい光が見えてきた矢先の出来事であり、精神的に大きなダメージを受けているのではないかと大変心配をしております。

しかし、ここが踏ん張りどころであります。くじけず、皆で手を携えて、この難局を乗り切り、復興への歩みを着実に進めてまいりたいと考えております。

現在、日本中、世界中から支援の手が差しのべられております。また、先日、政府に対して被災地復興に向けた特別立法や財政支援などを強く要望したところ、菅首相からは「しっかり対応したい」との力強いお言葉をいただいております。

こうした皆さまの支援に応えるためにも、一日も早くこの震災から立ち直ることが我々の使命であると考えております。県といたしましては、引き続き仮設住宅の建設など被災者の方々への支援にしっかり取り組みますとともに、震災復興の基本方針や計画を早期に策定した上で、単なる復旧ではなく、まちや産業を再構築し、「元気なみやぎ」「安全・安心な宮城」をつくり上げていくための取り組みを、県民の皆さまとともに進めてまいりたいと考えてお

ります。

なお、4月1日から、(記者会見室の)バックボードに「復興へ 頑張ろう!みやぎ」と「みんなの手で!復興みやぎ」と2つのスローガンを掲示しておりますが、当面、むすび丸を使用した「復興へ 頑張ろう!みやぎ」の方をメインに、さまざまな場面で復興のスローガンとして使用していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、被災地が元気になるためには、日本経済全体の元気が必要であります。全国の皆さまには、過度に自粛することなく、ぜひ、被災者の分まで経済活動やイベントの開催などを積極的に行っていただき、日本全体を盛り上げていただきますようお願いを申し上げます。

(平成 23 年 4 月 11 日 記者会見抜粋)

## 東日本大震災の発生から半年を迎えて

宮城県知事 村井 嘉浩

3月11日に発生をいたしました千年に一度と言われる未曾有の大災害発生から昨日（11日）で半年が経過をいたしました。お亡くなりになられました9千名を超える皆さまのご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆さまに対しまして哀悼の意を表します。また、いまだに2千名を超える方々が行方不明となっております。その方々の捜索につきましては、県警および海上保安庁の協力を得て引き続き進めてまいりたいと考えております。

昨日（11日）、私も気仙沼市と南三陸町で開催されました慰霊祭に参加をさせていただきましたが、あらためて被災当時の惨状が頭によみがえってまいりました。被災者の皆さまにとっては本当に長くつらい日々だったと思います。避難所に避難されている方々もまだ約2,700名ほどいらっしゃいますが、この方々が一日でも早く仮設住宅等に移っていただけるように努め、早期に生活再建を果たしていただけるよう、県といたしましても被災市・町と連携して支援してまいります。

さて、関係各所のご尽力により、おかげさまで道路、港湾、空港などのインフラ（社会基盤）はほぼ震災前の状況にまで復旧しつつあります。また、店舗や工場などの民間施設につきましても、甚大な被害が発生いたしました沿岸部を除き、かなり復旧しております。

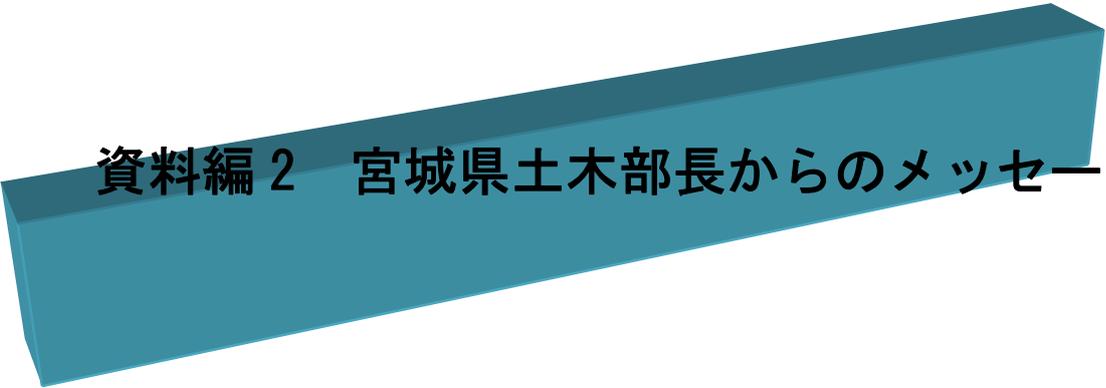
これまでは仮設住宅の確保などの復旧対策に取り組んでまいりましたが、今後はがれき処理をはじめ、被災者の雇用の確保、地域医療の復興などの課題に対応していかなければなりません。

県といたしましては、先月末に取りまとめました「震災復興計画案」について、来る9月定例県議会に上程し、ご承認を賜りますとともに、一日も早く計画に掲げる取り組みを着実に推進いたしまして、ふるさと宮城の再生とさらなる発展に向けて全力で取り組んでまいりたいと思います。

そのためには、これまで何度も申し上げてまいりましたが、財源の担保が必要となります。県では、今後10年間の復興に要する経費として約13兆円が必要と試算しております。この復興に要する財源の確保につきましては、これまで何度も国に要望してまいりましたが、野田新内閣が発足したことを踏まえ、先週（9月）7日水曜日には野田総理に、また9日金曜日には平野復興大臣や藤村官房長官などに要望活動を行ってまいりました。野田総理は、「要望の内容を前向きに真摯（しんし）に受け止めて、できる限りのことはしたい」とお話しになっておられました。この言葉を信じて、国などの支援もいただきながら、県としてもこれまで以上に全力で取り組んでまいりますので、県民の皆さまの一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

（平成23年9月12日 記者会見抜粋）

<空 白>



資料編 2 宮城県土木部長からのメッセージ

<空 白>

(1) No. 1 (平成 23 年 4 月 1 日)

## 『温故創新』

～ 復旧・復興・新しい県土づくりに向けて ～

(No. 1)



3月11日、14時46分に発生したマグニチュード9という観測史上最大の東北地方太平洋沖地震により、10mを優に超え、20m以上にも達する大津波が発生し、仙台湾沿岸や三陸南沿岸地域の13市町に甚大な被害を及ぼしました。

国土地理院の調査によれば、本県における浸水域は326km<sup>2</sup>に達し、沿岸市町の多くは浸水面積が3～5割に及んでいます。また、石巻市鮎川浜では地盤が1.16m、南三陸町志津川では0.71m沈下するなど、沿岸部を中心に地盤沈下が起きています。沿岸部の市町の市街地や集落は、家が瓦礫と化し、ほとんどが壊滅状態であります。養殖業や水産施設、防潮林、農業施設や農地、港湾区域内の企業施設なども甚大な被害を受けており、荒涼とした姿に言葉もありません。

私たちが営々と築き、沿岸域を守ってきた防潮堤や水門などの施設は無残にも破壊され、一部は残ってはいるものの、全て復旧せざるを得ない状況にもあります。こうした状況の中、職員の皆様には、地震発生以来3週間になりますが、土木部業務継続計画（BCP）に基づき、昼夜を分かたず、一丸となって整然と対応していただいていることに対し心から感謝申し上げます。

4月1日現在で、土木部関連公共施設等の被害状況は、市町村所管分も含め、被災箇所1967箇所、被害額は4238億円余となっております。沿岸部の市町村における災害調査には、(社)宮城県建設センター等の協力を得ており、内陸部はかなり調査が進んでおりますが、今後は被害の集中した沿岸部の調査が進めばさらに被害額は増えることでしょう。県全体ではすでに2兆円を越える被害となっております。

県管理道路の規制箇所は235箇所にも及び、まだ規制中の箇所も数多くありますが、橋梁が落下するなど重大な箇所は12箇所、仮橋、仮道等で復旧するなど、道路の懸命な応急対策によりライフラインの確保を進めていただいております。また、仙台塩釜港からの物資・燃料の輸送ルートや牡鹿半島方面への救援ルートの確保、電力の復旧作業への支援など、自衛隊の並々ならぬ協力を得ながら、道路の啓開を行ってまいりました。今後、応急復旧を加速させ、早期の通行規制解除に努めていただきたいと思います。なお、国直轄管理の国道45号は5箇所落橋しましたが、2箇所復旧しております。また、県内全ての高速道路が通行可能となっております。

港湾は、仙台塩釜港及び石巻港の物流機能の確保を図るため、国土交通省、海上保安庁、自衛隊等関係機関の協力を得ながら、航路、臨港道路等の啓開作業を実施し、救援物資や燃料等の緊急輸送に利用可能な岸壁の確保に向けいち早く対応してまいりました。気仙沼港や女川港も利用可能となり、その他の地方港湾も調査が進んでおります。併せて、仙台塩釜港及び石巻港の物流機能の早期回復と各港湾背後企業の早期復興に向けて、復興会議を開催することとしております。

仙台空港や仙台空港アクセス鉄道も被害を受けました。仙台空港においては、発災後1週間以内におびたしい瓦礫を排除し、救援復旧対策に使用するヘリポートや自衛隊や米軍による緊急物資輸送のための1500m滑走路を供用しました。現在3000m滑走路の供用が可能となっております。今後、民間機の早期離発着を期待しております。

仙台空港ビルは、1階部分の機械電気設備が全滅状態ですが、建物にはほとんど被害はなくしっかりとしております。仙台空港アクセス鉄道も、駅舎や線路、電源設備などの心臓部が被災しており、復旧には時間がかかると思いますが、高架橋自体に被害はほとんどありませんので、できる限り早期復旧を目指し、仙台空港ビルを含め支援を強化していくこととしております。

本県の基幹的社会資本である道路、港湾、空港が元気を取り戻すことがまずは大事であると考え、今後ともしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、ライフラインとして、阿武隈川下流、仙塩、北上川下流東部流域下水道の終末処理場が水没し機能を停止を余儀なくされました。水道も順次復活してきていることから、汚水の緊急処理対策が喫緊の課題となっておりますが、何とかこれを乗り越え、これから応急復旧に本格的に入っていきます。完全復旧には2年を要する見込みであり、場当たりのでない、いろいろな状況を勘案した応急対策が望まれますのでしっかりと対応していかなければなりません。もちろん、引き続き節水に対する住民や企業の協力が欠かせないことから、関係市町村を通じて周知徹底を図る必要があります。

さらに、沿岸部は沈下していることから、特に、仙台湾南部の低平地は、仙台空港周辺、岩沼市藤曾根、亶理町荒浜など、排水不良による浸水状況が続いておりますが、国土交通省の排水ポンプ車による懸命の排水作業により徐々に水が引き、自衛隊や県警本部による捜索活動の進展や仙台空港等の復旧にも大いに寄与しております。石巻市や東松島市などでも作業をしていただいております、定川河口部右岸決壊区間の仮締切がまもなく完了しますのでさらに効果が発揮されるものと期待しております。

今回の沿岸部における津波災害で、特筆すべきは、海岸堤防がほぼ全延長に亘って被災していることです。七北田川河口から福島県境までの仙台湾南部沿岸域の海岸では、10m越える津波が引くときに堤防背面を抉るようにしていった結果、エネルギーの違いもありますが、亶理町、山元町域の海岸堤防は至る所で寸断されて原形をとどめておりません。仙台、名取、岩沼市域の海岸堤防は一部決壊箇所があるものの、前面は消波も含めそのまま、背面が死に体の状態です。

また、七北田川河口から、仙台塩釜港、石巻港を含む牡鹿半島までの仙台湾中部沿岸域の海岸も同様ですが、塩釜市、松島町域は比較的被害が少なく、特に、国際観光地松島が生き残ったことは本当に幸いでした。

三陸南沿岸域は、リアス式海岸となっており、湾奥に行くに従い幅が狭くなるとともに浅水効果によって津波の高さが急激に高くなり、昭和35年のチリ地震津波対策として整備した防潮堤や防潮水門をはるかに越え、河川沿いや道路沿いを陸地の奥へ奥へと、木造住宅のみならずコンクリートや鉄骨構造のビル等の建物を破壊し、瓦礫を運びながら津波が遡上し、また、引き波によって防潮堤や橋台などがバックドロップをかけられたように転倒しております。そうした押し引きの津波が繰り返し猛烈に作用し、女川町や南三陸町は壊滅的な被害を受けております。筆舌に尽くせない状況であります。

こうした状況下にありますので、災害復旧は原型復旧を原則として申請しますが、災害査定も相当簡素化して実施していただくよう国にお願いし認めていただいております。まず、高潮や台風に加え迅速応急工事に取りかかればなりません、同時に瓦礫や自動車等の災害廃棄物の処理を実施していかなければなりません。その処理方針はすでに立てており、処理予算とともに通知いたします。緊急保管場所への移動、1次保管場所への運搬までが基本的に土木部の仕事ですが、処理エリアを農林水産部と分けて対応し、沿岸被災市町から県へ処理要請があれば受け入れることとしており、環境生活部、農林水産部、土木部が連携して実施することとしております。これから3年かけた大仕事となります。心して取り組まなければなりません。

同時並行的に、沿岸部のまちづくり復興計画も立てていかなければなりません。全庁的な取り組みとして、すでに、震災復興基本方針策定ワーキングチームが設置され、4月中には震災復興に向けた基本方針を策定し、それに基づき復興計画案をまとめ、市町村との調整、パブリックコメント等を経て、最終的には9月議会に上程し承認を受けてオーソライズすることとしております。この復興計画には土木部がしっかりと意見を述べていかなければなりません。土木部の計画を詰める作業を急がなければなりません。よろしく願いいたします。なお、そうした復興計画と合わせ、災害復旧方法も変更が必要となりますので、臨機に対応していかなければなりません。

今まさに懸案は、応急仮設住宅の建設です。これまで、(社)プレハブ建築協会に第1弾として10000戸の建設を要請しました。候補地の選定に当たっては、津波被害を受けた沿岸市町を優先し、造成工事等が不要で早期に着工できること、上下水道等のライフラインの引き込みに時間を要しないこと、建設戸数がまとまって確保できることを考慮しました。建設適地の確保や資材の調達などを考えると、必要な戸数を用意するまでには相当な時間がかかると考えております。すでに3月28日から第1次着工分として沿岸13の市町に総数で1207戸の建設を進めております。さらに、4月1日に1195戸を追加しました。1ヶ月ほどで完成する予定ですが、今後、順次着工し、まずは10000戸を早期に建設できるよう努力するとともに、追加の建設要請をしまいにあります。当面、十分な数を設置することが困難ですので、入居決定に当たっては、高齢者や障害者、妊産婦や乳幼児を抱えるご家庭

の優先入居、地域のコミュニティをできる限り維持した入居ができるよう関係市町にも配慮をお願いしているところです。

また、民間賃貸住宅や公営住宅を利用したり、一時的に県外や他の市町村などから提供のあった環境の良い2次避難施設に集団で避難していただくなど、保健福祉部と連携して様々な手立てを実施していくこととしておりますが、必要な応急仮設住宅は必ず準備していきたいと思います。現時点では、約30000戸は用意しなければと考えております。

このほかにも、100件を超える県有建築施設の被災調査、市町村の被災建築物や宅地の応急危険度判定と被災住宅相談などの支援、被災した地方事務所への対応、他都道府県への支援要請など、様々な対応をさせていただいております。ありがとうございます。

さて、このような形で新年度を迎えるとは思ってもありませんでした。職員の皆様の疲労も極度に達してきていると推察いたします。また、職員の中にはご家族を失ったり、未だ行方不明の方もおられると伺っております。本当に残念で仕方ありません。これからは、職員みんなでお互いに支え合いながらこの難局を乗り越えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

本県の全ての住宅・社会資本が崩れ落ちてしまったわけではありません。これまで先輩諸氏とともに築き上げてきたインフラは数多くが十分機能を果たして、災害発生後も活躍しております。大丈夫です。

これから、復旧、復興、発展と10年かけて、新しい宮城県に生まれ変わっていくこととなります。私は必ずやそうなると思っております。今後の道のりは大変なものとなりますが、土木部においても、災害復旧をいち早く成し遂げ、復興に向けたまちづくりを推進し、新生宮城の県土づくりに積極的に関わっていかなければなりません。職員一丸となってこの課題に立ち向かっていこうではありませんか。

「温故知新」から「温故創新」（造語）へ変えて、今年度も職員の皆様にお便りさせていただきます。さあ、輝く宮城の未来に向けて、皆様とともに土木丸で荒波に船出いたしましょう。

(H23.4.1記)

(2) No. 2 (平成 23 年 4 月 14 日)

# 「温故創新」

～ 東日本大震災から1 ヶ月を経過して ～

(No. 2)



東日本大震災から1 ヶ月が経過しました。この大震災により、お亡くなりになられた方々に衷心からお悔やみ申し上げ、ご冥福をお祈りいたしますとともに、被害にあわれた方々に心からお見舞い申し上げます。

職員の皆様、お元気ですか。この1 ヶ月本当にお疲れ様でした。職員の皆様の献身的な、昼夜を分かたずのご努力に、心から感謝を申し上げます。あり

がとうございます。

今年も桜が開花しました。蔵王、船形連峰、栗駒山の白い頂きも春の日差しに輝き、私たちを元気づけてくれております。非日常から日常へ、まだまだではありますが、職員の皆様には、少しずつ心身の張りを緩めていっていただきたいと思います。一度床屋さんにもでもいって髪を切り髭を剃っていただき、冬から春へ服装も変えて、さっぱりとして新たな気持ちで取り組んでまいりましょう。幹部職員が率先してやってください。お願いいたします。

これまで土木部業務継続計画に基づき災害対応に取り組んでいただきました。お陰様で順調に進んできております。これからが本格的復旧に入っていく時期になります。応急仮工事、応急本工事、本復旧工事と進めていかなければなりません、しっかりと時間軸を設定した計画を立てて取り組んでいきましょう。また、同時に通常業務体制へもシフトしていかなければなりませんのでご配慮願います。また、県民の方々、市町村や県議会議員の要望やお話に真摯に耳を傾けて対応していただきたいと思います。入り口を閉ざさないでください。よろしくお願いいたします。

さて、11日に開催された県議会の「大震災対策調査特別委員会」で、知事が「宮城県震災復興基本方針（素案）～宮城・東北・日本の絆・再生からさらなる発展へ～」を発表いたしました。県民の皆様が希望を持って、総力を結集して復興に取り組んでいくため、県が今後どのような方向性を持って復興を図っていくのかという考え方をまとめたものです。この基本方針に基づき、議会、県民、市町村、有識者等の意見を踏まえ、8月中を目途に作業を進め、9月県議会で承認をいただき震災復興計画を策定することとしております。各部局においては必要に応じて個別の事業計画を策定し財源措置を講じて個別事業を展開することになります。

「県民一人一人が復興の主役」、「単なる「復旧」ではなく「再構築」、「現代社会の課題に対応した先進的な地域づくり」、「壊滅的な被害から復興モデルの構築」を基本理念として、ふるさと宮城の再生と更なる発展に向け全力で取り組むこととしております。また、県内ほぼ全域に甚大な被害が発生していることから、復興を達成するまでの期間を計画期間としておおむね10年と定め、被災者支援を中心に生活基盤や公共施設を復旧させる「復旧期（3年）」、被災者だけでなく、震災の影響により生活・事業等に支障を来している方々に対する支援を広げ、本県のインフラ整備などを充実させる「再生期（4年）」、県勢の発展に向けて戦略的に取り組みを推進していく「発展期（3年）」の3期に区分しております。

土木部においては、緊急重点事項では、直接的には、「公共土木施設とライフラインの早期復旧」を、間接的には、「被災者の生活支援」として仮設住宅整備（3万戸）と住宅補修支援、「災害廃棄物の処理」などを担っております。

また、沿岸被災市町の復興の方向性については、中長期的な視点に立った沿岸被災地域のグランドデザインを地域とともに再構築して、被災市町の復興計画の実現に向けた支援を行うこととしております。すでに、8日には、気仙沼市、南三陸町、女川町、東松島市、名取市、石巻市（特定行政庁）において、5月11日までの措置として、被災地の無秩序な開発を防ぐための建築制限を実施し、さらに制限期間を延長していただくよう法改正を国に要望しております。その間に、市町が被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域の指定をすれば、最長で2ヶ年建築制限をできることとなります。その間に、土地区画整理事業計画や防災集団移転促進事業などの計画を策定して、復興まちづくりを実施していくこととなります。市町が主体となって新しいまちづくりを進めていくこととなりますが、今週から、被災市町の首長さんに土木部の「復興まちづくり計画」策定支援について説明しており、被災市町の復興計画を実現するため、人的・技術的な支援、新制度の創設など総合的に支援していくこととしております。

県全体の復興の方向性については、各期間ごとに示しておりますが、避難者の生活支援の確保のため応急仮設住宅の提供や各種住宅支援を実施するほか、廃棄物の適正な処理や雇用の維持・確保なども含め、保健福祉部、環境生活部、経済商工観光部と連携しながら取り組むこととしております。

公共土木施設については、土木部の真骨頂ではありますが、復興を支える重要な基盤であることから、引き続き「次世代に豊かさを引き継ぐことのできる持続可能なみやぎの県土づくり」を目指して、今回の大地震と大津波による、内陸部、沿岸部それぞれの被害の特性を十分踏まえた上で、施設の復旧に取り組むこととしています。復旧に当たっては、単なる原型復旧にとどまらず、壊滅的なダメージを回避する粘り強い県土の構造となるよう将来に向け公共土木施設を再生してまいります。また、沿岸部のまちづくりと併せて、道路・港湾・空港などの重要な交通インフラの整備や復興のシンボルとして大島架橋などを着実に進めるとともに、河川・海岸などの県土保全施設や上下水道などのライフラインについても防災機能を強化して整備を推進してまいります。公共土木施設の整備は他の分野に先んじて進めていかなければなりません。職員の皆様には、「宮城県震災復興基本方針（素案）」を理解していただきたいと思っております。まさに、「新・土木行政推進計画」を8月を目途に策定していくこと

となります。これからの土木部の指針を作る仕事であり、復旧、再生、発展、輝く宮城の未来に向け、「築土構木」、一丸となって取り組んでまいりましょう。

また、当面の災害対応としては、災害調査を引き続き進めていただくとともに、公共土木施設上の災害廃棄物について、緊急保管場所や一時保管場所までの移動処理を進めていただきたいと思っております。防災砂防課の指示に従い進めてください。

災害調査状況は、現在、調査率が80%程になっております。本当にありがとうございます。被災件数は約2560件、被害額約4570億円になっております。12日に国交省と打ち合わせを行い、査定業務の簡素化を図っていただいております。まだ残った課題もありますので、精力的に国と協議してまいります。宮城ルールを作っていきます。

いよいよ5月連休明けから予定どおり現地災害査定に入ります。6週連続の査定となっております。できるところから仕上げていきたいと思っております。査定が終了すれば早速発注をお願いいたしますので、ご苦勞をおかけしますがよろしく願いいたします。なお、申し訳ございませんが、他都道府県からの本格的な長期支援は6月からとなりますのでご了承願います。

災害対応に影響なく中止している工事は極力解除し工事を進めてください。新年度の継続事業についてもできる限り予定どおり進めていただきたいと思っております。特に、維持管理部門や完成供用する事業については十分配慮願います。

沿岸部は地盤沈下しており、河川・海岸堤防の応急復旧を出水期に間に合うように進めてまいります。被害ポテンシャルが相当高まっている河川流域においては、ダム操作への配慮、河川のパトロールや水防体制の強化、土砂災害への備えなど、関係各課・事務所連携した取り組みを実施してください。水害や土砂災害による2次災害防止に取り組みなければなりませんので、よろしく願いいたします。

13日には、仙台空港にJAL、ANAの民間機の発着が再開されたことは、復興に向けて大きな力を与えてくれました。29日は、復興へのキックオフと位置づけております。楽天、ベガルタの今期ホーム発の試合が開催されます。観光面でも、蔵王エコーラインの開通や栗駒山観光へスタートを切る時でもあります。宮城を元気にする取り組みをみんなで支援してまいりましょう。

これから息の長い仕事になりますが、スピード感を持って、一步一步着実に進んでまいりましょう。元気、勇気、根気で。よろしく願いいたします。

(H23.4.14記)

(3) No. 3 (平成 23 年 5 月 20 日)

# 「温故創新」

～ さあ復興へのキックオフ 災害査定が始まりました ～

(No. 3)



職員の皆様、5月も半ばを過ぎ、緑深く、初夏を思わせる陽気となりました。いかがお過ごしですか。

去る4月29日、みやぎ復興へのキックオフイベント、知事の力強い宣言のもと、日本製紙クリネックスタジアムで楽天が勝利、サッカーのベガルタ仙台も快勝しました。東日本大震災の復興に向け幸の良いスタートを切ることができました。

また、皆様には、連休中に心身ともにリフレッシュしていただけたと思います。被災地は今なお大変な状況ですが、少しずつ落ち着きがでて復興へ向けた取り組みも始まっています。私たちも復旧・復興に向けて積極的に取り組み、被災市町をしっかりと支援していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、東日本大震災から2ヶ月が過ぎましたが、5月10日には、土木部復興へのキックオフ、災害査定が始まりました。道路や河川などの国交省河川局所管の公共土木施設に関する災害査定が10週連続で実施となります。約束どおり2ヶ月以内の実施に漕ぎ着けたことに対し、心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。都市災や下水道、港湾の災害査定も準備中ですが、今後事故なく、円滑に進みできるだけ早く終了することを期待しています。

今回の東日本大震災は未曾有の災害ですから、査定の簡素化など国にはいろいろとご配慮いただいておりますが、査定の中でいろいろな問題に直面すると思います。臨機に柔軟な対応が必要な場合もあるでしょう。また、新たな問題として持ち帰り次の査定に活かしていくこともあるでしょう。ともあれ、今回の大地震と大津波災害の特徴をしっかりと理解した対応が望まれますので、これまでに培った知識、経験をフルに活かして一丸となって取り組んでまいりましょう。査定が終了したところから発注の方もよろしくお願いいたします。

5月31日から6月20日までの日程で県議会が開催されますので、補正予算を組んで対応してまいります。今年度当初予算は940億円でしたが、5月現計で2340億円となります。2年半分の予算を執行することになります。私が昭和53年に入庁して以来、土木部予算としては最大規模です。通常事業に加え、震災復旧・復興に向けて迅速かつ適正に執行してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、宮城県復興計画の策定も始まっております。1次案を5月中に策定し議会等の意見を聞きながら2次、3次とブラッシュアップして、8月お盆前くらいまで策定し、9月議会の承認を得て施行することとなります。5月2日には宮城県復興会議が開催され、三菱総研理事長の小宮山宏氏を議長に12名の委員で構成されておりますが、いろいろ多彩な機知に富んだご意見をいただいております。こうした意見を盛り込みながら策定することになっております。

土木部では、土木行政推進計画に変わる形で、部門別計画として、(仮称)「宮城県社会資本再生・復興計画」を策定することとしております。すでに、復興計画、沿岸防災対策、復興まちづくり、復興すまいづくりの4つのチームを編成し、策定作業に取りかかっております。随時職員の皆様に示し意見を聞きながら、完成度を上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

復旧3年、再生4年、発展3年、10年かけて被災前よりさらに輝くふるさと宮城を創っていく仕事に、職員一丸となって取り組んでまいりましょう。

(H23.5.20記)

(4) No. 4 (平成 23 年 6 月 15 日)

# 『温故創新』

～ 東日本大震災から3 ヶ月

復旧・復興に向けまっしぐら ～

(No. 4)



職員の皆様、お疲れ様です。お元気ですか。

沖縄では梅雨が明けたとのこと、ここ東北、宮城はまだ梅雨入りしていません。今日は、朝から「おひさま」が顔を出し、樹木は青々と輝いています。清々しい朝を迎えております。皆様いかがお過ごしでしょうか。

議会も終盤を迎え、5月補正予算と関係議案の審査が行われております。議会の議

決を得れば、平成23年度の県予算の総額は、5月現計で1兆8459億円余となり、土木部予算は2341億円余となり、いずれもこれまで最大規模の予算となり、土木部予算は当初予算の2.5倍となります。まずは、本格的な復旧や復興を目指す担保ができますので、議会对応をしっかりとやっていきたいと思っております。議会は20日までです。

災害査定もお陰様で順調に進んでいると伺っております。今後、復旧・復興に向けて、4月21日に策定し公表している工程表に基づき、職員一丸となってまっしぐらに進んでまいりましょう。

さて、東日本大震災から3ヶ月が経ちました。6月11日の河北新報朝刊一面には、「東日本大震災3ヶ月、死者1万5405人、不明なお8000人、長引く避難、復興遠く」とあります。石巻市の住民を対象にしたアンケートでは、「震災で離職4割、収入ゼロ・減が6割超と、多くの被災者は生活再建に向け依然厳しい状況にある様子が浮き彫りになっている」ことが報じられております。一方、河北春秋には「がれきの中から立ち上がった足音が、かなり強さを増してきた。・・・各地に仮設住宅が建設され、三陸の海では、一部でカキやワカメの養殖が再開された」とも記されております。

今日、災害対策本部会議で土木部第80報を出しました。お陰様で被害調査がさらに進み、道路・橋梁、河川・海岸、県営住宅での被害が増え、被害額で約1410億円増えて約6265億円となっております。今後、市町村を含め沿岸部の被害調査を進めて、できるだけ早く調査完了に持って行きたいと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

被災者支援の面では、道路や下水道といったライフラインの応急復旧も順調に進んでおります。また、土木部所管の公共施設上の災害廃棄物処理も進んでおり、6月末までには緊急あるいは1次仮置き場に処理できるよう引き続きよろしく願いいたします。

仮設住宅の建設も被災市町要望戸数約22800戸のうち、15日現在で、建設着工が約17100戸と進捗率は75%に達しております。完成戸数は約12100戸、今後、建設予定戸数は約5700戸となっております。残りは石巻市、気仙沼市、女川町、南三陸町が大半を占めておりますが、今後戸数を精査するとともに、6月末までに建設用地を確保し、8月中旬までには全戸完成を目標に進めていくこととしております。これまで住宅課を中心に職員を増員するとともに、他の都道府県や独立行政法人都市再生機構の職員の皆様、延べ1800名を超える方々からの多大なご支援をいただき進めてまいりました。これまでのご労苦に心から感謝申し上げます。

今後とも被災者の皆様一日も早い生活の安定に向け、ライフラインの確保・充実、災害廃棄物処理、仮設住宅の建設などにしっかりと取り組んでまいりましょう。よろしく願いいたします。

また、11日の河北新報朝刊二面には、「宮城沿岸12市町復興まちづくり2兆円超、県試算「財政破綻は必至」と、土木部の復興まちづくり支援チームが作成し、12日の政府の復興構想会議で知事が説明する資料からの記事が載っております。

11日午後7時30分から放送された「NHKスペシャル シリーズ東日本大震災 第1部「復興はなぜ進まないのか～被災地からの報告～」」をご覧くださいでしょうか。この中で、土木部復興まちづくりチームは知事の命をうけた「特命チーム」として登場しておりますが、このチームは、まさに今、被災市町が取り組んでいる復興計画の中核となるまちづくり計画策定を支援するため、計画案をつくり、直接被災市町に出向いて丁寧に説明する等、積極的に行動していただいております。

復興まちづくりの基盤整備は、被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転事業のほか、道路、河川・海岸、港湾・漁港、JR線、防災緑地・公園、公営住宅、役場、学校、病院等のまちづくりに関連する公共施設等整備事業ほか、民間住宅、産業関連施設などの民間施設の整備を含めれば、試算した2兆円をはるかに超え、10兆円は下らないと思います。特に、土地区画整理事業や集団移転事業では、補助率がそれぞれ1/2、3/4となっているものの、限度額が設定されていることから、被災市町の負担割合は約70%にも及ぶような制度となっております。県を含め全ての被災市町でまちづくりだけで財政破綻は必至の状況です。

そこで、知事は政府の復興構想会議で、震災復興最大の課題として、「速やかな復興財源の総額提示と地元負担を極力伴わない財政措置」を提言いたしました。具体的には、①用途の自由度が高く複数年度の使用が可能な一括交付金の創設、②補助対象の拡大、補助率の嵩上げ、補助要件の緩和、事業の優先採択、災害の緊急性に照らした特例措置等、国庫補助制度の拡充、③地方税（地方消費税）の充実、地方交付税や地方債の確保、地方債償還に係る手厚い地方交付税措置等、地方負担に係る地方財政措置の確保、④災害対策税（恒久的で全国民、全地域が対象となる災害対策のための間接税・目的税）の創設による財源の確保、⑤災害復興基金の創設などきめ細かな支援のための財源の確保。こうした財源措置が講じられな

ければ、被災県・市町が描く抜本的な復興計画は「絵に描いた餅」になるとして強く要請しております。国においては、東日本大震災の被害特性等を踏まえ、今後、いち早くしかるべき法整備や制度改正を提示していただくことを切に望むものであります。

また、今朝のNHKニュースや朝日、毎日新聞などで報道されていますが、国土交通省は、東日本大震災の被害を受けて、堤防整備だけで津波を防ぐこれまでの方針を転換し、高台への避難路や避難ビルを整備して津波に備える「多重防御」によるまちづくりを進める方針で、土地利用・建築制限などの新法制定も検討しているとのこと。

知事はすでに、5月29日の政府の復興構想会議で、8つの項目による「(仮称)東日本復興特区」の創設を提案しています。その中で、復興まちづくり推進特区を1番目に上げております。二度と津波による人的被害を出さない安全・安心なまちの実現、住居・都市施設等の迅速な復興の実現を目的に、高台移転・職住分離の推進、公共土木施設の再整備の推進を内容としております。

また、「宮城県震災復興計画」の第1次案でも、10の復興のポイントのうち1番目に「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」を掲げ、本県沿岸部に位置する市町は地震による被害に加え、大規模な津波により壊滅的な被害を受けたため、高台移転、職住分離、津波への多重防御など沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進するとしております。加えて、安全な避難場所と避難経路の確保、コミュニティの維持や少子高齢社会への対応等について新たなすまいづくりの実現、県や被災市町と住民が協働して、具体的な復興まちづくりを進めるプロセスを確立すること、さらには、「命の道」となる三陸縦貫自動車道や常磐自動車道などの高速道路の加速度的な整備や半島部などの集落をつなぐ国道や県道についても災害に強い道路となるよう整備を進めることとしております。

こうした知事の動きやリーダーシップが国を動かしていると思っております。今日の県災害対策本部会議においても、政府の現地対策本部長の東内閣副大臣から、これからも村井知事にはリーダーシップを発揮し、東日本大震災からの復興を引っ張っていただきたいとの激励があり、政府としても全力で取り組んでいくとの決意を述べられました。知事を先頭に、土木部、復興に向け邁進してまいりましょう。

今回の震災で、ちょっと見落とししていたことがあります。それは宅地の被害です。仙台市の丘陵部を中心に、白石、角田、塩竈、大崎、石巻、東松島、登米の各市、亘理、山元、川崎、松島、利府、大和、加美、女川の各町で宅地被害が多数発生しております。実態をしっかりと調査して対策を講じる必要があります。大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、災害関連緊急急傾斜地対策事業、災害関連地域がけ崩れ対策事業、公共土木施設災害復旧事業など既存制度を活用して行いますが、制度の適用拡大に向け、交付率の嵩上げや、採択要件の緩和など国に要望しているところでもあります。また、住宅金融支援機構による災害復興住宅融資制度が拡充されており、災害復興宅地融資の新設により住宅と同様の融資ができるようになっております。阪神淡路大震災や新潟中越大地震の時と同様に復興基金を創設して対応できないか検討する必要もあります。いずれにせよ、今後の調査結果を踏まえ、被災市町や宅地の所有者の負担をできるだけ軽減するような措置を講じていくよう検討し対応したいと思います。平成15年の宮城県北部連続地震の際には、100箇所を超えるがけ崩れが発生し、

復旧に県が代行して実施し、また市町村負担の軽減も図っております。今後、関係各課と関係事務所においても対応方よろしく願いいたします。

最後になりますが、6月20日に遅れていた定期人事異動の内示を行います。どの職場に転勤なされても、皆様同じ思いで、復旧・復興に取り組んでまいりましょう。

(H23.6.15記)

(5) No. 5 (平成 23 年 7 月 1 日)

# 「温故創新」

## ～ 土木部新体制で挑む、ふるさと宮城の復興 ～

(No. 5)

本日、7月1日、3ヶ月遅れの定期人事異動により、土木部新体制がスタートいたしました。

組織的には、都市計画課内に復興まちづくり推進室を新設し、被災市町のまちづくり支援を加速させます。また、道路課に橋梁整備班を、気仙沼土木事務所に「大島架橋建設班」を新設し、橋梁の耐震化や長寿命化、復興のシンボルとして大島架橋を推進することとしました。さらに、仙台土木事務所に部制を導入するなど組織体制の強化・拡充を図っております。

土木部職員は、他都道府県からの長期支援の方々を含め、総勢で990名となります。はじめて、あるいは久しぶりで、土木部で仕事をされる方もいらっしゃいますので、早く職場になれて、力を発揮していただきたいと思っております。

また、今年度予算は、5月までの補正を含め、これまで最大規模の2341億円余となっております。今後もさらに増えることと思っておりますが、これからも、他都道府県の方々をはじめ多方面のご支援をいただきながら、思いを新たに、ふるさと宮城の復興に向けて、土木部総力を挙げ取り組んでまいりますので、職員の皆様よろしくお願いたします。

さて、6月25日に、政府の東日本大震災復興構想会議の五百旗部議長から菅首相に「復興への提言～悲惨のなかの希望～」が手渡されました。

その中に、「復興構想7原則」が示されており、原則1には、「失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、復興の起点である。……大震災の記録を永遠に残し、……科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。」と、原則2には、「被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。」と、原則4には、「地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。」とあります。大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指し、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進することを表明しております。

そして、本論の第1章「新しい地域のかたち」の中で述べられているように、被災地の復興に当たっては、防波堤・防潮堤を中心とした最前線のみで大自然災害を完全に封ざることができるとの思想ではなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、防波堤等に加え、交通インフラ等を活用した多重防御、土地の嵩上げや高台移転、避難地・避難路・避難ビルなどの整備のほか、災害リスクを考慮した土地利用・建築規制を一体的に行うなど、ハード・ソフト施策を総動員して、地域づくり、復興まちづくりを進めていかなければならないとしております。

まさに、新しい地域のかたち、復興まちづくりにおいては、土木部が中心にこれまで検討し、知事が復興構想会議で提案してきた内容が全て盛り込まれております。もちろん、このことは、「宮城県震災復興計画～宮城・東北・日本の絆・再生からさらなる発展へ～」(第1次案)にも示されており、「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」が復興のベースとなるものであると考えております。

試算によれば、本県の被災市町の復興まちづくりには、2兆円を超える莫大な事業費を要し、被災市町の負担も年間予算をはるかに超えるものとなります。十分な予算措置と財源の確保、速やかな制度設計と法整備がなければ、こうした提言も絵に描いた餅になってしまいます。

待ったなしであります。過去の阪神淡路大震災や新潟中越地震災害とは異なり、巨大地震・大津波による未曾有の東日本大震災でありますから、我が県の復興計画にも示しているとおり、土木部としては、復興まちづくりや復興住宅の整備だけでなく、基幹的社会資本としての道路、港湾、空港など、内陸部と沿岸部を結ぶ交通基盤の充実強化、津波対策のみならず地盤沈下対策も含め、沿岸防災機能の強化と内陸部の総合的な治水対策の実施による粘り強い県土の再構築、流域下水道等の早期復旧と津波に強い施設としての抜本的な整備などが重要となっており、これらの施策のみならず、農林水産業やものづくり産業の復興、観光の再生、保健・医療・福祉の再構築、再生可能なエネルギーの活用など、宮城の復興に向けたさまざまな施策と連動し複合的に実施していかなければなりません。

こうしたことから、引き続き、被害が甚大な我が県から独自に、復興に向けて新しい制度を国に提案していくとともに、8月中にも編成される国の3次補正や来年度以降の予算の担保を目指して、これから年内が正念場となりますので、皆様の一層の奮起を期待しております。

そして、これらを具現化し、今後の土木行政の運営指針となる「宮城県社会資本再生・復興計画」を全員参加のもと、しっかりとつくってまいりましょう。よろしくお願いいたします。

3月11日、14時46分に発生した東日本大震災から111日が過ぎました。これまで、職員の皆様には、災害調査、公共土木施設等の応急復旧、仮設住宅の建設、復興まちづくりへの支援、住宅・宅地危険度判定、県有建築施設の調査・復旧、災害廃棄物の処理、災害査定、被災地への支援等、昼夜を分かたず懸命に取り組んでいただきました。お陰様で、4月21日に公表した復旧・復興工程表のとおり順調に進んでおります。本当にありがとうございます。

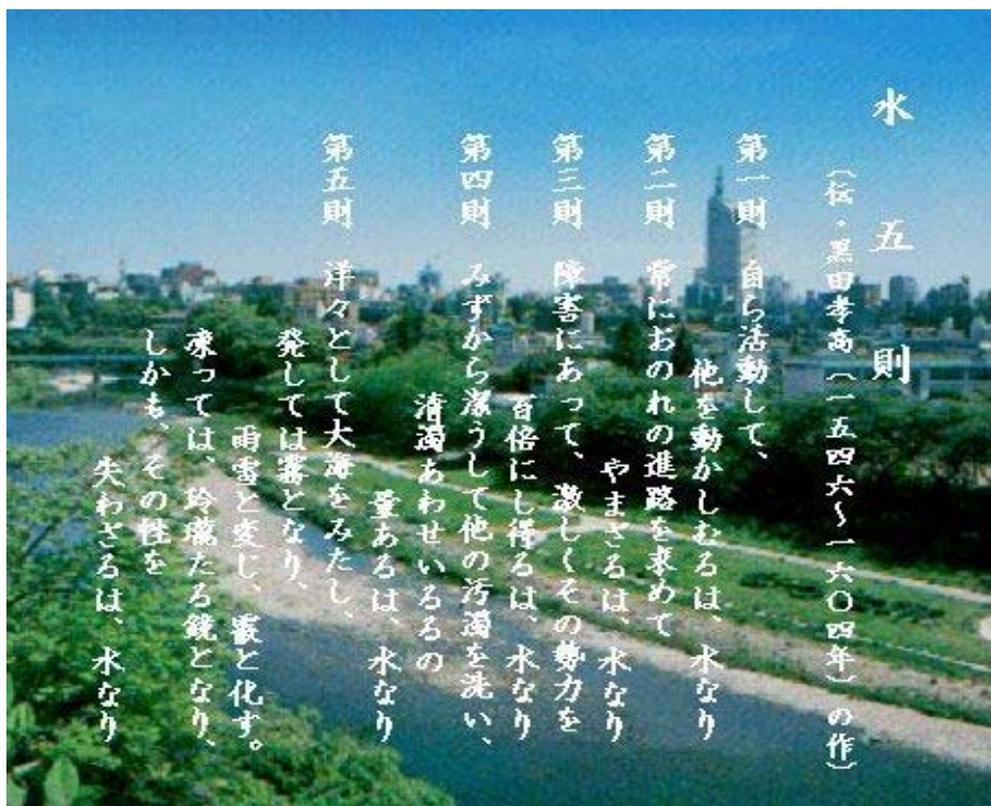
こうした中、職員の皆様には、肉体的にも、精神的にも疲労が蓄積していると思います。今日からは9月末まで15%の節電対策をお願いしていることもあり、暑い夏になると思いますが、どうか、上手に休みを取っていただき、倒れたりすることのないよう、自己管理と職場の支え合いにより、この難局を乗り切っていただきたいと思います。

最後に、昨年、若手職員から「土木部セールスマン心得(五訓)」を提示していただきました。職員の皆様には、その心得(五訓)をもう一度心にとめていただきたいと思います。ま

た、幹部職員の皆様には、「自ら活動して他を動かしむるは水なり」と「水五訓」にあります  
が、一層のリーダーシップを発揮し行動していただきたいと思ひます。

土木部は「現場が第一」であります。現場に足繁く運び、刻々と変わる現場から学び新  
たな発見をして、復旧・復興に活かしていくことが必要です。市町村や被災者の方々の声に真  
摯に耳を傾け、「悲惨のなかの希望」へと「つなぐ」、被災地の一日も早い復興に向けて、こ  
れからも、土木部一丸となって取り組んでいくことをお願いし、挨拶といたします。よろし  
くお願いいたします。

(H23. 7. 1 土木部長挨拶)



土木部セールスマン心得(五訓)

- 一、 先ず、人間としての良識を養い、信頼される人間になること。
- 二、 県の使命をよく理解し、自分の働きに、意義・誇りを感じて、業務に取り組むこと。
- 三、 行政サービスの提供者であることを忘れず、常々から相手とよく話し合い、謙虚に慎ましく親切丁寧に仕事を進めること。
- 四、 正確と迅速さが信用を創る。対応はできるだけ早く、回答はできるだけはっきりとすること。
- 五、 自分が提供するサービスに自分から興味を持ち、自主的に進んで勉強し、職業知識を豊富に持つこと。

(6) No. 6 (平成 23 年 8 月 1 日)

## 『温故創新』

～ 被災地復旧・復興へ、暑い夏をみんなで支え合いながら乗り切ろう ～

(No. 6)



今日から8月、職員の皆様いかがお過ごしですか。疲労困憊の状況にある方もいらっしゃると思います。仕事を一人で抱えることなく、シェアしながら、できる限り時間をうまく使って、計画的に休みを取って身体をこわさないでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、東日本大震災から144日目の今日、発災直後から

様々な支援活動を展開していただいた自衛隊が宮城県から撤収することになりました。県庁ロビーで撤収式が行われましたが、知事からは、自衛隊や米軍の皆様への感謝の言葉と、美しいふるさと宮城の復興に向けての決意が述べられました。出席した誰もが感謝の気持ちでいっぱいでした。本当にありがとうございました。と同時に、私もしっかりと、被災地の復旧と宮城県の復興に全力で取り組む決意を新たにいたしました。

8月、東北は祭りで燃え上がります。先月の16、17日には、東北全体で復興へ向け頑張る意気込みを見せようと、仙台に東北6県の祭りが集合して、「東北六魂祭」が開催され、たくさんの人出で身動きができないほど盛況であったということでした。昨日からは石巻の川開き、6日からは仙台七夕、そしてお盆へと。いろいろな思いの中で迎えることとなりますが、鎮魂から再生、復興へと歩を着実に進めていきたいと思っています。

先月29日に、政府の東日本大震災復興対策本部から、「東日本大震災からの復興の基本方針」が出されましたが、「高台移転」が明記されなかったのは遺憾であります。復興施策(1)災害に強い地域づくりの中の、「②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員」に隠れてしまいました。(iii)に「防災集団移転促進事業」を総合的に再検討するとの表現がありますが、そこで対応するとのこと。お金がかかることで躊躇したのではないかとと思われる。

「宮城県震災復興計画」の復興のポイント「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」では、高台移転・職住分離・多重防御が3点セットとなっております。7月27日現在で、死

者 9 2 5 8 名、行方不明者 2 4 5 2 名、住宅全壊・半壊合わせて 1 3 2 6 6 6 棟という、未曾有の大地震・大津波災害の実態をしっかりと科学的に分析し、いざ災害が起きても最低限、県民の生命を守れるようなまちづくりをすることが私たちの使命であります。この 3 点セットは譲れない原則であります。今回の津波を再現し、レベル 1（数十年か百数十年に 1 度の津波）による第 1 線の沿岸防御を踏まえ、安全な場所に住居を移っていただくことが何よりも重要であり、そのことを訴え続ける必要があります。

これから、被災市町の復興計画が正念場を迎えます。被災市町や地域によってバリエーションがありますが、被災者、被災地が希望を持ってこれから進んでいけるように、9 月 1 1 日の建築制限期間も迫っていますので、沿岸防御、復興まちづくり、復興住宅も 3 点セットで、しっかりと時間軸を設定して取り組んでいくことが必要です。よろしく願いいたします。

また、政府の復興の基本方針では、10 年間の復興期間の事業規模を少なくとも 2 3 兆円程度と見込んでいます。平成 2 7 年度末までの 5 年間で「集中復興期間」として少なくとも 1 9 兆円を投資するとしております。国の 1 次補正と 2 次補正ですでに 6 兆円を出しておりますから、今後の 3 次補正は 1 3 兆円規模となるようです。

宮城県では、復旧・復興事業費総額見込は、今日現在で、1 2 兆 8 千 3 百億円であり、そのうち、公共土木施設は 2 兆 4 千 3 百 2 0 億円となっております。政府の復興予算の根拠も明確ではなく、いずれ 2 3 兆円で収まるわけがありません。

以上の点をも踏まえ、4 日には知事が、市長会と町村会と一緒に政府要望を実施することになっております。今月中には「宮城県復興計画」最終案が確定し、9 月議会で議決を得ることになっております。先月 2 2 日に、仙台土木事務所会議室で土木部の「宮城県社会資本再生・復興計画」（1 次案）（※下記）等について説明しましたが、職員の皆様からご意見をいただきながら、復興計画に合わせ作業を加速していきたいと思っております。

次に、災害査定についてですが、先月 2 9 日現在で、被害件数 6 4 3 2 件中、2 3 5 8 件の査定が終了しました。進捗率は 3 7 % です。今日から、水管理・国土保全局所管は 1 2 次査定で、下水道や公園、港湾も引き続き進められております。本当にご苦労様です。査定については、国交省から年内にできるだけ早く、県及び市町村全ての件数を終えるよう指示がありました。現在、他都道府県からも 1 0 0 名に及ぶ支援をいただいておりますが、年内に終えるためには体制を整え、9 月以降集中的に実施していく必要があります。不要不急の仕事を一時中断して、本庁はもちろん内陸部の地方公所の方々にもお手伝いをお願いすることを検討しております。

先月半ばで梅雨が明けてしまい、猛暑が続きましたが、このところ涼しい日が続いております。こうした中、先週の 2 9、3 0 日、新潟・福島では平成 1 6 年の豪雨災害を上回る、連続雨量 1 0 0 0 mm を越える豪雨により、五十嵐川（いからしがわ）をはじめ多数の河川で堤防が決壊し床上浸水するなど多数の被害が発生しております。災害はいつでも、どこでも、いろいろなかたちで私たちを襲ってまいります。

宮城県でも大震災により地盤沈下が著しく、県土は水害に対してもさらに弱い状況下にあります。こうしたことも肝に銘じておかなければなりません。職員の皆様には、本当にご苦

労をおかけいたしますが、これからが夏本番、暑い夏、みんなで支え合いながら、復旧・復興に向け、しっかりと取り組んでまいりましょう。それでは皆様お元気で。

(H23.8.1記)

(7) No. 7 (平成 23 年 9 月 6 日)

# 「温故創新」

～ 大震災から半年、災害査定、本格復旧と急ごう ～

(No. 7)



9月になりました。職員の皆様いかがお過ごしですか。夏休みを計画的にとっていただいて、疲れを貯めないようにしてください。今月に入り、牛歩の如く、のろのろとした台風12号は、紀伊半島、奈良、和歌山、三重の各県などに甚大な被害を及ぼしました。仙台の年間雨量1400mmをはるかに越える、総雨量1800mmもの記録的な豪雨に見舞われたところもあり、報道では、洪水や土石流により、10道県で100名に近い方が死亡・行方不明、1万人以上が孤立したということであります。まさに、「災害列島日本、いつ、どこでも、災害は起こる」と実感しております。被災した各県地域の皆さまに心からお見舞い申し上げます。

9月は台風シーズンです。本県においても、大津波で壊滅的な被害を受けた海岸や河川堤防の応急工事は完了していますが、地盤沈下も起きており、今まさに県土は災害から一番危険な状態にありますので、しっかりとできる限りの対応をしていかなければなりません。よろしく願いいたします。

さて、東日本大震災から半年が過ぎようとしております。被災地は少しずつ落ち着いてきた感がありますが、まだまだ復興への道のりは厳しいものがあります。

9月1日付けで、東京都などから新たに5名、交替で9名が応援に来ていただき、現在、17都道県、100名の皆様にご支援をいただいております。本当にありがとうございます。身体にはくれぐれも気をつけていただき、これからもよろしく願いいたします。

年内に災害査定を必ず終了するため、土木部総力を上げて取り組み、平成25年までの3ヶ年で施設の復旧をあらかじめ終わるよう、査定が終了した箇所からどんどん発注し、県民の皆様に見える形で工事を進めていただくよう切にお願いいたします。

なお、遅くなって申し訳ございませんでしたが、沿岸部における海岸堤防高については、今週中に正式に公表されますので、急ピッチで設計を進めて沿岸部の災害査定や復興まちづくり等に活かしていただきたいと思います。

また、1日に岩手、宮城、福島3県の土木部長会議を盛岡で開催し、各県の状況等を踏まえ意見交換しました。福島県は地震津波災害に加え、原発事故、さらには水害と、県土全体

が災害で厳しい状況下にあります。復興計画も12月までに策定することですが、原発事故で避難区域などに指定されている市町は、現時点では復興計画策定などできそうにないとのこと。原発事故の早期収束を切に望んでおります。新地町、相馬市など北部沿岸は本県の沿岸防御やまちづくりとほぼ同じ考えで取り組みたいとのことでした。

岩手県は知事選挙中で、すでに復興計画を策定しております。沿岸防潮堤は本県よりかなり高く建設されていますが、さらに高くしたいとのこと。次の日に、宮古市田老から釜石まで岩手沿岸を視察しました。沿岸部の防潮堤は10m程で高く建設されており、港湾施設背後にも防潮堤が建設されています。田老地区のX字の海岸防潮堤に立ち、その高さに驚きましたが、漁港の防波堤が被災し、防潮堤も一部前面のみ被災しており、この防潮堤を巨大津波が楽々と越え、国道45号に沿った市街地には家などは残ってはいませんでした。ここは、明治29年、昭和8年の三陸津波でも壊滅的な被害を受けております。

このように各県の状況は異なっておりますが、災害査定、沿岸防御や復興まちづくりにこれからも連携を蜜にして行動していくことを確認しております。本県としても、被災地の思いをしっかりと受け止めて、復旧・復興に全力を傾けることをここに改めて誓いたいと思います。

8月26日には、宮城県震災復興本部会議で「宮城県震災復興計画」が決定されました。9月議会に諮り議決を得ることとなっております。平行して策定を進めてきた土木部の「宮城県社会資本再生・復興計画」（2次案）がまとまり、9月12日から今月いっぱいパブリックコメントや市町村との意見交換を行い、10月はじめには策定し、議会に報告、公表することとしております。これまで職員の皆様からたくさんの貴重なご意見をいただきました。関心度の高さは、職員皆様の宮城の復興への思いと重なっております。ありがとうございました。

さらに、「東日本大震災の記録」の編集も進められております。災害の記録を言語化し語り継ぐことは非常に大切なことです。記憶を風化させることなく、初動対応や災害復旧状況などをとりまとめ、今後の災害対策に活かしていく努力が重要です。大震災から半年が過ぎた9月11日に、まずは〔暫定版〕として発刊いたします。執筆や編集に携わった職員の皆様に感謝いたします。1年後の3月11日に追補版、災害復旧事業等の完成を以て完成版を発刊することとなりますが、平成25年は土木部80周年でもあり、宮城県の復興への大きな力となることを期待しております。

なお、9月16日から30日まで、県庁ロビーで土木部主催の「3.11東日本大震災 復旧・復興パネル展」を開催します。今後機会あるごとに、復旧・復興の進み具合を多くの県民に知っていただくよう、各地域の合同庁舎、仙台空港ビル、商業施設など人が集まる場所を選んで実施していきたいと思っております。

最後に、8月30日に国から、被災地復興のリーディングプロジェクトとして、三陸縦貫自動車道をはじめ三陸沿岸道路等の早期整備を図る方針のもと、県内未事業化区間約18kmのルート及び出入り口5箇所の位置が示されました。気仙沼大島架橋ともアクセスすることになります。

また、今朝の河北新報に、「積む 降ろす 力強く 荷役用クレーン仙台港で再稼働」とありました。やっとガントリークレーン2号機が復旧しました。早期に高砂ー14m岸壁とガントリークレーン4基すべてが復旧するよう願っています。さらに、日本ではじめて、東洋ゴム工業株式会社仙台工場（岩沼市）から自動車タイヤを積載した「45フィートコンテナ」の公道輸送も始まり、9月15日には仙台港から第1船が出航、内航フィーダーで東京港に運ばれ北米に向け輸出されます。港湾も着々と復旧してきております。

仙台空港も9月25日に空港ビルの完全復旧と国際定期便ソウル線が再開されます。順次、グアム、台北、上海／北京、大連／北京の各線が再開される予定です。仙台空港も震災前の賑わいを取り戻していくことでしょう。合わせて、仙台空港アクセス鉄道も10月1日から全線再開します。このように、陸（道路）・海（港湾）・空（空港）の復旧・復興は、宮城の復興に大きな力となることでしょう。引き続き復旧・復興を進め、各施設の利用拡大に努力していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

野田新総理が誕生し、政権も新布陣となりました。震災の復旧・復興に全力で取り組むとしております。試金石は3次補正であります。本県が要望してきた、沿岸防御、復興まちづくりを進めるための新たな制度の創設や復興予算・財源等が示されるのか、正念場を迎えております。9日には新政権に対して知事の政府要望が行われますし、引き続き土木部としてもしっかりと対応してまいります。よろしく願いいたします。

朝晩、秋の気配が感じられる季節となってきましたが、日中はまだまだ暑い日が続きますし、美しいふるさと宮城の復興に向けて熱い戦いは続きます。職員の皆様どうかお身体に気をつけてください。ではまた。

(H23. 9. 6記)

## — 出 典 —

- 気象庁 「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震について(報道発表資料)」
- 国土地理院 「平成 23 年(2011 年)東日本大震災に関する情報提供(ホームページ)」
- 社団法人建設協会 「津波による沿岸部被災前後写真集」



宮城県土木部事業管理課  
〒980-8570  
仙台市青葉区本町三丁目8-1  
TEL:022(211)3187  
FAX:022(211)3292